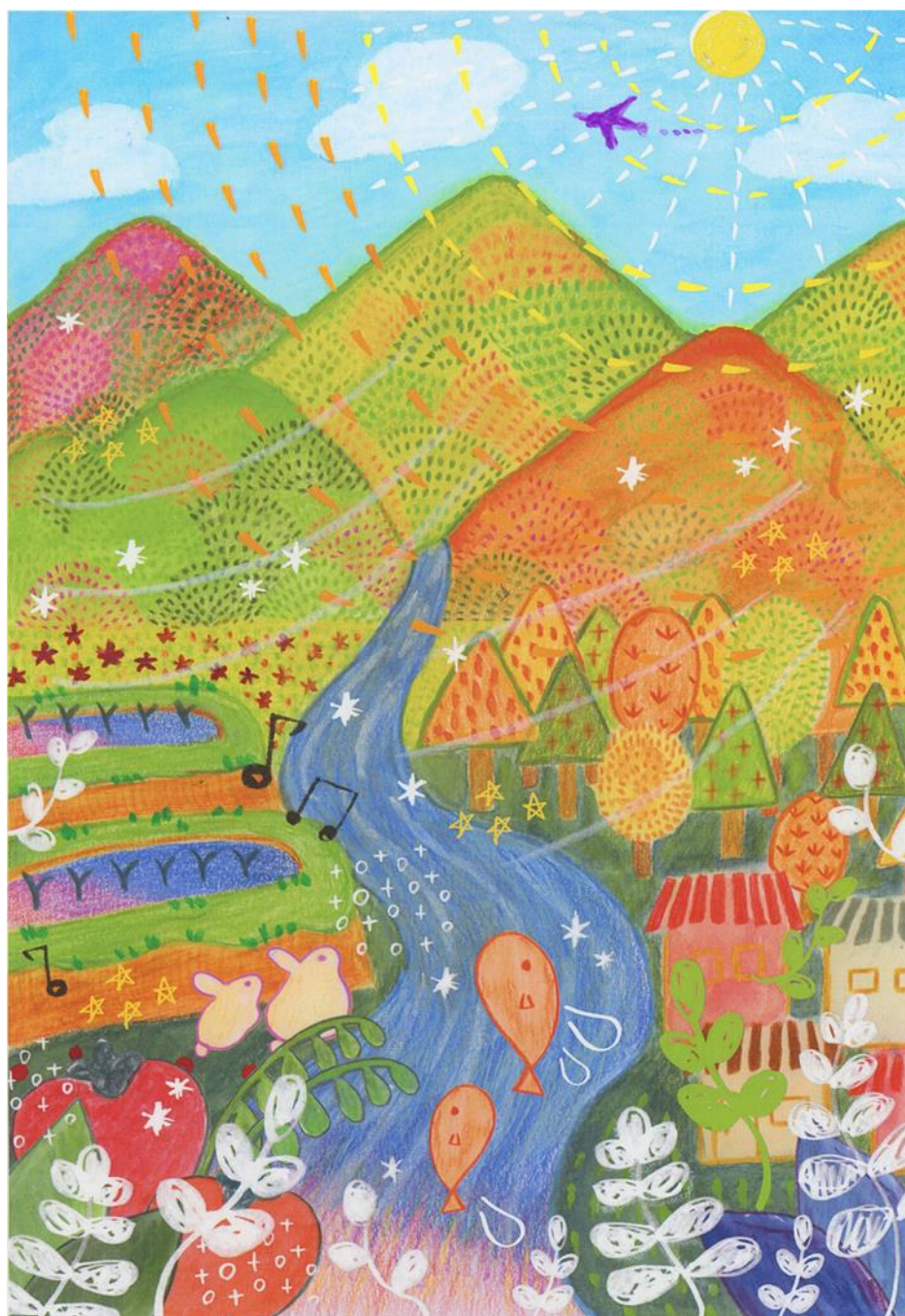


富山県中山間地域創生総合戦略 (改訂)



令和5年1月

～目 次～

第1章 総合戦略策定の趣旨等

1	総合戦略策定の趣旨	1
2	総合戦略の位置づけ	1
3	総合戦略の期間	1
4	中山間地域の定義	1

第2章 中山間地域を取り巻く新たな潮流

1	新しい人の流れ	3
2	新たな仕事づくりの動き	5
3	持続可能な集落づくり	6
4	新たな可能性	7
5	国の動き等	8
6	新たな課題とビヨンドコロナを見据えた取組み等	10

第3章 中山間地域の現状と課題

1	中山間地域の多面的機能	11
2	人口等	
(1)	人口の動向	12
(2)	移住	13
3	生活環境	
(1)	自然環境	15
(2)	地域交通	16
(3)	情報通信	17
(4)	医療・福祉	18
(5)	空き家	18
4	産業	
(1)	産業別就業状況	20
(2)	農業	20
(3)	林業	21
(4)	観光・商工業	23
5	住民意識・生活	24

第4章 中山間地域施策の基本方針と総合戦略の目標

1	中山間地域の目指す姿	31
2	中山間地域施策推進のための基本方針	31

3 施策実現のための観点	31
--------------	----

第5章 総合戦略の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策	33
（1）住民主体の地域づくり	33
（2）安全で環境にやさしい地域の形成	34
（3）新たな人の流れの創出	37
（4）地域の特性を活かした事業の振興	39
（5）未来技術等による産業振興と生活の確保	42

2 具体的施策の展開	45
------------	----

観点1：地域コミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全

（1）住民主体の地域づくり	46
（2）魅力あふれる地域づくり	48
（3）新たな人の流れの創出	50
（4）災害に強い地域づくり	52
参考指標	55

観点2：地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大

（1）中山間地農業の活性化	57
（2）鳥獣被害の防止等	59
（3）林業及び木材産業の活性化	61
（4）地域の特性を活かした事業の振興や就労機会の創出	63
（5）交流による地域活性化	66
参考指標	68

観点3：生活に必要な不可欠なサービスの確保

（1）交通手段の安定的な確保	70
（2）日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	71
（3）医療・福祉サービスの確保	73
参考指標	78

3 県内における先進的な取組	79
----------------	----

第6章 総合戦略の推進

1 多様な主体の連携による推進	101
2 推進体制と進捗管理	102

参考資料	103
------	-----

第1章 総合戦略策定の趣旨等

1 総合戦略策定の趣旨

本県の中山間地域は、県全体に対して面積7割超、人口約2割を占めており、県土の保全、水源の涵養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等について重要な役割を担い、県民生活および本県経済の安定に寄与しています。

その一方で、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえも危ぶまれています。

このような背景のもと、本県では2019年3月に制定された「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、有識者や地域づくりの実践者、市町村などと意見交換を密にし、中山間地域の総合的な対策として中山間地域創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものです。

2 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、条例第6条に基づく戦略です。

3 総合戦略の期間

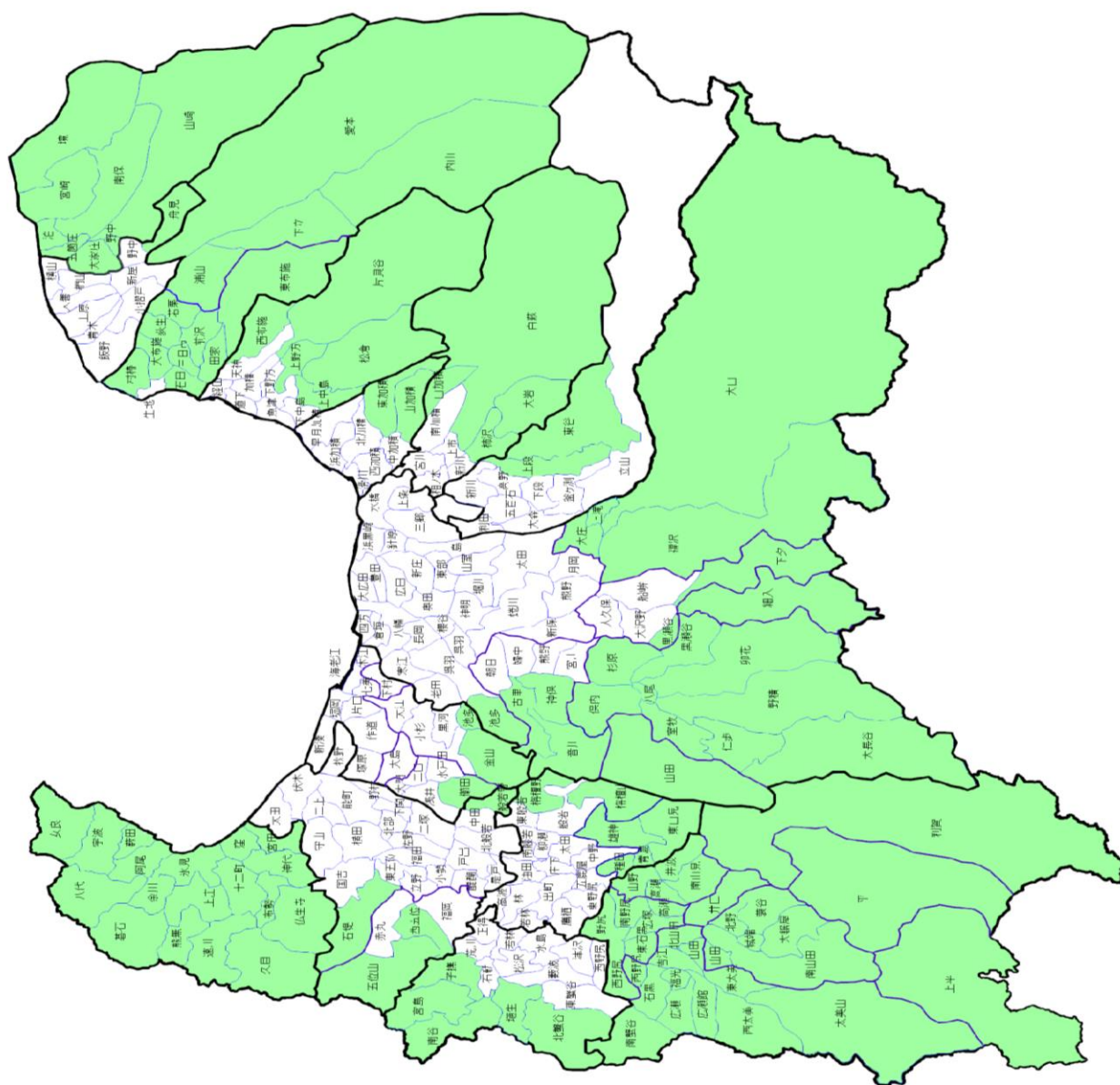
総合戦略の計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

4 中山間地域の定義

総合戦略における「中山間地域」とは、条例第2条に規定する次の区域

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (2) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

■中山間地域の区域図（2022（令和4）年4月時点）



※旧旧市町村界は、農林統計上の区分

※国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区域データ）」をもとに県が編集・加工

第2章 中山間地域を取り巻く新たな潮流

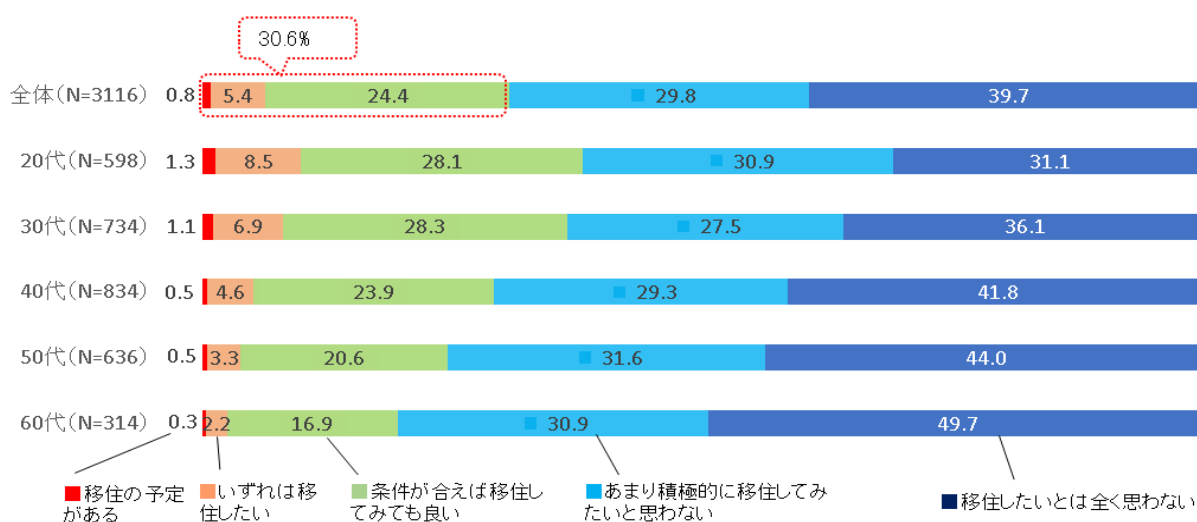
1 新しい人の流れ

近年、ライフスタイルや働き方が多様化する中で、若い世代を中心に都市部から農山漁村への田園回帰の潮流の高まりが指摘されています。総務省の「田園回帰」に関する調査研究報告書によれば、都市部住民の農山漁村地域への移住の意識調査では、若い世代を中心に全体で約3割が移住に関心があると前向きな回答となっていることから、その傾向が伺えます。

また、地域おこし協力隊(※¹)の隊員数は増加傾向にあり、2021年度の隊員数は、約6千人と、2013(平成25)年度の約6倍になっています。都市部の若者等が地方において、地域協力活動に取り組むことで、地域に新たな風が吹き込まれ、地域の活性化につながっている事例もあり、2021年3月末までに任期終了した隊員の約65%は任期終了後も近隣市町村を含めた同じ地域に定住しています。

このような自分らしい新たな暮らしの場・交流の場としての農山漁村や地方の魅力は高まり、その流れを捉えた都市農村交流の拡大や地方への移住促進は、東京一極集中是正の観点からも注目されています。

■都市部住民の農山漁村地域への移住に対する考え



資料：「田園回帰」に関する調査研究報告書（総務省、2018年3月）

(※¹)地域おこし協力隊（総務省）

都市地域から過疎地域等に移住し、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組

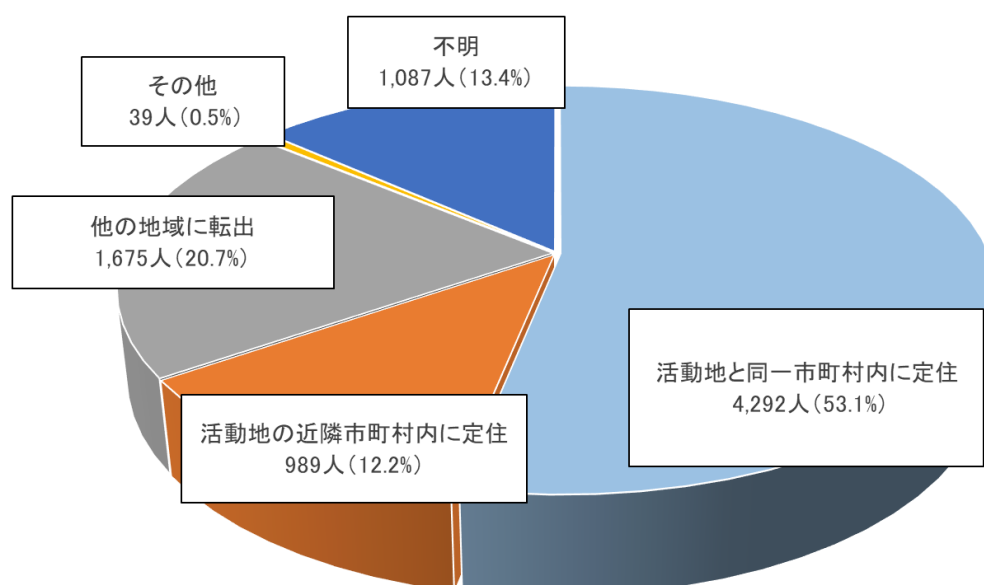
■地域おこし協力隊の隊員数、取組団体数の推移

年 度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R 2)	2021 (R3)
隊員数	2,625 人 (2,799 人)	3,978 人 (4,090 人)	4,830 人 (4,976 人)	5,359 人 (5,530 人)	5,349 人 (5,503 人)	5,464 人 (5,560 人)	6,005 人 (6,015 人)
本県	7 人	22 人	41 人	55 人	60 人	53 人	55 人
団体数	444 団体	673 団体	886 団体	997 団体	1,061 団体	1,065 団体	1,085 団体

資料：総務省調査（総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数）

※カッコ内は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数と合わせたもの。

■任期終了後の地域おこし協力隊員の動向（2021年3月末までに任期終了した隊員の状況）



資料：令和3年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果（総務省）

2 新たな仕事づくりの動き

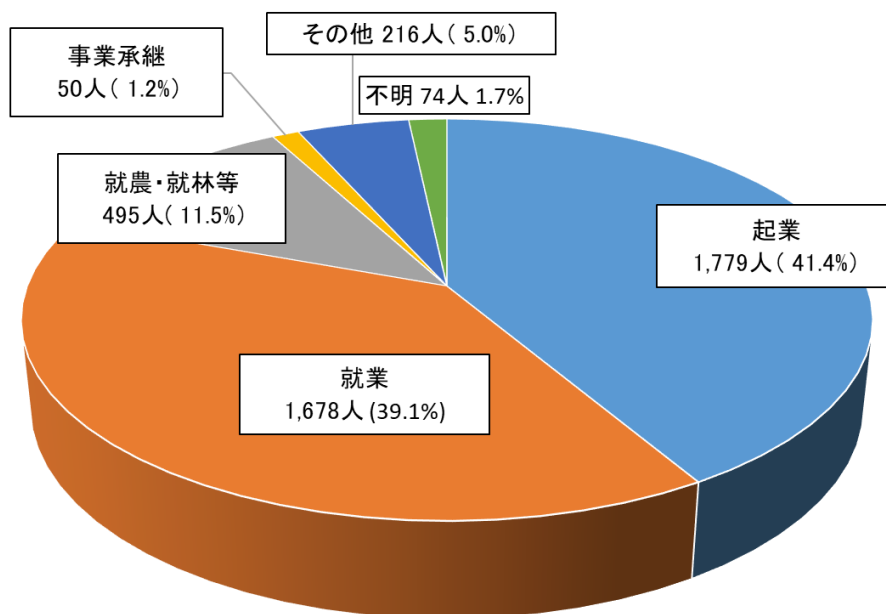
人口減少が進む中山間地域では、生活に必要なサービスの提供や空き家の管理というような新たな課題も発生しており、このような課題は、新たなビジネスチャンスとも言えます。こうしたなか、中山間地域では、担い手不足により専門人材で各々のサービスを確保することは難しく、限られた担い手で複数のサービスを提供する多業の取組が始まっています。

また、全国的にも2021年3月末までに任期終了した地域おこし協力隊の隊員のうち、同一市町村内に定住した者の約4割が起業するなど、移住者による起業や継業、サテライトオフィスなどの設置により他から仕事を持ち込む“移業”の動きが活発化しています。また、地球温暖化など環境問題への高まりを背景に再生可能エネルギー源の活用や、豊かな自然と食を活かした農泊ビジネスなどの新たな取組のほか、ロボット技術やICTを活用したスマート農業(※2)への取組も広がりを見せています。

県内でも、地域おこし協力隊の隊員が任期終了後にレストランを開業した例や移住者による林業起業、改修した空き家を活動拠点に地方発の起業家を生み出す地域活性化の取組など新たな仕事づくりの取組が始まっています。

■ 同一市町村内に定住した地域おこし協力隊員の進路

(2021年3月末までに任期終了した隊員の状況)



資料：令和3年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果（総務省）

(※2)スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業

3 持続可能な集落づくり

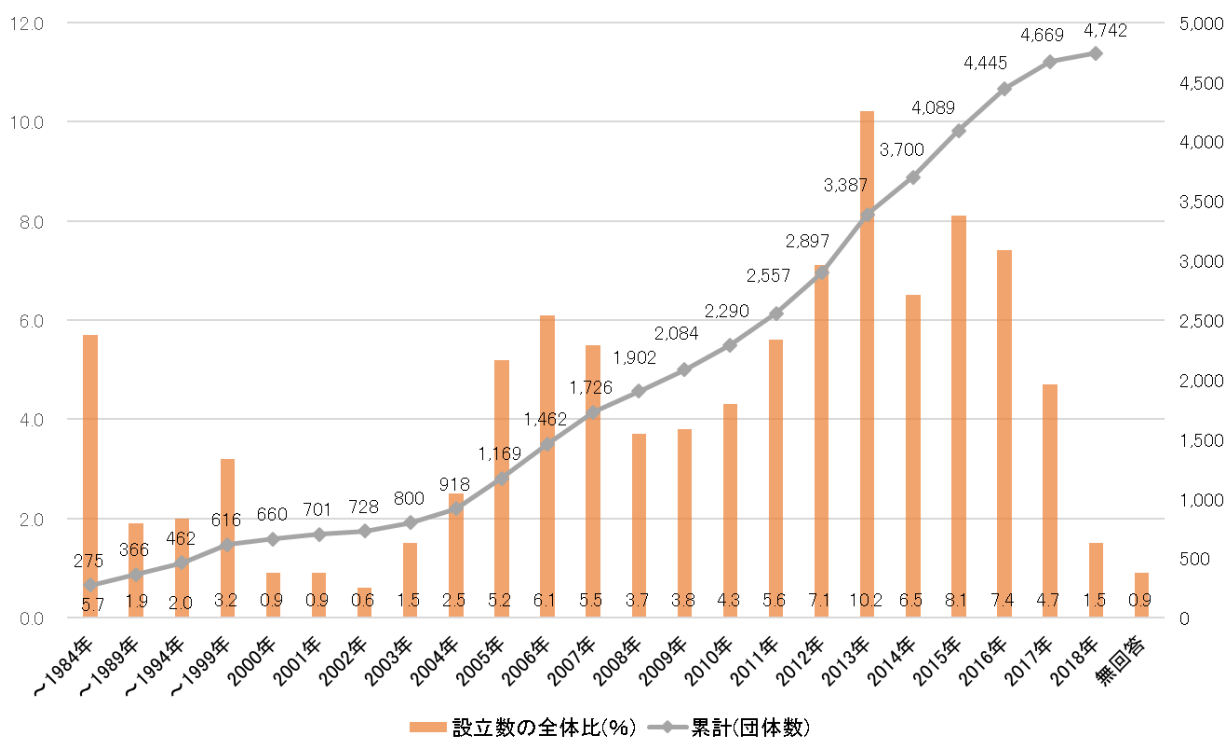
近年、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する「地域運営組織」の形成が全国的に進んでいます。

県内の中山間地域でも地域運営組織の形成が着実に進んでおり、例えば「北蟹谷地域活性化協議会」(小矢部市)では、閉鎖したガソリンスタンドをカフェや居酒屋がある直売所として再整備し、地域の魅力を活かした各種交流活動の拠点として活用することで地域活性化につなげています。また、南砺市においても、住民が主体となって地域の課題解決に結びつく活動を行う小規模多機能自治(※³)の取組を旧小学校区単位で推進しています。

さらに、魚津市をはじめいくつかの市町村では、地域主体で地域の将来像等を話し合い地域のまちづくり計画を策定する取組が実施されているなど、住民主体による持続可能な地域づくりの取組が広がりを見せています。

このような取組を行う地域は、県内の中山間地域の人口減少が進む中で、持続可能な地域社会を形成するためのロールモデルとなる可能性を秘めています。

■ 地域運営組織の設立年別の件数と累計団体数



資料:平成 30 年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省)

(※³)小規模多機能自治

小規模ながらも様々な機能をもった住民自治の仕組み

4 新たな可能性

近年、IoT（モノのインターネット化）やビッグデータ、AI、ロボットに代表される第4次産業革命と呼ばれる産業・技術革新が世界的に進みつつあり、さらにこの技術の進展を原動力とした「Society5.0」(※⁴)の実現に向けた取組が加速しています。この「Society5.0」を実現するための情報通信技術などの未来技術は、生産や消費といった経済活動だけでなく、働き方などのライフスタイルも含めて社会生活へ大きな影響をもたらすと考えられています。人口減少が進む中山間地域において担い手不足が深刻化する中で、地域経済・社会を存続、発展させていく手法として、これら技術への期待は大変高くなっています。

また、国際連合は、2015（平成 27）年に経済・社会・環境の調和をとりながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する目標として「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs) (※⁵)を採択しました。我が国においては、国が「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を定め、この実施指針に基づき具体的な施策に取り組むこととされています。また、本県においても、これまでの環境保全活動の取組が評価され、2019年度に「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」として、SDGs 達成の視点を取り入れた各種の施策を通じ、持続可能な県づくりを進めることとしています。中山間地域は、豊かな自然環境や水力、バイオマスといった再生可能エネルギー源に恵まれています。人口減少が著しく、地域の担い手不足が深刻化し、コミュニティの衰退が懸念されています。今後は、県民全体の理解のもと、持続可能な社会をつくるというSDGsの理念を踏まえながら中山間地域の振興を図っていくことが重要です。

(※⁴)Society5.0

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(※⁵)SDGs17のゴール



5 国の動き等

近年、農地、森林の保全に関しては、中山間地域の振興にも関係する法律の制定が相次いでいます。2014（平成 26）年に、農業・農村の有する多面的機能の維持と発揮を図るための日本型直接支払の取組を定めた「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、2018（平成 30）年には、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理の仕組みを定めた「森林経営管理法」が成立、2019 年には、棚田地域の振興を図る「棚田地域振興法」や、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しています。

また、過疎地域対策については、1970（昭和 45）年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、五次にわたり議員立法として過疎対策立法が制定され、そのもとで各種の対策が講じられてきました。「過疎地域自立促進特別法」が 2021（令和 3）年 3 月末に法期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が 2021（令和 3）年 4 月に制定されました。新たな過疎法では、過疎地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、取り組むことが重要であるとされています。県では、新過疎法第 7 条の規定により、県が行う過疎地域等の持続的発展のための対策の大綱であり、かつ、過疎地域等市町が持続的発展市町村計画を定める際の策定指針となる「富山県過疎地域持続的発展方針」を策定し、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」「集落の整備」など 11 の実施項目を掲げ、持続的発展に向けた施策に取り組むこととしています。

その他にも、2019 年には「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が成立するとともに、人口減少が進む過疎地域において、2017（平成 29）年から、一定の条件のもとで貨客混載の運送サービスができるようになるなど地域の実情に応じた規制緩和も講じられています。

さらに、日本の人口が 2008（平成 20）年をピークに減少に転じ、高齢化が急速に進展していることを背景に、国においては地方創生を推進するため、2014（平成 26）年 9 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。こうしたなか、国では、2019 年 12 月に、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、今後 5 年間で、新たに特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大による新たな地方への人の流れや、Society5.0 といった新しい時代の流れを力にする施策の推進などに取り組むこととしています。本県でも 2015（平成 27）年 10 月に本県の自然、文化、産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造する「とやま未来創生戦略」を策定し、とやまの未来創生に向けて、これまで結婚・出産・子育て支援や、産業振興、人材確保、人づくりなどの各種施策を総合的に推進してきました。また、2019 年度には、さらなる深化に向けて「第 2 期とやま未来創生戦略」を策定しました。第 2 期戦略では、北陸新

幹線敦賀延伸の効果を最大限に発揮するための取組を実施するほか、本県が「SDGs 未来都市」に選定されたことを活かし、多様なステークホルダーとの連携を強化し、SDGs を原動力とした地方創生を進めるとともに、Society5.0、第5世代移動通信システム（5G）といった新しい時代の流れを積極的に取り込みながら、中山間地域の振興はもとより、①結婚・出産・子育ての願いが叶う環境整備、②産業振興、若者等の雇用創出、観光振興、県内への移住促進、③若者・女性・高齢者など多様な人材の確保と労働生産性の向上、④活力あるまち・健やかな暮らし・未来を担う人づくりの4つの基本目標を掲げ、取組を進めていくこととしています。

6 新たな課題とビヨンドコロナを見据えた取組み等

県では、人口減少・少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済情勢を乗り越え、新しい富山県のさらなる発展に向けたビジョンや戦略を策定するため、令和3年2月に「富山県成長戦略会議」を設置しました。

この会議や、県内すべての市町村で開催したビジョンセッションなどでの県民の皆様との対話でのご意見などを踏まえ、令和4年2月に「富山県成長戦略」を策定し、「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング（※⁶）先進地域、富山 ～」をビジョンに掲げ、6つの柱（※⁷）を中核とする成長戦略の実現に向けた取組みを進めています。この富山県成長戦略も踏まえながら、中山間地域の振興に係る取組みをさらに進めていくこととします。

また、人口減少や高齢化が進む中山間地域において、持続可能な地域社会を形成するためには、最新のデジタル技術を活用して、生活に必要なサービスの確保や利便性の向上など、地域課題の解決を図っていくことも重要です。県では、ドローンを活用した食料品などの配送の可能性を検証する実証実験や、民間企業等が地域と連携して行う、デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた取組みへの支援などを推進します。

（※⁶） ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（＝well-being）にあること」と定義

（※⁷） 6つの柱

① 真の幸せ（ウェルビーイング）戦略 ② まちづくり戦略（官民連携／PPP・PFI） ③ ブランディング戦略（広報／観光／移住） ④ 新産業戦略 ⑤ スタートアップ支援戦略 ⑥ 県庁オープン化戦略

第3章 中山間地域の現状と課題

1 中山間地域の多面的機能

森林は、中山間地域の重要な資源であり、中山間地域のみならず、その下流域に住む人々の生活環境に大きな影響を与えるとともに、野生生物の生息環境、水源涵養、二酸化炭素吸収源としての働きなどの多面的機能を有しています。

また、中山間地域を含めた農業・農村は、食料を安定的に供給する基本的な役割を果たすとともに、農業生産活動を通じた県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい郷土景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。特に、山間地の棚田は、降雨時の土壌侵食や崩落を防ぐ機能も有し、水田に貯水することにより川への土砂の流出を抑えるなど土砂災害の防止にも貢献しています。

このような多面的機能を有する中山間地域の集落機能の低下は、これまでに整備・蓄積されてきた農地や用排水路、森林の放置につながり、県土保全、災害防止機能を衰退させ、土砂災害や洪水災害等の発生頻度を高めるとともに、荒廃農地の増大により、食料の安定供給への悪影響が予想されるなど、県民の生命、財産、豊かな暮らしが脅かされるおそれがあり、県民意識を醸成し県民全体で中山間地域の保全に取り組む必要があります。

■多面的機能の例

区分	機能名	役割
県土の保全	洪水防止機能	ほ場整備の畦畔整備により水田の貯留機能が向上し、洪水被害の防止に寄与
	土砂浸食崩壊防止機能	農地が耕作されることにより土壌侵食の抑制に寄与
		山間地の水路が維持されることにより山地崩壊防止に寄与
生活環境の改善	水質浄化機能	生活雑排水等の処理施設により害虫の発生防止、水質浄化に寄与
	地域用水機能	農業用水は火災時の消火や冬期の消流雪に寄与
	産業誘発・生活道路等機能	農道が整備されることにより、地域の利便性の向上や、産業誘発等の地域活性化に寄与
自然環境の保全	地下水涵養機能	水田の水は地下に浸透し、地下水の涵養や河川等の流況安定に寄与
	クリーンエネルギー機能	農業用水を利用した水力発電は、化石燃料を使わないエネルギーを提供し、CO ² 削減に寄与
	気候緩和機能	水田は夏期の気温を抑え、冷房経費の節減に寄与
	生態系保全機能	農業用排水路やため池を適正に保全管理することにより、水性動植物の生態系の保全に寄与
保健休養・遊び	リフレッシュ・癒し機能	水や緑に恵まれたため池やダム、用排水路等は、心のやすらぎや自然とのふれあいの場の提供に寄与
伝統文化の保全・継承	伝統文化の保全・継承機能	農村の集落機能を維持することによって、古くから伝わる祭りなどの伝統文化の継承に寄与
		事業の実施により貴重な埋蔵文化財の発見・発掘が行われ、地域の歴史・文化の解明に寄与
情操教育	自然学習機能	農業水利施設の歴史や豊かな自然は、学習教材の提供に寄与

資料：県農村整備課調べ

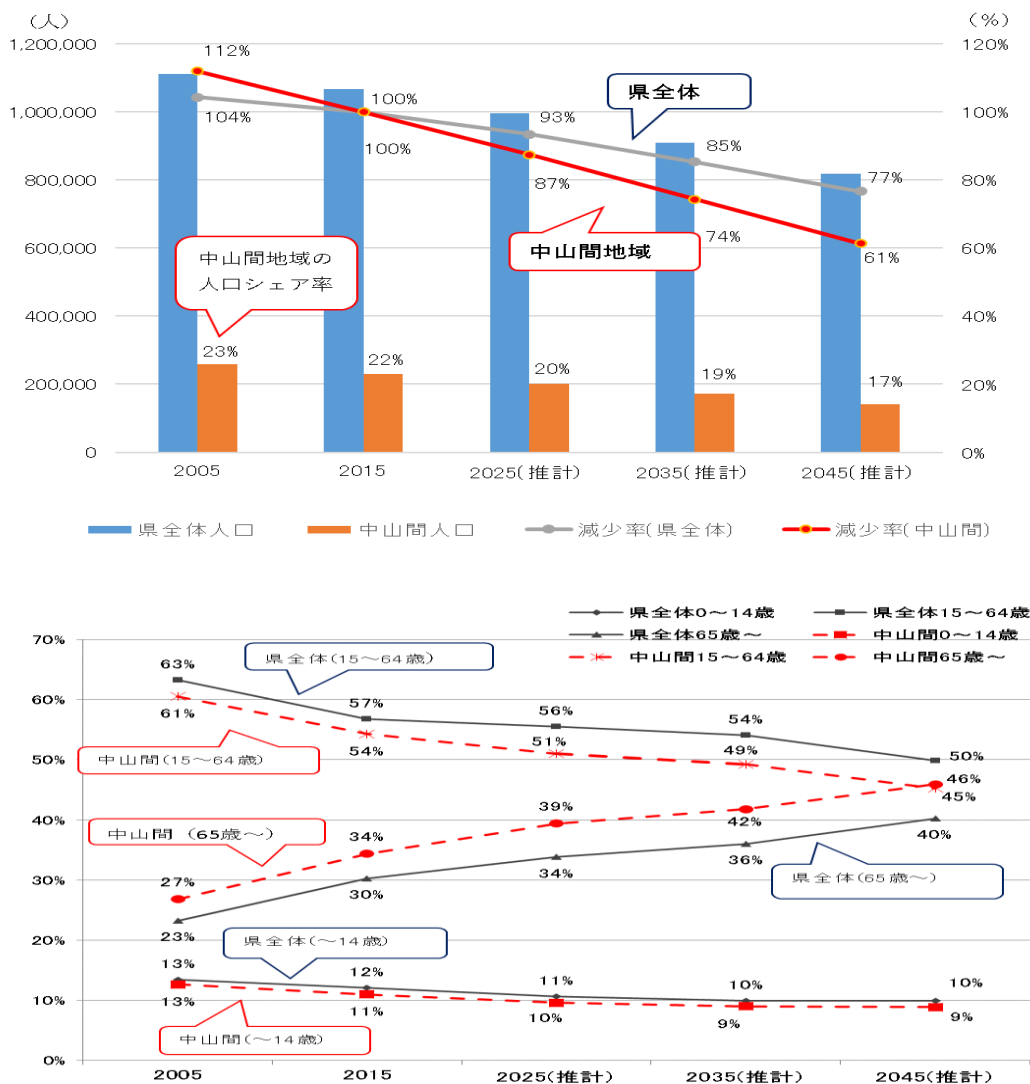
2 人口等

(1) 人口の動向

本県の人口は、出生者数が死亡者数を下回ることなどにより、1998（平成 10）年の 112 万人をピークに減少に転じ、2015（平成 27）年に 106 万人となり、2025 年には 100 万人を切ると推計されています。また、高齢化も全国を上回るスピードで進行しており、2025 年には約 3 人に 1 人、2045 年には約 4 割が高齢者となる見込みです。

特に、中山間地域においては、この傾向が顕著であり、2015(平成 27)年から 2045 年の人口減少率は県全体が 23%であるのに対し中山間地域は 39%、2045 年の高齢化率も県全体が 40%であるのに対し中山間地域は 46%と見込まれ、県全体よりも早いスピードで人口減少、少子高齢化が進展すると考えられています。

■人口の将来推計と減少率、年齢別人口割合の推移



資料：国勢調査の町丁・字等別統計及び国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」をもとに、2015年農林業センサスの農業集落別に集計された農林水産省データを県中山間地域対策課において加工

(2) 移住

本県では、2007（平成 19）年に「くらしたい国、富山」推進本部を設置し、本格的に移住施策の取組を始め、2015（平成 27）年に移住希望者の相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」を富山と東京に設置、また 2018（平成 30）年には、大阪オフィス、2020（令和 2）年には名古屋オフィスを設置し、移住希望者の相談体制を整備したほか、ホームページや SNS を活用した情報発信や移住セミナーなどの開催を通じて、本県の強みである就労環境や自然環境、子育て環境の良さなど、中山間地域を含めた富山暮らしの魅力を PR しています。

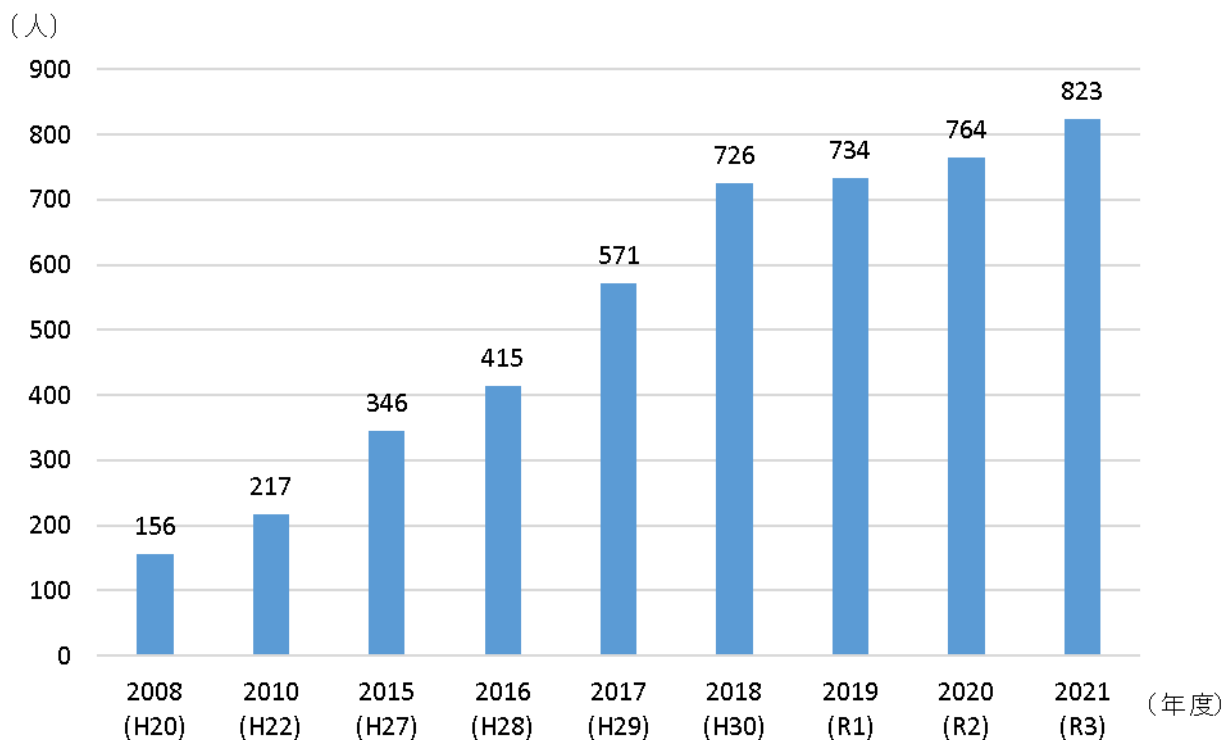
この結果、県や市町村の相談窓口等を通じた移住者（学生 U ターンを除く）は、2008（平成 20）年度の 156 人から 2021 年度は過去最高の 823 人となり、特に 40 代までの世帯主が 80.2% を占めており、若い世代の移住志向が高まっています。

さらに、県外大学等進学者の U ターン促進に積極的に取り組んできた結果、2021 年 3 月卒業の県内出身大学生の U ターン就職率は 57.9% となるなど高い水準で推移しています。

しかし、本県においては、人口減少、少子高齢化が進むとともに、東京圏への人口の流出が続いており、本県の発展を支える人材を確保するためにも、中山間地域をはじめ、県内への移住・U I J ターンをさらに促進する必要があります。

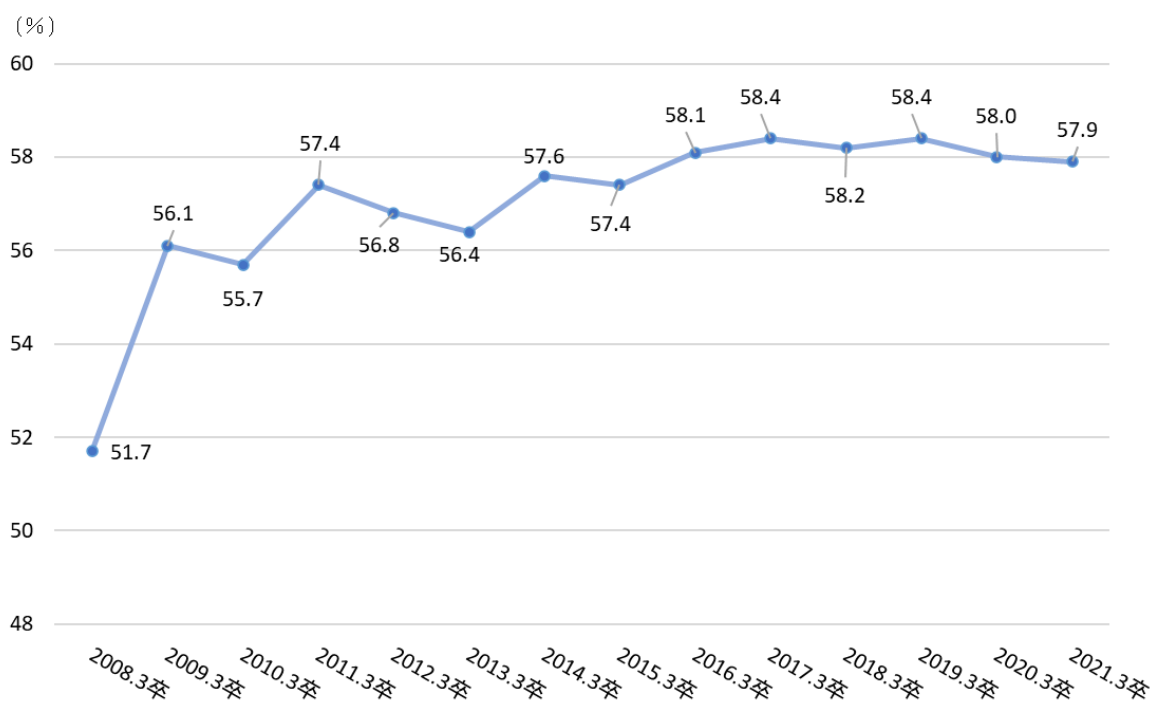
一方、国が策定した第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、都市部住民が関係人口として地方とつながることが、①受入側のみならず、都市部住民にとっても自己実現の機会などをもたらす、②地方の活性化や将来的な移住者の拡大に寄与するなど都市部、地方双方にとって意義があることから、関係人口の創出・拡大に取り組むこととされたところであり、本県も中山間地域への将来的な移住にもつながる関係人口創出に向けた取組を進める必要があります。

■ 県、市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数（学生Uターン除く）（県全体）



資料：県地方創生・移住交流課調べ

■ 県外大学進学者の本県へのUターン就職率（県全体）



資料：県労働政策課調べ

3 生活環境

(1) 自然環境

本県の中山間地域は、国土の骨格部分である北アルプスなどの山岳地帯に接し、富山平野の外縁部から山間地に至る県土面積の7割超を占める広大な地域であり、河川の上流域又は中流域で傾斜地が多く、広く住民に農産物や水資源等の供給を通じ恩恵をもたらしています。

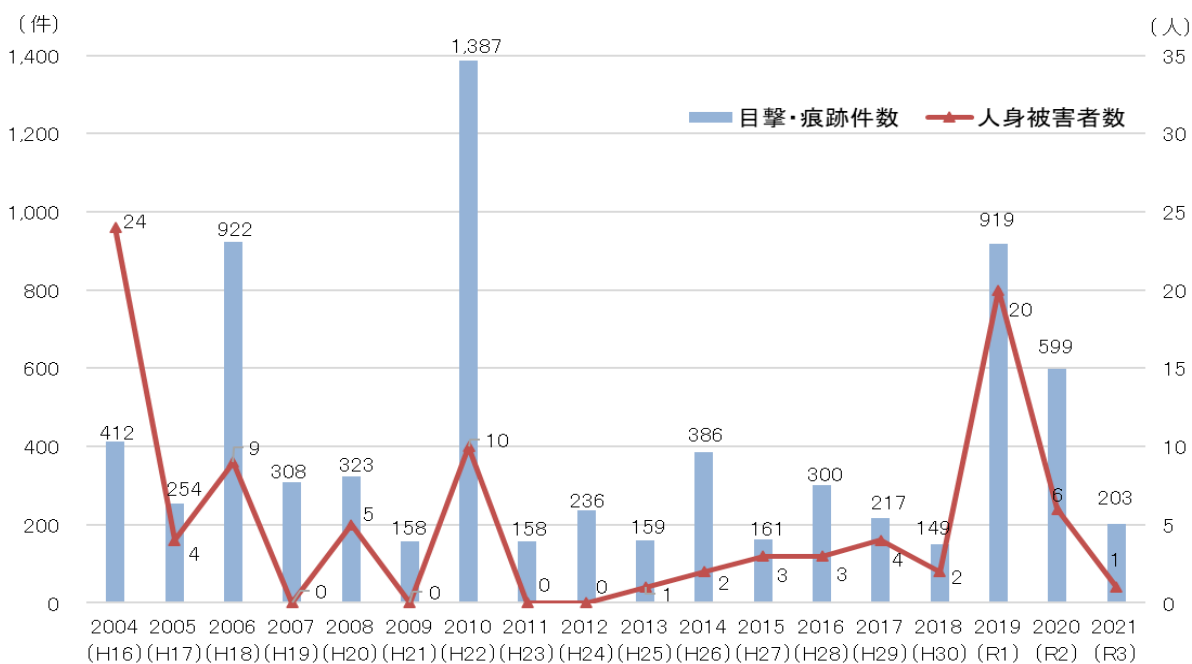
そして、立山連峰等の3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾、さらには本州随一の植生自然比率、環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」に全国最多の8か所が選定される清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。

本県では、この豊かな自然を活かした地熱、水力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギー源の活用の取組も進んでいるところです。

一方、急峻な山々や急流河川等の険しい地形、脆弱な地質、冬期の積雪等により、土砂災害や雪崩による被害が生じており、安全、安心な暮らしを守るため、災害に強い県土の形成が求められています。

また、近年、人身被害や高山帯などの自然環境被害、農作物被害を発生させるツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣の生息数が増大し、生息域も拡大しています。特に、2019年は、ブナ等のドングリの実なりが非常に悪く、ツキノワグマが人里まで下りてくることが多くなり、2010(平成22)年以来の大量出没となり、多くの人身被害も発生しました。一方、銃猟者の減少や高齢化が進んでおり、野生鳥獣の生息数などの管理に係る担い手の育成・確保が課題となっています。

■ ツキノワグマ目撃・痕跡件数及び人身被害者数



資料：県自然保護課調べ

(2) 地域交通

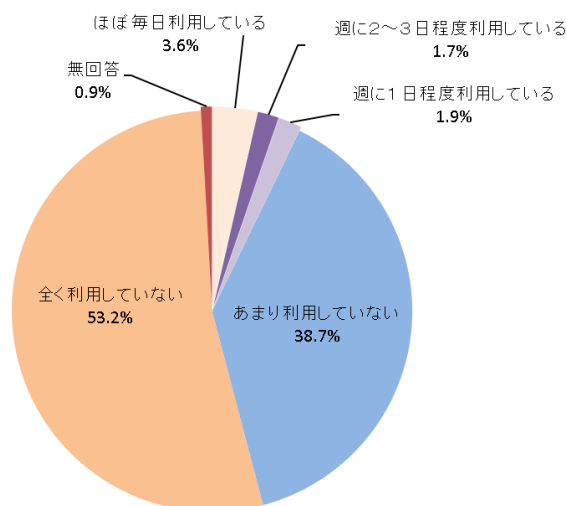
本県は、車を保有する世帯の割合が高く、5割強の県民が地域公共交通を全く利用していない状況にあります。一方、中山間地域では、人口減少や高齢化による公共交通機関の利用者の減少やそれに伴う交通事業者の採算性悪化によって、日常生活（買い物、通院、通学など）を支える交通サービスの低下が懸念されています。

このため、鉄道やバスなど既存の地域公共交通インフラを有効活用し、多くの方に利用してもらうとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組を行っていくことが重要です。

現在、身近な生活圏域での移動を支える地域公共交通は、交通事業者や市町村のほか、住民自らの共助によって地域のNPOが運行するバスなどのサービスが展開されていますが、バス路線の多くは赤字のため公費によって支えられている状況にあります。このため、利用者の需要に合わせたデマンド型交通（※⁸）の運行など、地域のニーズに対応した地域公共交通を確保することが必要となっています。また、乗継時間の短縮や乗継案内、バス位置情報の提供や低床車両導入による利用者にやさしい交通環境の整備などにより、利便性の向上を図り、利用者を拡大することも求められています。

県では、こうした地域公共交通ネットワークの維持、確保や地域交通の活性化が図られるよう、2016（平成28）年3月に策定した「富山県地域交通ビジョン」で、中山間地域など公共交通不便地域の利便性を向上することを施策の一つとしており、富山県地域交通活性化推進会議において、毎年フォローアップを行っています。

■ 地域公共交通を利用する頻度（県全体）

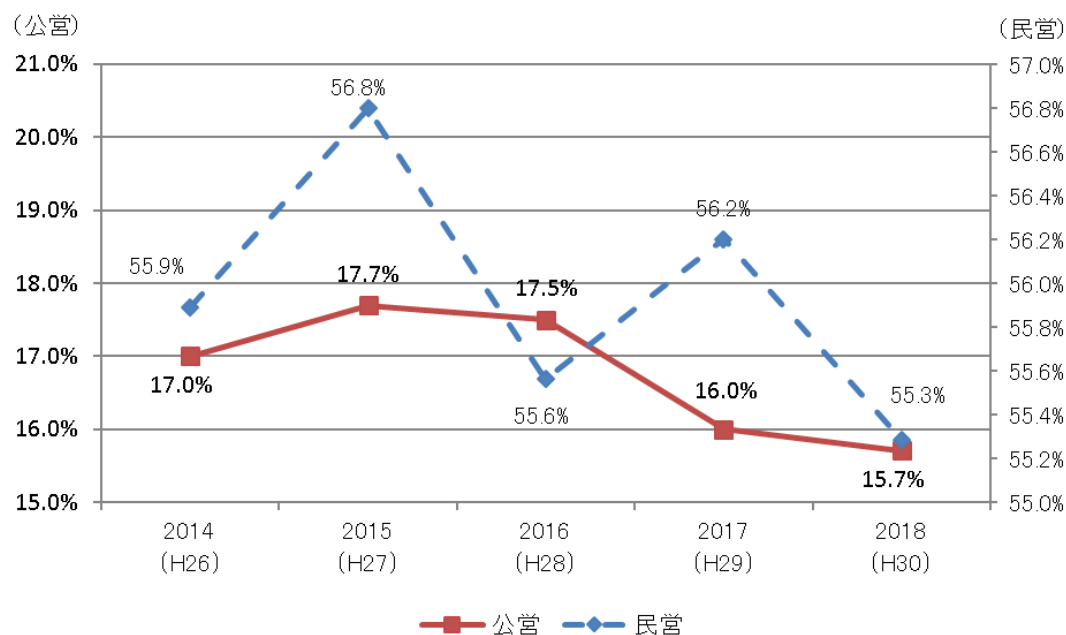


資料：県政世論調査（2015年）

(※⁸)デマンド型交通

定期路線バス方式での運行が効率的でない路線について、利用者のニーズに応じて、バスや乗合タクシーなどの乗降場所・時刻等を弾力的に運行する公共交通の形態

■県バス運行補助対象システムの収支率の推移



収支率は、①民営バスは経常収益／経常経費、②公営バスは運送収入／運送費用

資料：第5回富山県地域交通活性化推進会議資料

(3) 情報通信

本県では、全国に先駆けて官民一体による CATV 網の整備を推進し、CATV の世帯カバー率 100%を達成しています。しかしながら、光ファイバー回線 (FTTH) による整備については、民間事業者の整備が、採算のとれる市街地を中心に進められており、中山間地域や農山村地域では、整備の目途が立たない地域が存在することから、本県における FTTH 世帯カバー率は、2018 (平成 30) 年度末現在で 97.2%となっています。

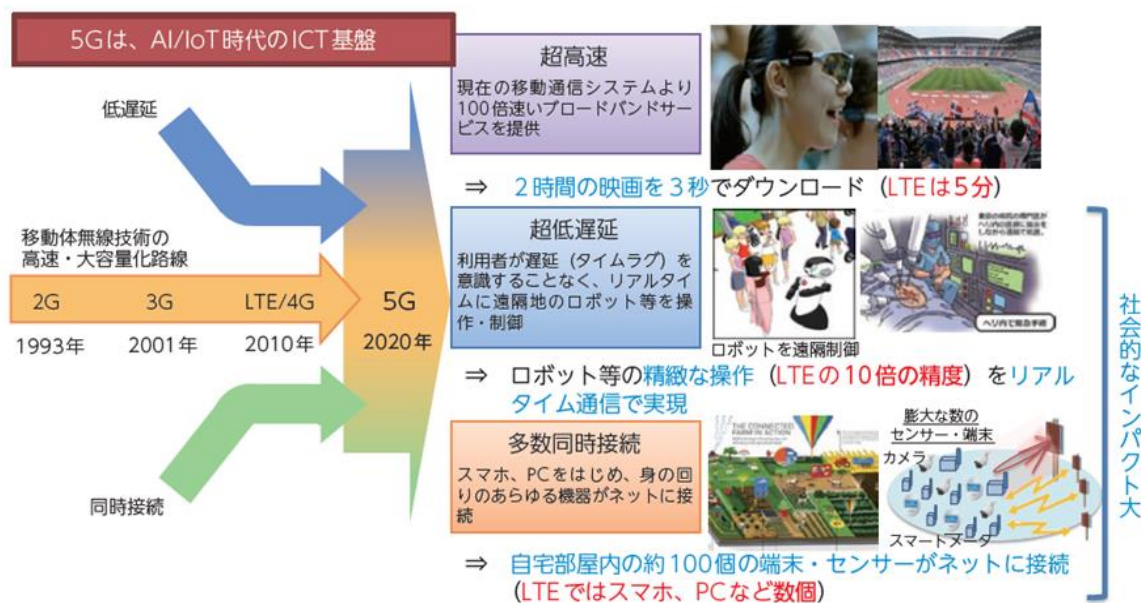
FTTH による超高速ブロードバンド (※9) サービスは、もはや日常生活に欠かせないサービスであり、災害時における情報伝達手段の確保、4K/8K 放送への対応だけでなく、中山間地域への移住・定住を進めるためにも重要です。さらに、2020 (令和 2) 年春から商用サービスが開始された第 5 世代移動通信システム (5G) は、「超高速」に加えて、「超低遅延」や「多数接続」といった特徴を持ち、Society5.0 時代を支える次世代の ICT インフラとされており、中山間地域の活性化においても大きな効果が期待されています。

そのため県では、FTTH の世帯カバー率 100%を目指し、市町等に対して財政的支

(※9) 超高速ブロードバンド

ADSL や FTTH、CATV など、従来のダイヤルアップ接続や ISDN を使ったインターネット通信と比較して、より広帯域で高速な通信を提供する回線やサービスの総称をブロードバンドといい、そのうち、CATV 回線のうち下り 30Mbps 以上のもの及び光ファイバー回線 (FTTH) を超高速ブロードバンドという。

援を講じるとともに、5Gをはじめとする ICT インフラの利活用の推進に取り組んでいます。



資料：令和2年情報通信白書(総務省)

(4) 医療・福祉

高齢化の進行や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を提供することが求められています。高齢化がさらに進む中山間地域は、広域医療ネットワークの周辺部に位置しており、無医地区(※¹⁰)も存在していますが、現在は全ての無医地区に対してへき地医療拠点病院による巡回診療が行われています。

また、高齢者福祉については、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療サービス、介護サービス、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

県内の市町村では、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域を目指して、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

(5) 空き家

人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、全国的に空き家が増加しており、本県でも、1963(昭和38)年から一貫して空き家の増加が続き、2018(平成30)年には総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は13.3%となっています。

空き家の増加とともに、管理が適切に行われず老朽化が進んだ空き家が発生し、地

(※¹⁰)無医地区

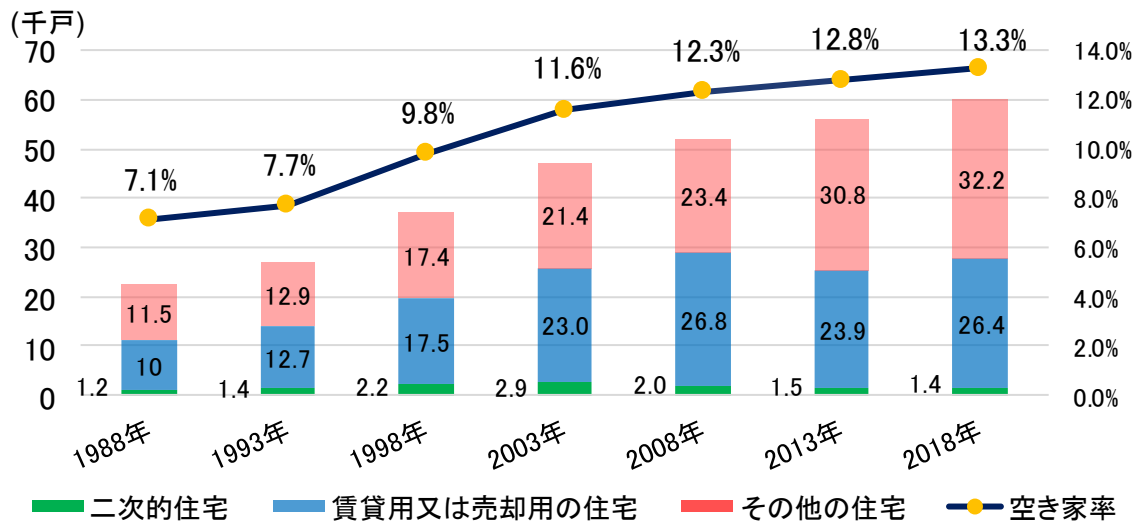
原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であり、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

域の防災や防犯上の安全性の低下、公衆衛生の悪化、地域の景観の阻害などの問題が住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。とりわけ、都市部への人口流出が進んだ中山間地域では、高齢となった居住者の転出や遠方の親族による相続等により、住宅として維持する必要性が希薄化し、適切に管理されない空き家が増えやすい状況にあります。

一方で、適切に管理された空き家は、中山間地域の生活体験等を提供する交流施設としての利用や、移住・定住者の住まいとしての活用が期待されます。

そのため、空き家の問題に対する所有者や地域住民の意識を高め、空き家の適切な管理や改修、除却などを進めるとともに、定住・交流人口の確保など中山間地域の活性化につながる空き家の利活用にも取り組む必要があります。

■本県における空き家数の推移（県全体）



二次的住宅:別荘及びその他(たまに寝泊りする人がいる住宅)

賃貸用又は売却用の住宅:新築、中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅

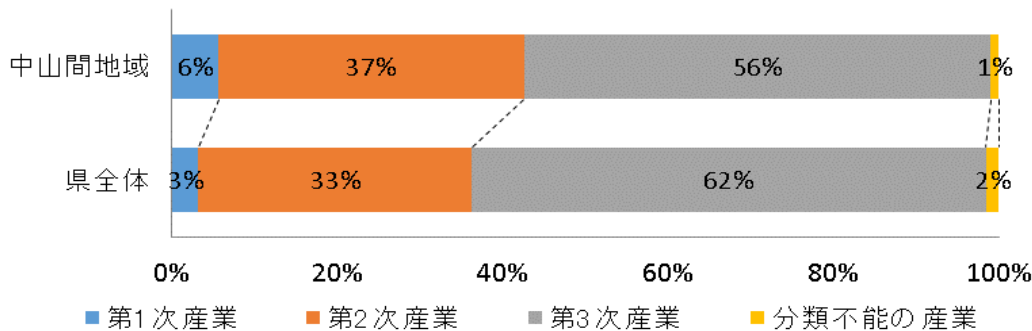
資料:住宅・土地統計調査(総務省)

4 産業

(1) 産業別就業状況

本県における産業別就業者割合は、2015（平成27）年では全県で第1次産業3%、第2次産業33%、第3次産業62%に対し、中山間地域は第1次産業6%、第2次産業37%、第3次産業56%と第1次産業、第2次産業の割合が高くなっています。

■産業別就業者割合（2015年）



第1次産業・・・「農業、林業」、「漁業」

第2次産業・・・「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」

第3次産業・・・「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「公務（他に分類されるものを除く）」

資料：国勢調査の町丁・字等別統計を2015年農林業センサスの農業集落別に集計された農林水産省データを県中山間地域対策課において加工

(2) 農業

本県の経営耕地面積(※¹¹)約5万1千haのうち約2万5百ha(40%)、総農家数(※¹¹)約2万4千戸のうち約1万4百戸(44%)が中山間地域に存在しており、県の農業生産に重要な役割を果たしています。中山間地域は、平地と比べ、ほ場の区画が小さいことや畦畔が大きく勾配が急であることなどの地形条件の不利性に加え、農産物価格の伸び悩み、過疎化、高齢化の進行に伴う担い手の減少などの要因により、老朽化が進行する用排水路や農道の再整備への投資意欲が減退しており、また必要な維持管理がされていない箇所もあるため、これら施設の機能低下が懸念されています。

その一方で、経営を合理化する集落営農が増加しているほか、一部生産組織では、野菜を導入した複合経営や、山菜、果樹などの農産物加工が取り組まれています。

また、2000（平成12）年度に中山間地域等直接支払制度(※¹²)が導入されたことにより、荒廃農地の発生防止、新しい営農体制の設立や特産品づくりなど、地域全体で

(※¹¹)経営耕地面積、総農家数は2015年農林業センサスより

(※¹²)中山間地域等直接支払制度

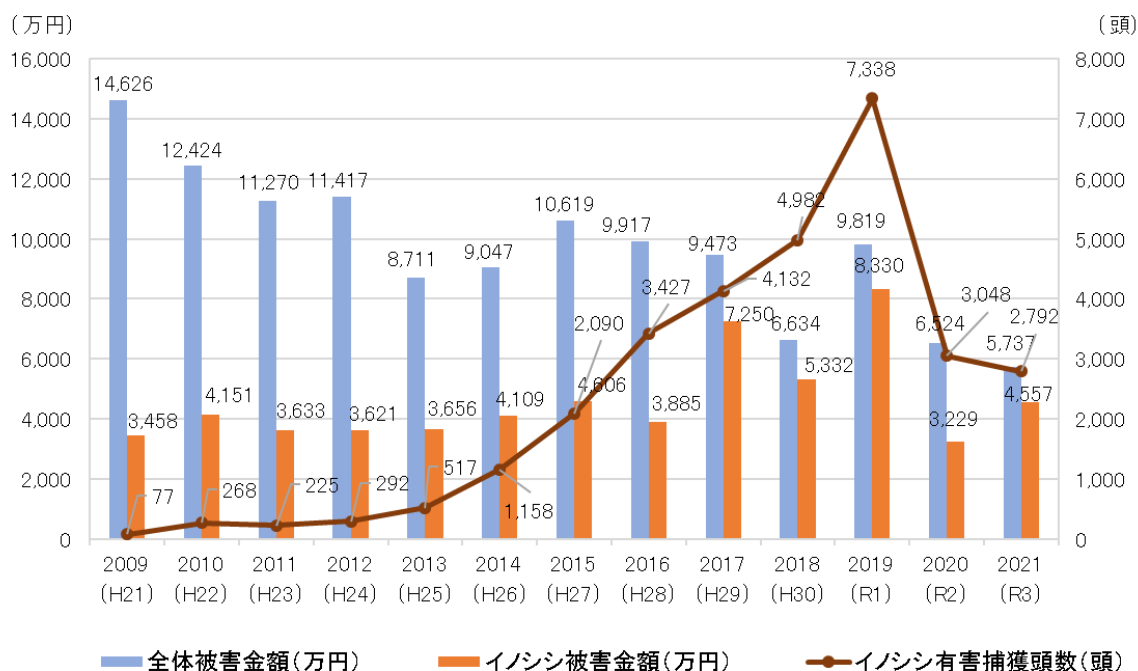
中山間地域等において、耕作放棄の発生防止や鳥獣被害防止、農業機械の共同利用など集落ぐるみで農業生産活動を維持する活動等を支援する制度

中山間地域の農業を守ろうという意欲が高まり、2020年度は、404集落が307の協定を締結しています。

今後は、ICTやロボット技術を活用したスマート農業により担い手の負担軽減を図るとともに、中山間地域の地理的自然的条件を活かした高付加価値の農産物の生産を推進し、ブランド力向上による販路拡大、農産物の単価向上等による所得の確保を図る必要があります。

さらには、野生鳥獣の生息域の拡大や個体数の増加に伴い、イノシシ、ニホンザルなどによる2021年度の農作物の被害額は5,737万円と課題となっており、集落管理や侵入防止、捕獲の3対策を総合的に進める必要があります。

■ 県内の鳥獣被害の状況（農作物被害金額及び有害捕獲頭数）



資料：県農村振興課・自然保護課調べ

(3) 林業

本県では、とやまの森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めた「富山県森づくりプラン」（2017(平成29)年度～2026(令和8)年度）を策定し、計画的な森づくりを進めています。

県内の民有林（※¹³）人工林は、建築用材に適した40年生以上が全体の約8割を占めるなど成熟期にあり、間伐等の森林整備や計画的な主伐（※¹⁴）・再造林による森

（※¹³）民有林

国有林以外の森林で、個人・会社等の私有林、県・市町村等の公有林に区分される。

（※¹⁴）主伐

利用できる時期に達した立木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採したあとに植林等を行う。

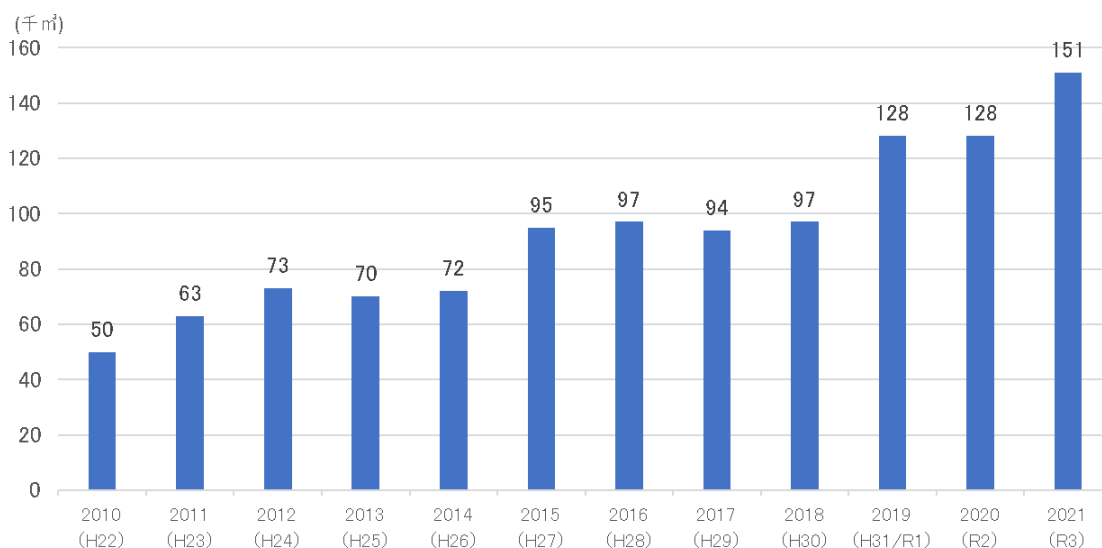
林資源の循環利用を進めるとともに、森林整備を担う林業就業者の確保・育成を図る必要があります。

また、2019年4月より森林経営管理法が施行され、市町村が中心となって森林管理を進める「新たな森林管理システム」(※¹⁵)が開始されました。これを受けて県では、制度の円滑な実施に向け市町村支援を行う「森林経営管理総合支援センター」を設置したところです。

県内の素材生産量は、1964(昭和39)年の26万1千 m^3 をピークに減少し、2003(平成15)年には過去最低となる3万6千 m^3 となりました。その後、人工林資源が充実してきたことや、2009(平成21)年度から森林整備・林業再生基金等を活用して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め搬出間伐に積極的に取り組んできたことに加え、外材の価格高騰等(いわゆるウッドショック)により国産材の需要が高まったことから、2021年は15万1千 m^3 となっています。

一方で、今後も木材価格の大幅な上昇は見込めず、林業の採算性は厳しい状況にあることから、低コストで効率的な木材生産を推進するとともに、2016(平成28)年9月に制定された「富山県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の安定供給体制の整備と幅広い分野での県産材の利用促進が求められています。

■ 県産材素材生産量の推移



資料：県森林政策課調べ

(※¹⁵)新たな森林管理システム

2019年4月施行の森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託等を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぎ、森林の経営管理の集積・集約化を行うとともに、自然条件が悪く再委託できない森林は市町村が管理を行う仕組みのこと。

(4) 観光・商工業

中山間地域には、四季折々の美しい自然景観、海の幸・山の幸や郷土料理などの豊かな食文化、地域の暮らしに根差して育まれてきた伝統文化・祭りや産業、趣あるまちなみや田園風景など、それぞれの地域ならではの魅力ある地域資源が豊富に存在しています。

こうした地域資源を発掘し磨き上げ、豊かな自然や食、文化等を楽しむことができる魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、その情報を国内外に広く発信していくことで、中山間地域の活性化や交流の促進につながることを期待されます。

また、中山間地域は、市場規模の縮小による商店の廃業などが懸念される一方、地域ごとに特有の名産品や地域の象徴的な歴史・風土、文化財等の魅力ある資源が数多く存在し、この中には、十分に有効活用されておらず眠っている資源も多くあります。

このため、これらの資源を活用した付加価値の高い商品開発や新事業の創出、地域課題をビジネスの手法を活用して解決するコミュニティビジネスの創出などに取り組むことにより、就業機会の創出をはじめ地域に活気が生まれて中山間地域の振興につながることを期待されています。

5 住民意識・生活

本県では、2018（平成 30）年度に中山間地域にある集落の代表者に対して「中山間地域における集落の生活状況等に関する実態調査」（※）（以下「実態調査」という。）を実施しました。

この結果、集落に対する誇りや愛着を感じるとの回答が高い一方で、今後の地域の衰退を懸念する声も高くなっており、担い手不足や獣害など様々な課題があることが浮き彫りになっています。

※調査の概要

調査対象： 中山間地域に位置する全集落の代表者（自治会長、町内会長等）

調査時期： 2018（平成 30）年 6～8 月末

調査数： 1,299 集落（自治会等）

回答集落： 1,001 集落（回収率：77.1%）

※地域区分

山間地：林野率が 80%以上、耕地率が 10%未満の地域

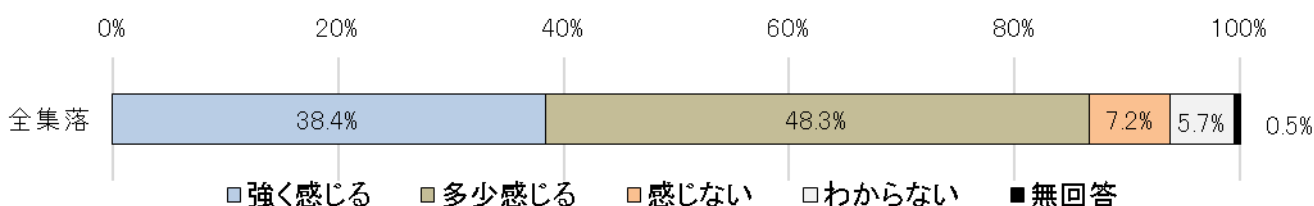
中間地：平地と山間地との中間的な地域であり、林野率は主に 50%～80%で、耕地は傾斜地が多い地域

平地：耕地率 20%以上、林野率が 50%未満、または 50%以上であるが平坦な耕地が中心の地域

中心集落：人口密度が 500 人/㎢以上、DID（人口集中地区）面積が、可住地 5%以上を占める等、都市的な集積が進んでいる地域（農業地域類型の「都市的地域」のこと）

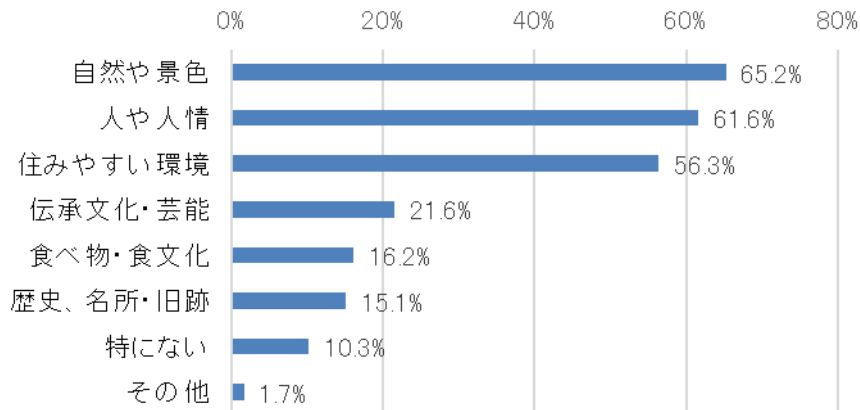
■集落に対する愛着や誇り

愛着や誇りを「強く感じる」又は「多少感じる」との回答が 86.7%と高くなっています。



■誇れるもの・自慢できるもの

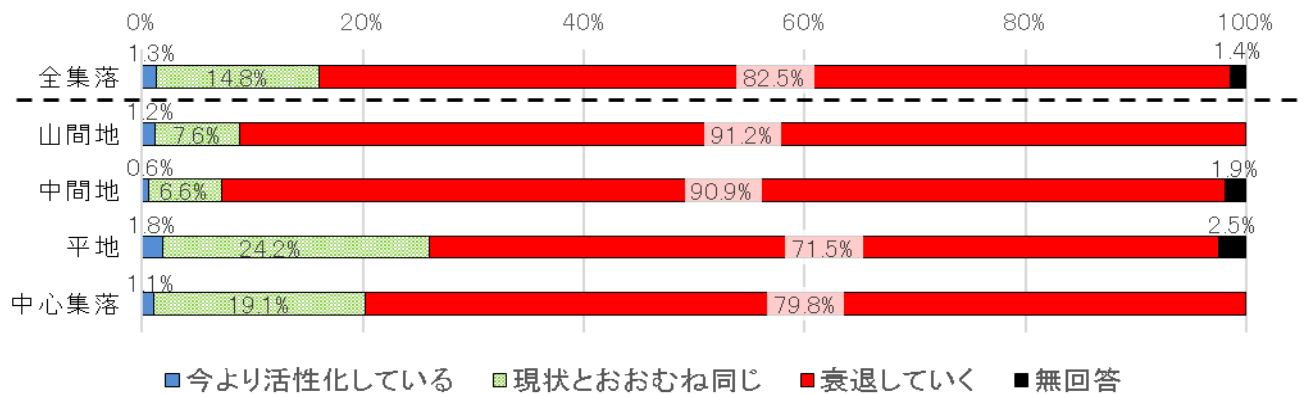
①「自然や景色」65.2%、②「人や人情」61.6%、③「住みやすい環境」56.3%の順に高くなっています。



■今後（おおよそ20年後）の集落の方向性

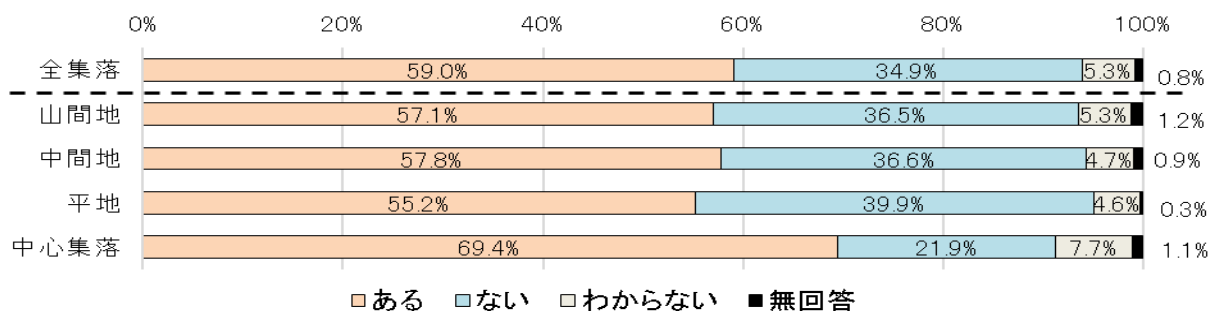
集落が「衰退していく」との回答は、82.5%と高くなっています。

地域区分別では、平地71.5%、中心集落79.8%である一方、山間地と中間地では90%を超えています。



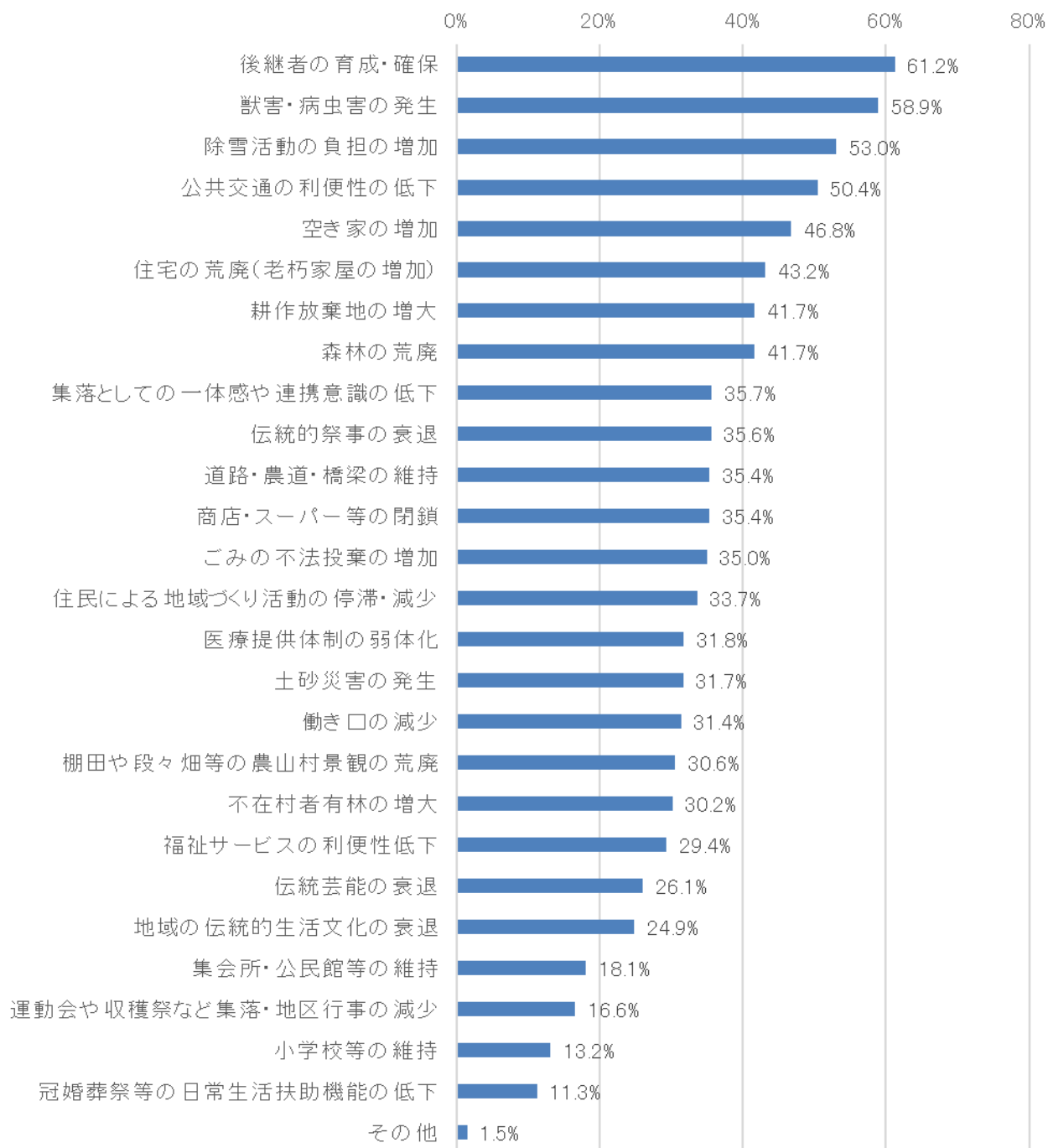
■空き家・空き店舗の有無等

「ある」との回答が59%と半数以上、特に中心集落が69.4%と最も高くなっています。



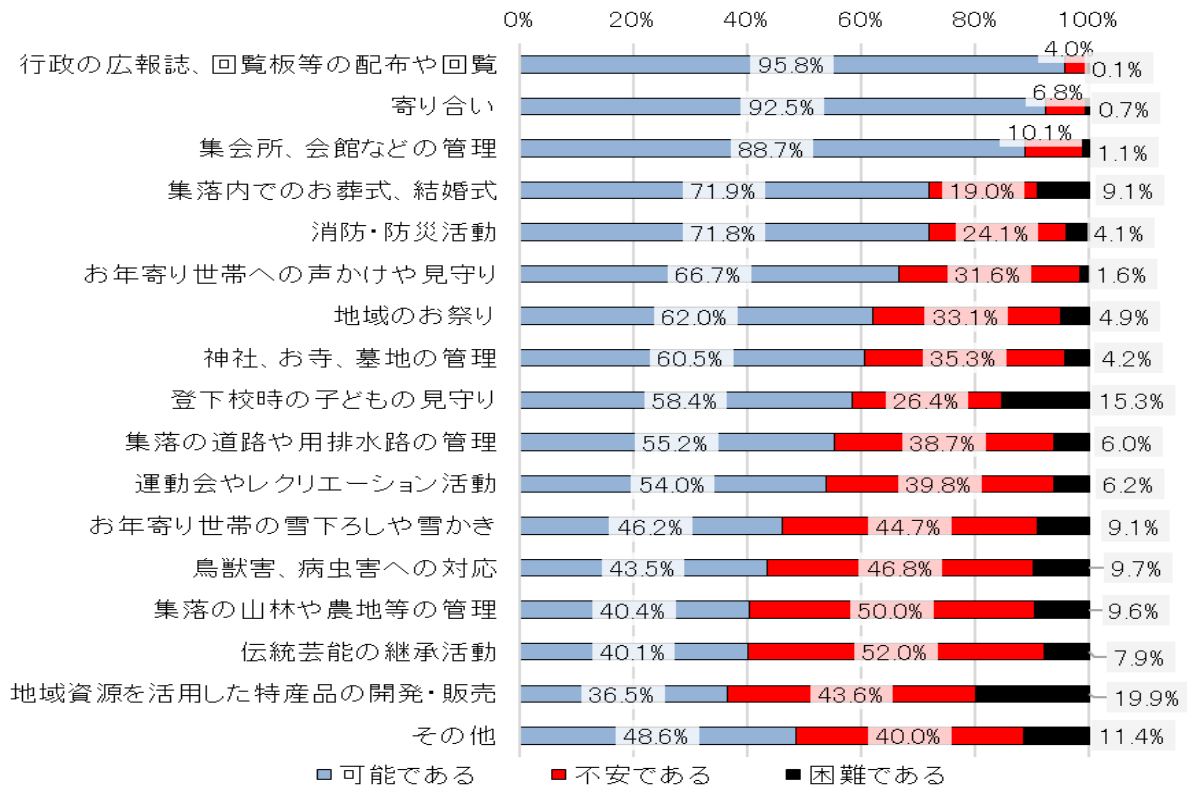
■暮らしにおいて困難が生じていること

①「後継者の育成・確保」61.2%、②「獣害・病虫害の発生」58.9%、③「除雪活動の負担の増加」53.0%、④「公共交通の利便性の低下」50.4%の順で高くなっています。



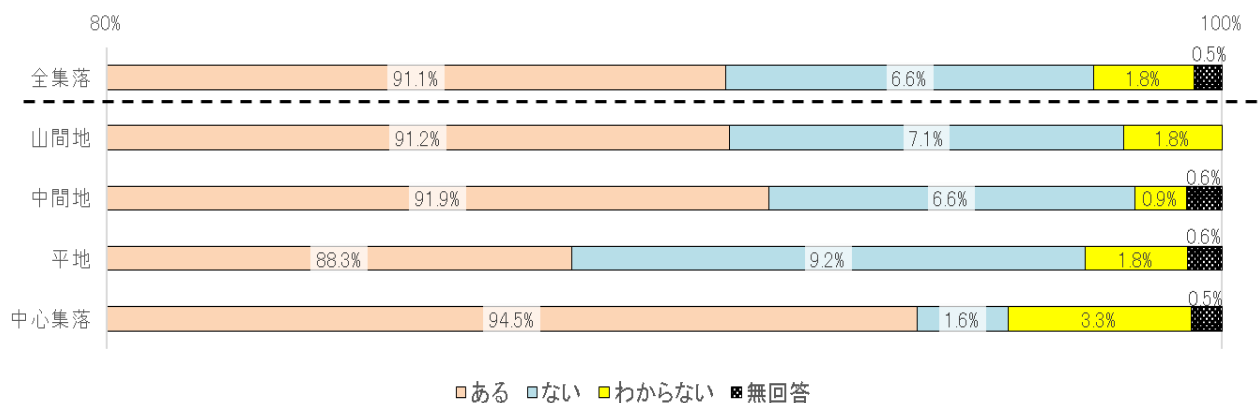
■地域活動の継続可能性

「不安」・「困難」と回答した活動は、①「地域資源を活用した特産品の開発・販売」63.5%、②「伝統芸能の継承活動」59.9%、③「集落の山林や農地等の管理」59.6%、④「虫害への対応」56.5%、⑤「お年寄り世帯の雪下ろしや雪かき」53.8%などの順で高くなっています。



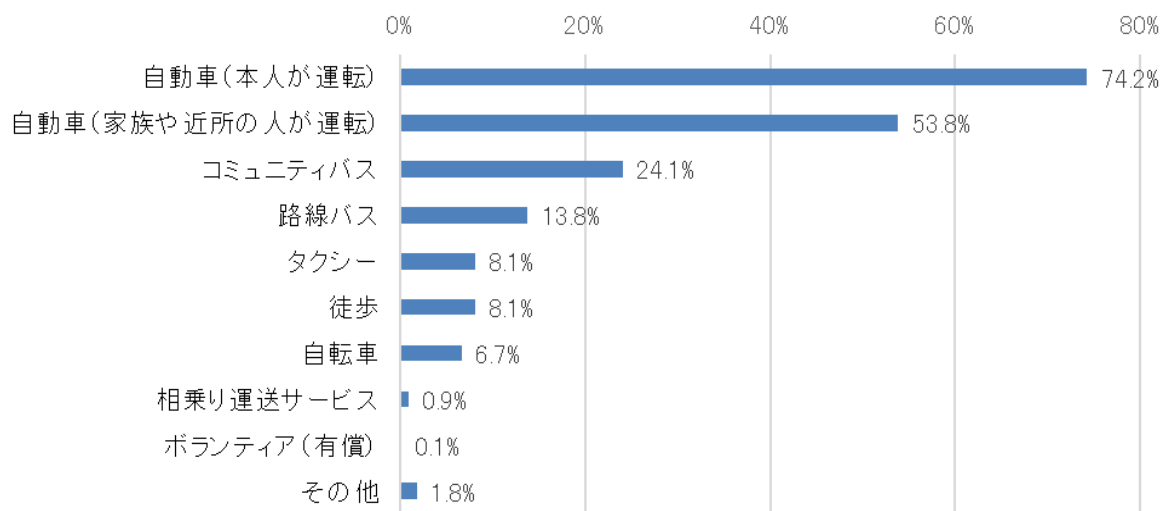
■高齢者だけの世帯の有無

「ある」との回答が 91.1%と高い割合となり、中心集落が 94.5%と最も高くなっています。



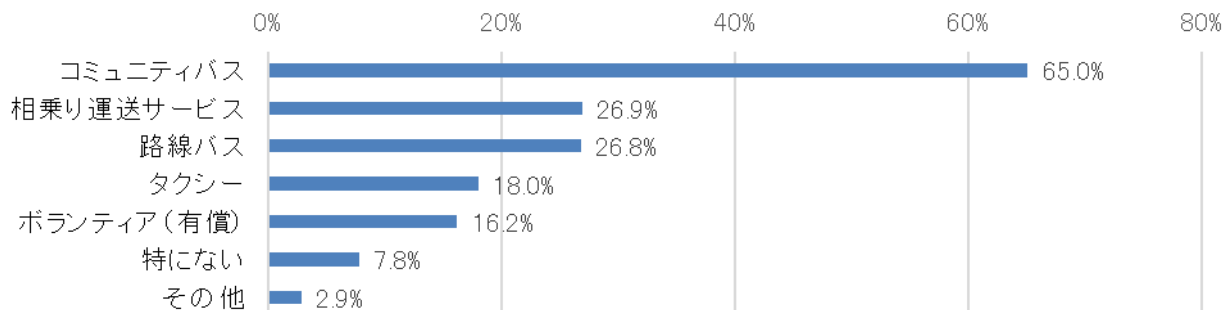
■高齢者（概ね 75 歳以上）の主な移動手段

①「自動車（本人が運転）」74.2%、②「自動車（家族や近所の人が運転）」53.8%、③「コミュニティバス」24.1%の順で高くなっています。



■今後充実してほしい移動手段

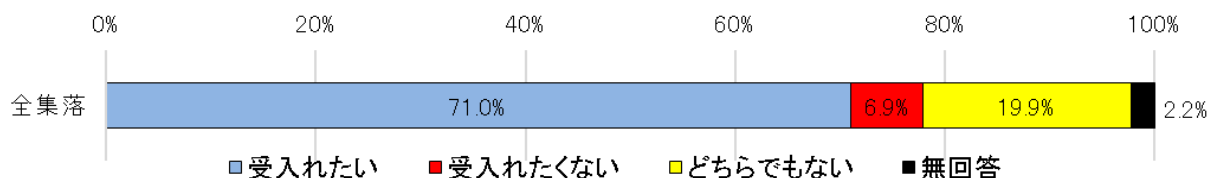
①「コミュニティバス」65%、②「相乗り運送サービス」26.9%、③「路線バス」26.8%の順で高くなっています。



■移住者受入の可否

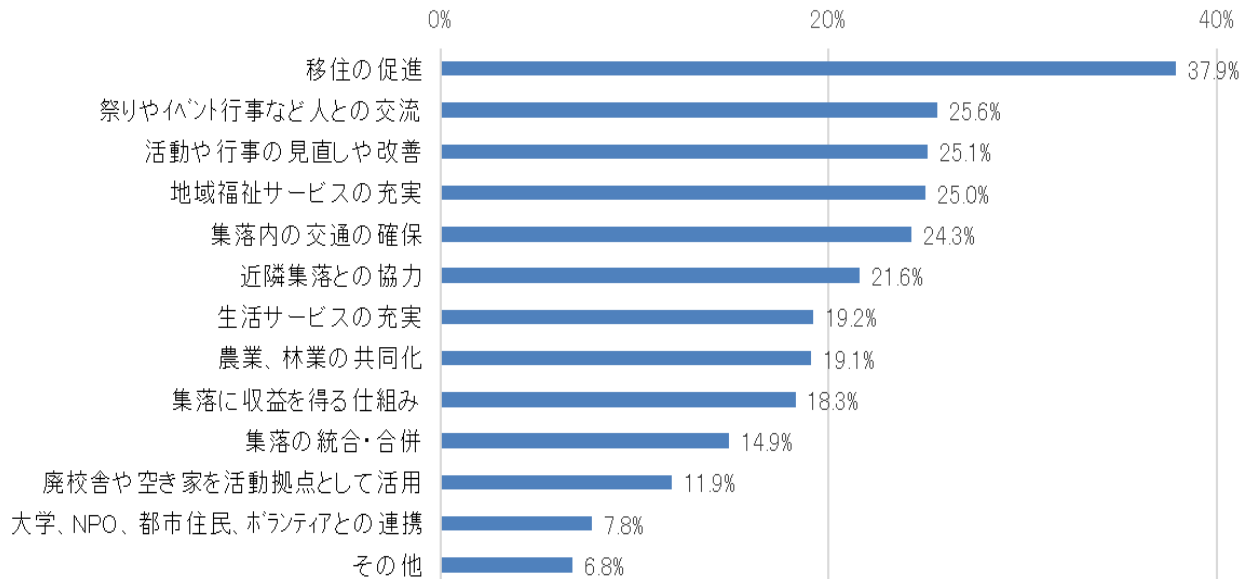
「受入れたい」が71%と前向きな集落が多くなっており、その理由は、①「世帯が増える」40.7%、②「空き家の有効活用」30.8%、③「集落の担い手として期待」27.4%となっています。

また、「受入れたくない」は6.9%で、主な理由は、「トラブルが心配」、「見ず知らずの人への抵抗感」等となっています。

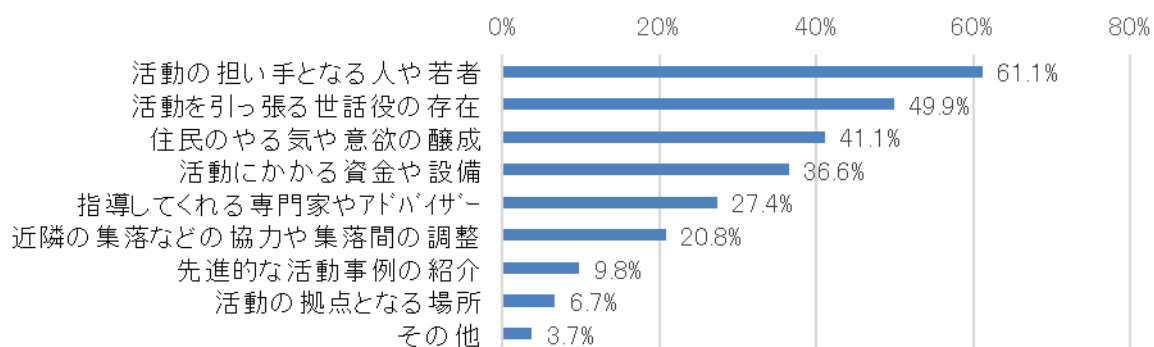


■集落活性化に効果的な取組と、そのために必要なもの

効果的な取組としては、①「移住の促進」37.9%、②「祭りやイベント行事など人との交流」25.6%など、外部からの人材を求める声が多く、③「活動や行事の見直しや改善」25.1%、④「地域福祉サービスの充実」25.0%、⑤「集落内の交通の確保」24.3%の順で高くなっていきます。



そのために必要なものとしては、①「活動の担い手となる人や若者」61.1%、②「活動を引っ張る世話役の存在」49.9%、③「住民のやる気や意欲の醸成」41.1%の順で、人的資源の有効活用が多くなっています。



第4章 中山間地域施策の基本方針と総合戦略の目標

1 中山間地域の目指す姿

中山間地域は、県土の保全、水源の涵養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担う本県の貴重な財産です。この貴重な財産が損なわれることのないよう、そこに住む人々が安心していきいきと暮らせるよう、それぞれの地域の特性を活かし、行政、NPO、企業などの多様な主体の連携のもと、住民一人ひとりが、自らの個性や能力を発揮しながら、人口減少社会、長寿社会にふさわしい地域全体でともに支えあう持続可能な地域社会を創造していくことが大切になります。そして、各地域に地域の人々をはじめ多くの人々を惹きつける魅力あふれる場所を作り、自然と人が集まる活気あふれる地域になることが望まれます。

こうしたことから、中山間地域が目指すべき姿を次のとおりとします。

みんなで作る「持続可能な“さとやま”」～スマートさとやま～

2 中山間地域施策推進のための基本方針

様々な恩恵をもたらす中山間地域の維持は県民全体で支えていく必要がある一方、住民が安心して生活できる持続可能な地域社会をつくるには、それぞれの地域がその地域が有する「強み」や「魅力」を活かしながら、地域全体で地域課題に取り組んでいくことが大切になります。

このため、中山間地域の各施策の推進にあたっては、条例第3条に基づき、次に掲げる事項を基本方針とします。

- ① 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- ② 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- ③ それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- ④ 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- ⑤ 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- ⑥ 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

3 施策実現のための観点（条例第6条）

- (1) 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全

地域住民が主体となった地域コミュニティの再生、移住の促進、豊かな自然環境

などの地域の魅力や環境の保全を目指します。

(2) 地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大

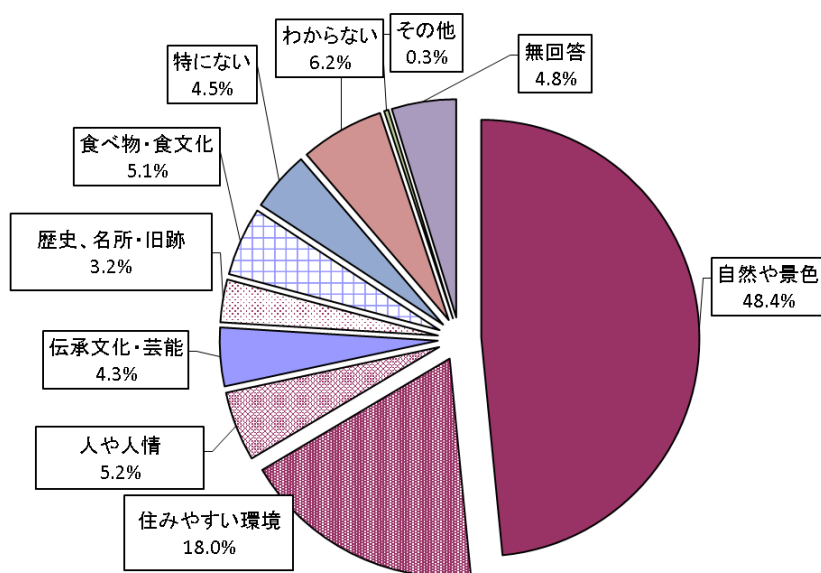
地域の強み、魅力等を活かした地域経済の活性化により、地域住民の所得の増大を目指します。

(3) 生活に必要不可欠なサービスの確保

地域で安心して暮らせるよう生活に必要不可欠なサービスの確保を目指します。

■ 県民意識

< 中山間地域の魅力 >



資料：県政世論調査（2019年）

第5章 総合戦略の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策

中山間地域の振興には、幅広い分野にわたる施策を総合的に進める必要があります。その中から、計画期間内に重点的に取り組むべき施策を以下のとおり設定し、施策の着実な推進を図ります。

- ・住民主体の地域づくり
- ・安全で環境にやさしい地域の形成
- ・新たな人の流れの創出
- ・地域の特性を活かした事業の振興
- ・未来技術等による産業振興と生活の確保

(1) 住民主体の地域づくり

人口減少、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティの弱体化が指摘されていますが、一人ひとりが輝いて生きられる地域づくりは、住民目線による住民主体の取組が大切になります。

県内では、主に旧小学校区単位で自治会が集まり、地域住民による地域の課題や将来像などの話し合い、地域課題解決に向けた取組を持続的に展開する地域運営組織の設立など地域住民主体による地域づくりの取組が始まっており、県では市町と連携のもと、このような取組を支援しています。

【施策の方向性】

地域住民一人ひとりが輝いて生きられる地域づくりに向けて、引き続き、地域における住民主体の話し合いなど地域づくり気運を醸成していく必要があります。

また、併せて住民主体の地域づくりを支える地域サポート人材の育成にも取り組む必要があります。

【具体的な取組】

○住民主体の地域づくり気運の醸成

- ・住民主体の地域づくりについての理解を深めるため、先進事例の情報提供や地域コンシェルジュ（※¹⁶）による支援に努めます。
- ・地域の新たな魅力発見を通じて、地域住民の地域に対する興味関心を喚起するなど、地域について話し合うきっかけづくりを創出します。
- ・地域住民に対して、地域課題解決に持続的に取り組む地域運営組織の取組事例の紹介等を通じて、地域運営組織についての理解の浸透を図ります。
- ・地域住民が主体となって行う地域活性化事業など地域の自走に向けた取組を支援

(※¹⁶)地域コンシェルジュ

住民による地域の将来像等の話し合いなど地域活動のサポートを行う者

します。

○地域サポート人材の育成

- ・ふるさとに誇りと愛着をもつ人材の育成に努めるとともに、研修などを通じて地域づくりのリーダーとなる人材の育成や地域活動を支援するサポート人材の育成に努めます。
- ・地域が抱える課題について、広域的な情報交換や連携協力ができるよう、地域づくりを担う人材の広域的なネットワーク作りなど、地域づくり人材の体制強化を促進します。
- ・地域運営組織が持続的に発展できるよう、会計税務研修などを通じて必要な専門知識を有する人材の育成に努めます。

(2) 安全で環境にやさしい地域の形成

中山間地域が有する森林や農村などの豊かな自然環境は、県土の保全や水源の涵養など様々な多面的機能を有しており、森林などで浄化された美しい水が富山湾に流れ、その美しい水が水力発電や漁業等の経済活動を支え、そして水は蒸気となり雨となって森林などに降り注ぐという美しい水の循環利用の一翼も担っています。

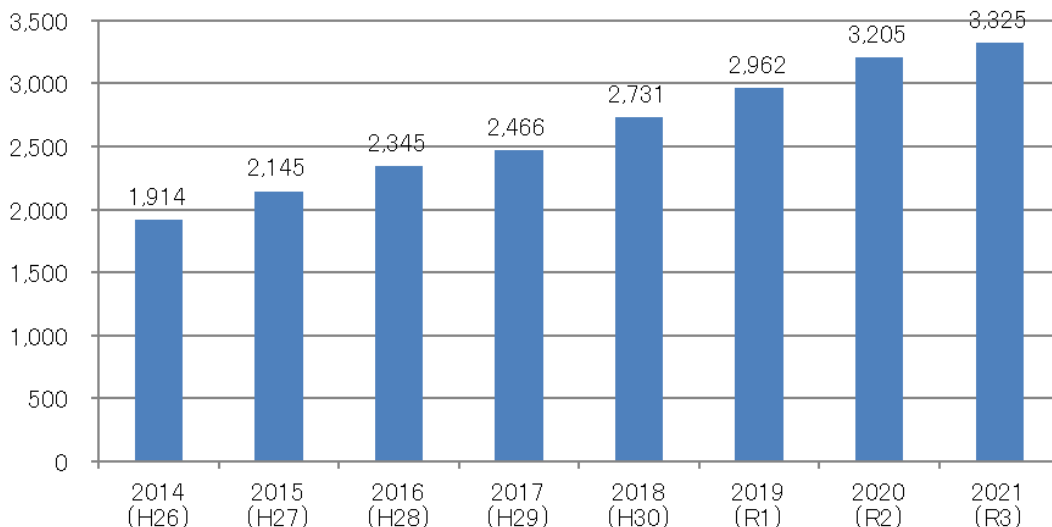
かつて、山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へとその姿を変え、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっています。

このため、2007(平成19)年度から導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生動物との棲み分けを目指した里山林の整備を県民との協働で進めてきており、その取組が県内各地に広まっています。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度(※17)、農村環境創造基金を活用し、集落ぐるみで農用地、農業用水、里山などの保全管理を進めているところであり、引き続き、中山間地域が有する多面的機能を次世代に継承できるよう自然環境を保全していく必要があります。

(※17)多面的機能支払制度

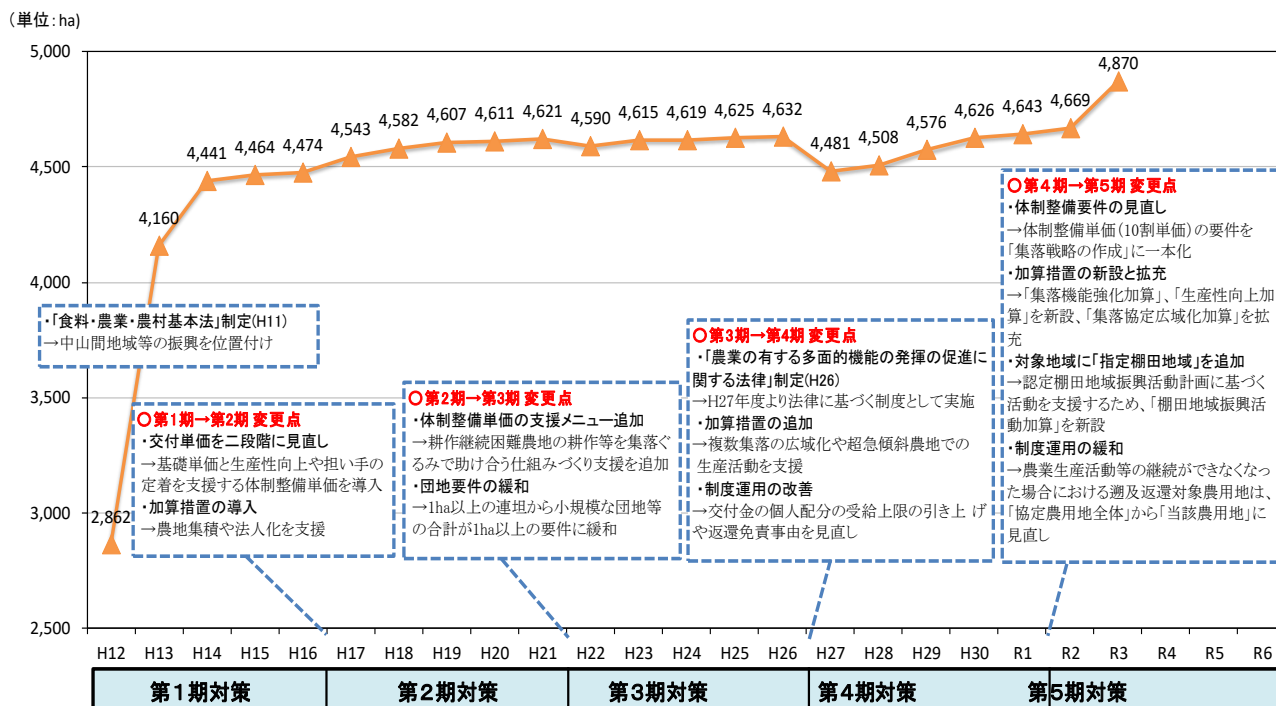
集落ぐるみでの草刈りや江ざらいなどの農地・水路・農道等の保全活動や補修、景観作物の植栽などの活動を支援する制度

■中山間地域における里山林の整備面積（累計）



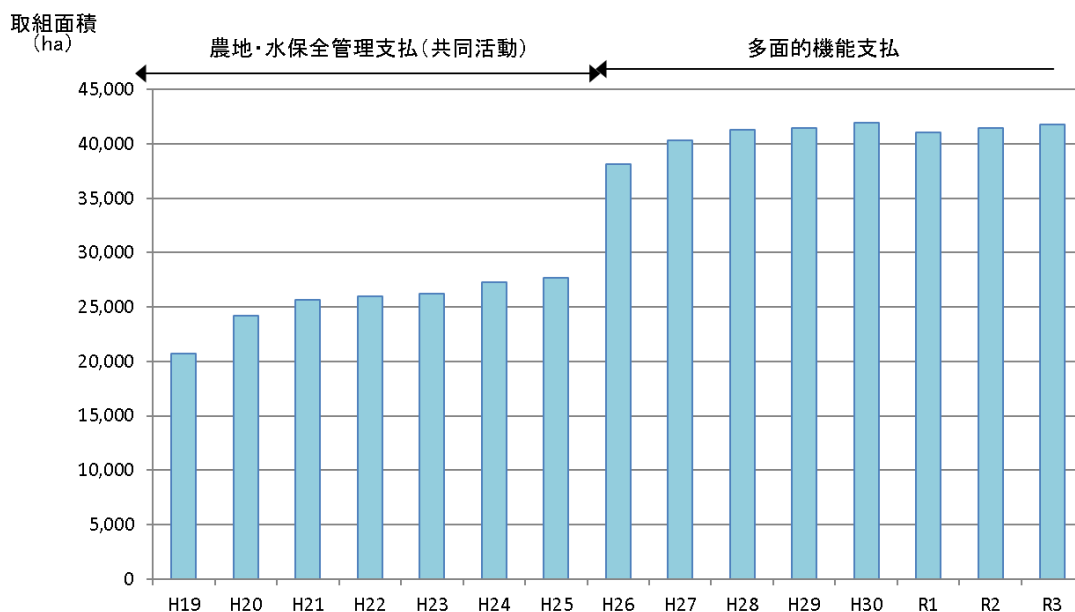
資料：県森林政策課調べ

■中山間地域等直接支払制度の取組面積の推移



資料：県農村振興課調べ

■多面的機能支払交付金（農地維持支払）の取組状況



資料：県農村振興課調べ

【施策の方向性】

市町村を通じて、県民との協働による地域や生活に密着した里山の再生整備を支援していく必要があります。

また、農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持・発揮されるよう、棚田地域の保全や中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用により、地域ぐるみによる農用地、農業用水、里山などの保全管理を推進していく必要があります。

【具体的な取組】

○里山林の整備の推進

- ・ 地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなどを目指し、地域住民との協働により、地域や生活に密着した明るい里山の再生に取り組みます。
- ・ 広葉樹の若返りを図るとともに、キノコ菌床栽培用のオガ粉材やパルプ材等として活用するため、更新伐（※¹⁸）を促進します。
- ・ 里山リーダーセミナー（※¹⁹）等により里山の活用を促進するとともに、活動の

（※¹⁸）更新伐

人工林の複層林化や広葉樹林化、天然林の更新を目的とした伐採作業

（※¹⁹）里山リーダーセミナー

里山林の森づくり活動を継続するために、森づくりの中心となって行動できる技術・知識を持ったリーダーを養成する研修。里山林の利活用方法や安全な作業方法等を学ぶセミナー（研修）を実施

程度に応じた支援を継続し、里山地区の活性化と自立を支援します。

- ・ 過疎化、高齢化などにより地域住民だけでは困難となった里山林の維持管理を支援する「森づくりサポーター」(※²⁰)を養成し、地域住民との協働活動「里山応援隊活動」により、里山林の維持管理を一層推進します。

○農村環境の保全

- ・ 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した水路・農道等の管理などの共同活動を推進します。
- ・ 中山間地域等直接支払い制度や多面的機能支払制度を活用した取組みや成果を発表する「『ワクワクとやま』むらづくり推進大会」の開催、農林漁業体験活動の実施等により、農業・農村の有する多面的機能に対する理解の醸成を図ります。
- ・ 住民組織等が行う棚田オーナー活動、子ども農村体験活動等の棚田地域の農地等の保全・利活用に係る活動に対して支援するとともに、ホームページ等を通じて棚田地域の魅力発信に努めます。
- ・ 小学生が田んぼや用水路などに生息する生き物の調査を通じ農山村独自の生態系や自然環境について学ぶ機会を設けることにより、農村環境の保全への意識を高めます。
- ・ 住民組織等が行う、土地改良施設を拠点とした農村景観や自然環境の保全・再生活動や、そうした活動を浸透させるための地域や学校への体験学習の場の提供を支援します。



企業と連携した農業生産活動
(中山間地域等直接支払制度)



地域ぐるみの共同活動
(多面的機能支払制度)

(3) 新たな人の流れの創出

全国的に東京圏への人口の流入が続いており、東京圏への転入超過数は、2018(平成30)年に約14万人となるなど、東京一極集中に歯止めがかかっていません。

本県では、「くらしたい国、富山」推進本部を設置し、移住希望者の相談窓口の設置や移住セミナーの開催などに取り組んできた結果、県や市町村の相談窓口等を通じた移住者(学生Uターンを除く)は、2008(平成20)年度の156人から2021

(※²⁰)森づくりサポーター

チェーンソーの操作等の一定の技術を身につけた森林ボランティアで、「とやまの森づくりサポートセンター」で登録した者

年度は過去最高の 823 人となっています。今後、さらに新しい価値観やライフスタイルの変化などを捉えた移住・U I J ターンの促進、中山間地域の活性化や将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大に向けた取組を進めて、地方への新しい人の流れを生み出していくことが大切になります。

【施策の方向性】

中山間地域の発展を支える人材を確保するためにも、移住を希望する方から「選ばれる県」となるよう、市町村や企業、関係団体と連携して地域の総合力を高め、中山間地域をはじめとする県内への移住・U I J ターンをさらに促進する必要があります。

また、中山間地域の魅力発信などを通じて、関係人口の創出に向けた取組を進めるとともに、外部人材の受入体制を整える必要があります。

【具体的な取組】

○移住・U I J ターンの促進

- ・ 移住・U I J ターンの相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」の相談体制の充実、移住セミナーや就職セミナーの開催などを通じ、移住・U I J ターンを促進します。
- ・ 移住セミナー等の開催では、中山間地域の魅力や課題、暮らし方や働き方について取り上げるなど、中山間地域に関する情報発信に努めます。
- ・ 東京圏への過度な一極集中や地方の中小企業等における人手不足の解消を図るために国が創設した「移住支援金」、「起業支援金」について、移住支援金に係る対象者及び対象法人の要件緩和も踏まえて制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進します。
- ・ 中山間地域等の地域課題の解決や将来的な移住にもつながるサテライトオフィスの誘致に向け、県、市町村、民間事業者が連携し誘致プロジェクトに取り組むとともに、誘致企業への助成などを実施します。
- ・ 生活を支える地域の「なりわい」を残すため、県外からの移住者等が経営を引き継ぐ継業を促進します。
- ・ 地域の賑わい創出に向けて移住者による起業などを支援する中間支援組織(受け皿組織)がある地域をモデル的に支援します。

○関係人口の創出

- ・ 中山間地域を身近に感じてもらえるよう、広く県内外に中山間地域の魅力の発信に努めます。
- ・ 本県への移住や二地域居住、副業・兼業を希望する社会人を対象とした県内でのフィールドワークの実施など、将来的な移住に向けた裾野の拡大に取り組みます。
- ・ 県外在住者も対象に、県内で地域課題の解決や地域活性化に資する新たな事業プ

プロジェクトを実施する事業者に対し、資金調達を支援(クラウドファンディング)するなど本県に関わる関係人口の創出に取り組みます。

- ・ 県外の大学生・大学院生が地域住民との交流等を通じて、地域の課題解決に向けた政策提言を行うなど、関係人口の創出に取り組みます。

○外部人材受入体制の強化

- ・ 移住者の受入れや情報発信などに意欲的な地域を選定する「移住者受入モデル地域」の拡大や、移住促進に向けた取組を支援します。
- ・ 市町村や移住者受入れに意欲的な地域などを対象とした受入体制強化のための研修会等を開催します。
- ・ 移住者交流会の開催など移住者相互のネットワークづくりを支援します。
- ・ 移住者や地域住民など、移住者の受入れ等に賛同する方々を「とやま移住サポーター」として委嘱し、移住後の不安解消など移住者の県内定住を支援します。

(4) 地域の特性を活かした事業の振興

地域に住み続けるには、生活を支える仕事が大切であり、地域が有する「強み」や「魅力」を活かした事業の振興を進めていく必要があります。

中山間地域には、地域の強みとなりうる魅力的な農産物が多く存在しており、北陸新幹線開業による県外からの来県者の増加や首都圏での関心の高まりなどを背景に需要の拡大が期待できます。しかし、全国的な知名度を得ているものは、まだ少数にとどまっていることから、農林水産物の6次産業化(※²¹)や農商工連携による農作物の高付加価値化を進めていくことが大切になります。

また、中山間地域が有する課題は、ビジネスチャンスでもあり、ビジネスの手法を通じて課題を解決するコミュニティビジネスを振興していく必要があります。

さらに、本県は、包蔵水力が豊かである地域特性を活かし、農業用水等での小水力発電所の整備に取り組んでおり、土地改良区(※²²)が管理する小水力発電所では、発電による売電収益の一部が、土地改良施設の維持管理費に充てられるなど、収益を地域課題の解決に利用する仕組みも形成されています。今後も、エネルギーの多様化や効率化によるエネルギー需給の安定確保や地球温暖化防止にも資する、再生可能エネルギーの導入の促進が求められています。

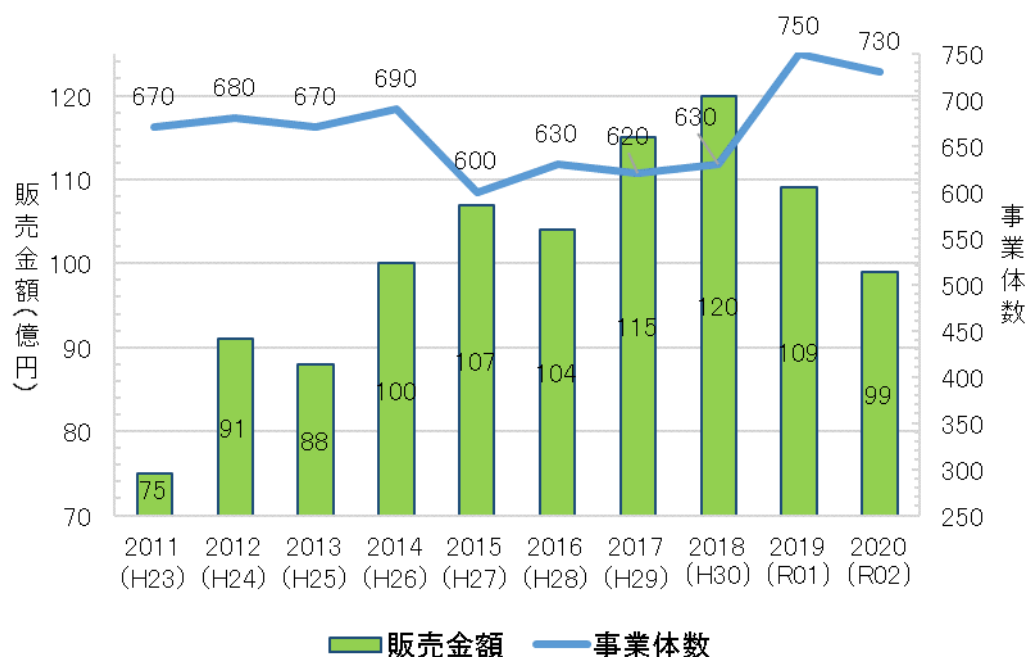
(※²¹) 6次産業化

農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工や販売を一体的に行う取組

(※²²) 土地改良区

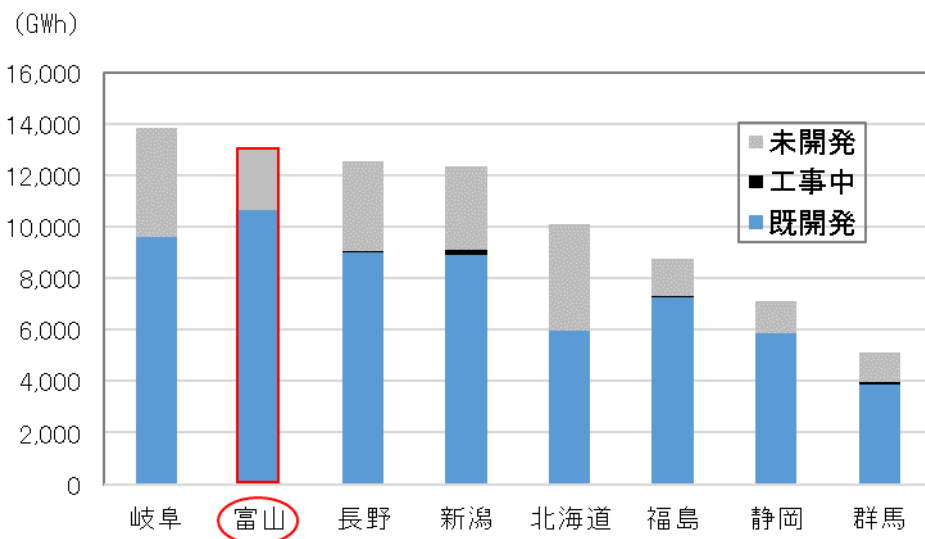
土地改良法に基づく農家の組合組織。農地整備や用排水路の新設、維持管理等を行う。

■本県の6次産業化販売金額及び事業体数



資料：6次産業化総合調査（農林水産省）

■都道府県別包蔵水力（上位8都道府県）



資料：資源エネルギー庁ホームページ

【施策の方向性】

農作物の高付加価値化に向けて、構想段階からの具体的な計画づくりや加工機材・施設等の整備への支援など、6次産業化や農商工連携等に取り組む意欲ある事業者に対し、関係機関が連携して発展段階に応じた支援を実施していく必要があります。

また、コミュニティビジネスについての理解促進を図り、起業を志す潜在期から段階的

に支援していく必要があります。

さらに、地球温暖化防止など環境に配慮し、本県の地域特性を活かした小水力発電など低炭素の国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入を一層推進していくとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくり、小水力発電所を管理する土地改良区等の基盤強化、人材育成の取組などを促進していく必要があります。

【具体的な取組】

○農作物の高付加価値化

- ・ 中山間農地の特性を踏まえ、農業所得の向上を目指すモデル農業者の取組に対して支援します。
- ・ 中山間地域における新商品の開発や売上げ拡大等に必要な加工機材等の設備投資に対して支援します。
- ・ 6次産業化に必要な技術・ノウハウの習得や販路開拓等に対して支援します。
- ・ 農商工連携による新事業に対して、引き続き中小企業チャレンジファンドを通じて助成を行います。
- ・ 商工団体や農業団体と連携して、セミナーやマッチング商談会を開催するほか、県内各地における出張相談会、専門家派遣を通じ、農商工連携の事業化を後押しします。

○コミュニティビジネスの振興

- ・ 地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの理解促進を図るため、研修会等を開催します。
- ・ 創業塾において、コミュニティビジネスへ挑戦する人材を育成します。
- ・ 若者、女性、シニアなどの多様な起業家によるコミュニティビジネスへの挑戦を、創業助成金等により支援します。

○小水力発電の推進

- ・ 中小河川や農業用水等を活用した小水力発電の導入推進やさらなる適地の発掘を促進します。
- ・ 農業水利施設を適切に維持管理し、土地改良区の運営基盤の強化に資する農業用水を利用した小水力発電などの自然エネルギーを活用した取組を推進します。
- ・ 関係機関や学生等を対象に、小水力発電に関する研修会や学習会の開催、情報提供を実施します。



山田新田用水発電所（南砺市）



三合新発電所（砺波市）

(5) 未来技術等による産業振興と生活の確保

人口減少・高齢化が進む中山間地域において、AI や ICT などの新しい技術は、地域が抱える様々な課題解決の起爆剤となる可能性を秘めています。平地と比べて生産条件が不利な農業や森林整備、依然高い水準にあるイノシシによる農作物被害対策などにおいて、これら技術の活用により担い手の負担軽減や作業効率の向上などが期待されています。

また、地域公共交通の活性化や利用促進に向けて、県では市町や交通事業者と連携して、2019年11月からバス位置情報がリアルタイムでわかる「とやまロケーションシステム」の運用を全国初となる県内全域を対象に開始したところ。このシステムにより、渋滞や天候などで定時制の確保が困難なバスを、安心して利用できるようになります。今後は、既存の地域公共交通が維持・確保されるよう、このような効率的で便利な交通サービスとして、AI や ICT などの新しい技術を利用した交通システムの展開が期待されています。

■交通結節点（乗継駅・バス停）に求める機能やサービス（バス利用者へのアンケート 2017.6）

順位	内容	選択率
1位	待ち時間を少なくする運行ダイヤの設定	54%
2位	運行状況（列車・バスの現在位置や遅れ）などの交通情報の提供	44%
3位	待合施設の充実（上屋・ベンチ等）	30%
4位	時刻・経路や乗継案内等の情報の充実	25%
5位	待ち時間が苦にならない店舗などの提供	17%

資料：県広域交通・新幹線政策課調べ

■とやまロケーションシステム



【施策の方向性】

スマート農業を中山間地域で定着させるため、新たに開発されたスマート農機の性能等の検証とモデル農場での実証やその成果を活用した導入支援などにより、スマート農業の普及を図るとともに、農作業の省力化や生産コストの低減に向けた生産基盤の整備等を実施していく必要があります。

また、路網整備や高性能林業機械の活用や ICT 等を活用したスマート林業を推進し、木材生産コストの低減を図るとともに、計画的な主伐と優良無花粉スギ「立山 森

の輝き」等による再生林を推進するなど、持続可能な森林経営に向けた取組を強化する必要があります。

さらに、イノシシの捕獲効率向上や作業負担の軽減を図るため、監視カメラや ICT 等を活用したわな等の技術の実証など先端技術を活用したスマート捕獲の普及・推進を図る必要があります。

その他、既存の地域公共交通の維持・確保のため、バスの運行情報提供などによる利便性の向上や、ICT など新しい技術を利用した効率的で便利な地域交通システムの充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

○スマート農業の推進

- ・ スマート農業の推進に向け、「とやま型スマート農業推進コンソーシアム(県、農業団体、商工団体、民間企業等で構成)」による直進キープ田植機、収量コンバイン(※²³) など、新たに開発されたを中心としてスマート農機の性能等の検証や、地域や経営体の特性に応じた複数の技術を活用するモデル農場での実証、若者を対象とした体験イベントの開催等に取り組みます。
- ・ 農業用機械操作の経験が少ない新規就農者や女性従事者を中山間地農業等の担い手として育成するため、スマート農業拠点施設普及センターを整備し、スマート農機等に対応するための研修の充実を図ります。
- ・ 足腰の強い中山間地農業を推進するため、地域の特性に応じた農地の汎用化整備と水管理の ICT 化など省力化技術の導入を推進します。



直進キープ田植機



水管理省力化 (ICT 化)

○スマート林業の推進

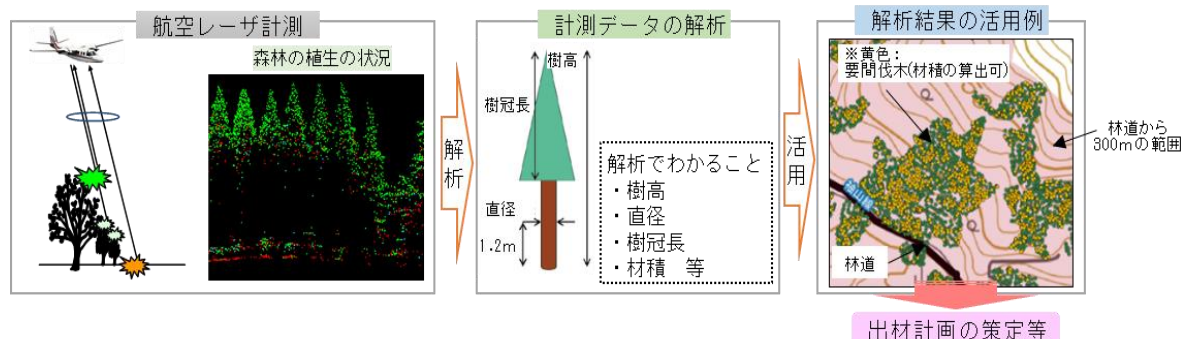
- ・ 1 本単位での樹種や樹高などの高精度な森林資源情報や路網整備を計画するために必要となる微地形情報を航空レーザ計測により整備します。
- ・ 航空レーザ計測情報を基に、県森林研究所で開発した「林業経営収支予測システ

(※²³) 収量コンバイン

刈り取りしながら、収穫量、玄米水分、玄米タンパク含有率を測定できるコンバイン

ム」により、素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等の予測を行い、森林所有者に対し、林業収益の向上につながる施業の提案を進めます。

- ・ 施業集約化等を効率的に行うため、県や市町村が保有する森林資源情報や森林所有者情報を関係者で共有できるよう、森林クラウドを導入します。



○先端技術を活用した鳥獣被害対策

- ・ ローカル5 Gや ICT 等を活用した侵入防止や捕獲等の技術実証などの研究に加え、新たに開発されたスマート捕獲機器の性能等の検証を進めることで効果や課題を整理し、地域に応じた実用可能な技術の導入を支援します。
- ・ 効果を実証したわなについては、「富山県捕獲専門チーム」や市町村等で活用し、効率的かつ組織的な捕獲の実施を推進します。



カメラ付き檻



遠隔操作

○地域公共交通の利便性向上や効率化

- ・ バスの利便性向上を図り、安心して利用できるよう「とやまロケーションシステム」による運行情報の提供を行い、常に最新情報が提供できるよう、バス事業者や市町と連携協力して、ルートや時刻、運賃などのデータ作成とオープンデータ化に努めます。
- ・ 地域公共交通に関する先進的なシステムや取組の情報収集と、県内での導入可能性について関係者との情報共有に努めます。
- ・ 住民主体の共助による新たな移動手段確保に向けた活動などを支援します。

2 具体的施策の展開

<施策体系>

観 点	基本的施策	施策の基本方向	
1 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全	(1) 住民主体の地域づくり	①地域における話し合いの促進	
		②地域運営組織の整備及び体制強化	
		③ふるさと教育・学習の推進	
	(2) 魅力あふれる地域づくり	①地域の魅力を保全・活用した地域づくり	
		②伝統芸能等の保存・活用	
		③空き家の適切な管理と利活用	
	(3) 新たな人の流れの創出	①移住・UIJ ターンの促進	
		②応援(関係)人口の創出	
	(4) 災害に強い地域づくり	①地域防災力の強化	
		②治山・治水・土砂災害対策	
	2 地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大	(1) 中山間地農業の活性化	①担い手の確保・育成
			②生産基盤の整備
③競争力のある農産物や薬用作物等の生産			
(2) 鳥獣被害の防止等		①野生鳥獣の適正な保護と管理	
		②被害防止策の地域ぐるみでの推進	
		③ジビエの利活用	
(3) 林業及び木材産業の活性化		①担い手の確保・育成	
		②森林資源の循環利用と生産基盤の整備	
		③県産材の安定供給体制の整備と木材需要拡大	
(4) 地域の特性を活かした事業の振興や就労機会の創出		①新たなビジネスの創出	
		②農林水産物のブランド力強化、高付加価値化	
		③再生可能エネルギー源の活用	
		④人材・サテライトオフィス等の誘致推進	
(5) 交流による地域活性化		①魅力ある地域資源の磨き上げ、観光を担う人材の育成	
		②多様な交流の推進	
3 生活に必要な不可欠なサービスの確保		(1) 交通手段の安定的な確保	①生活道路の整備
			②総合的な地域公共交通体系の構築
			③地域公共交通ネットワークの維持活性化
			④地域ニーズに対応した公共交通サービス
		(2) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	①買い物支援サービスの推進
	②除排雪の推進		
	(3) 医療・福祉サービスの確保	①福祉意識の高揚・地域共生社会の推進	
		②地域包括ケアシステムの深化	
		③医療・福祉を支える専門人材の確保	

観点1：地域コミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全

人口減少・少子高齢化の進展している中山間地域においては、地域コミュニティの衰退が進んでいることから、人口減少に一定の歯止めをかけ、地域コミュニティの再生を進めます。また、集落の空洞化による地域環境の悪化を防ぎ、地域の保全を進めます。

(1) 住民主体の地域づくり



【現状と課題】

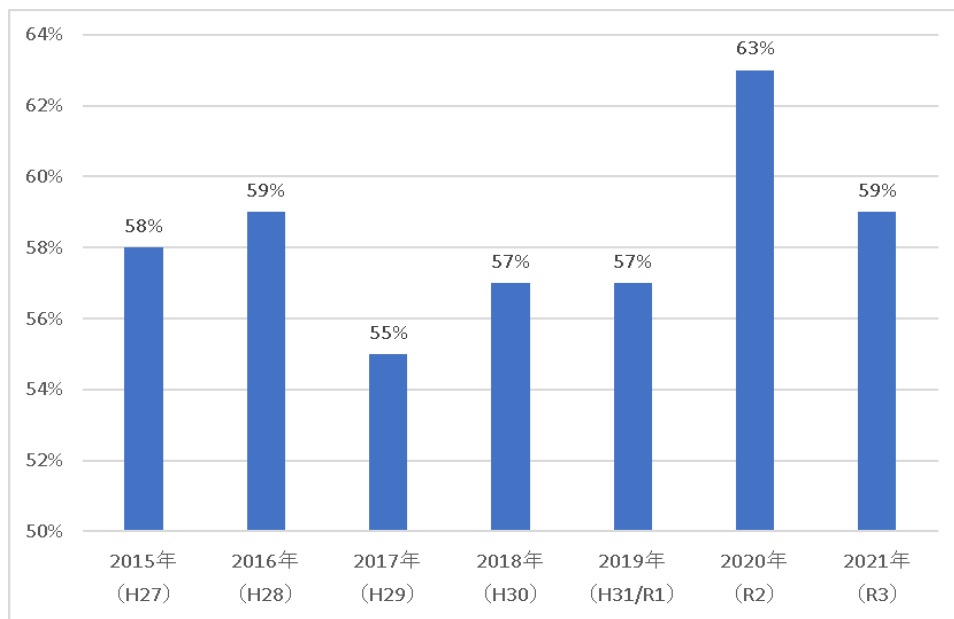
人口減少が進む中山間地域においては、地域ごとに事情は異なりますが、市場規模の縮小等による商店の廃止、公共交通の縮小などが進む一方、高齢化の進展により新たな福祉サービスや生活の足の確保などの対策が必要となっており、地域で安心して生活するためには、各地域の事情やニーズに応じた住民主体による地域づくりが必要になります。

そのために、まず地域住民が自らの地域について共通認識を持ち、地域住民による地域の将来像などについての話し合いを促進する必要があります。そして、その話し合いによって合意形成された取組を具現化するための組織として「地域運営組織」の形成も大切になります。県内の中山間地域において、地域運営組織の形成は進みつつありますが、各組織の取組度合いには温度差があり、その活動を側面から支援していく必要があります。

さらに、今後、地域の課題解決や住民ニーズに対応する様々な事業が展開され、活動の幅を広げつつ持続化していくためには、事業を実施する組織の法人格の取得や基盤強化が必要となります。

また、人口減少が進んでいる中山間地域においては、祭りや防災活動など様々な地域活動を支える担い手不足が大きな課題になっており、実態調査においても、集落の課題として「後継者の育成・確保」との回答が約6割と最も多くなっています。このため、ふるさとに誇りと愛着を持ち、家族や地域を大切にしながら、コミュニティの再生や地域の発展に貢献できる人材の育成が必要になります。

■地域活動に参加している人の割合（県全体）



資料：県政世論調査

■地域行事に参加している児童・生徒の割合（%）

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2021 (R3)	2022 (R4)
小学校（小6） （公立）	本県	81.8	82.2	79.5	78.9	83.0	73.7	70.2
	全国	66.9	67.9	62.6	62.7	68.0	58.1	52.7
中学校（中3） （公立）	本県	54.3	55.1	53.7	58.5	62.1	56.9	53.9
	全国	44.8	45.2	42.1	45.6	50.6	43.7	40.0

※2020（R2）は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）実施されず。

資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【具体的な取組】

（1）住民主体の地域づくり	
① 地域における話し合いの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域づくりについての理解促進や話し合いのきっかけづくりに努めます。 ・市町村と連携のもと、地域住民による地域の課題や将来像等についての話し合いを支援します。 ・地域の話し合いには、子どもから高齢者まで全ての世代の参加を促進します。 ・各地域において、その話し合いを牽引するリーダーやサポートする人材の育成に努めます。
② 地域運営組織の整備及	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の話し合いの結果を具体化するための手段として、地域運営組織についての理解の浸透を図り整備を促進するとともに、地域

<p>び体制強化</p>	<p>の課題解決や住民ニーズに対応した事業を展開し持続化するため、組織の法人格取得を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織を支える核となる人材や会計等の専門的知識を有する人材の育成に努めます。 ・組織の持続的な運営を支えるため、専門相談員の派遣などマネジメント力の強化や寄附募集、資金調達の円滑化、情報発信力の強化など組織・財政基盤の充実を図る活動へ支援します。 ・地域の実情に応じて、近隣地域との連携強化による複数集落からなる小さな拠点づくりを推進します。 ・地域運営組織が行う地域活性化に向けた取組を支援し、地域運営組織の活動力の強化を図ります。 ・中山間地域における課題解決に向けた、NPO、企業等による協働の取組を支援します。
<p>③ふるさと教育・学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、県が作成したデジタル補助教材「ふるさととやまの人物ものがたり」や市町村が作成した郷土学習教材を活用し、先人の偉業や夢、志等を学ぶ教育を推進します。 ・県立高校において、県が作成したデジタル補助教材「高校生のためのふるさと富山」を活用し、郷土史・日本史学習を充実します。 ・地域住民との交流や公民館を拠点とした活動によって、伝統芸能などの後継者育成事業や身近な自然体験活動等への取組を支援します。 ・県民生涯学習カレッジにおいて、地域課題について、共に考える講座を提供し、地域の活性化や担い手となる人材を育成します。

(2) 魅力あふれる地域づくり

【現状と課題】



中山間地域には、豊かな自然や美しい景観、地域において脈々と受け継がれてきた伝統文化など様々な魅力が存在します。人々の憩いの場や自然体験活動の場としての中山間地域の機能を維持するためにも、この美しい景観や伝統文化を保存するとともに、その魅力を一層磨き上げ、持続可能で魅力あふれる地域づくりを進める必要があります。

このため、県民協働による里山林の整備や農業者だけでなく地域住民も一体となった農地や農道、水路などの保全管理活動の取組、散居景観保全のため砺波市・南砺市を中心とした屋敷林の枝打ちや間伐などの活動、人の目が届きにくい中山間地域における不法投棄の未然防止の取組を推進しているところであり、引き続き美しい自然環境を保全していく必要があります。

また、長年地域において脈々と受け継がれてきた伝統文化・伝統芸能に対する理解や認識の低下、担い手不足などにより、その維持・存続が困難な状況が生じていることから、地域に伝わる伝統文化等の価値を、地域住民はもとより、広く県民が再認識するとともに、これらを維持・存続し、次世代に末永く継承していくための取組を推進する必要があります。

さらに、管理不全の空き家は、住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている一方、適切に管理された空き家は、中山間地域の生活体験等を提供する交流施設や移住・定住者の住まいとしての活用が期待されます。そのため、空き家問題に対する所有者や住民の意識を高め、空き家の適切な管理や改修、除却などを進めるとともに、定住・交流人口の確保など中山間地域の活性化につながる空き家の利活用にも取り組む必要があります。

■地域文化に関係するボランティア活動者数

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
人数	13,620人	13,770人	13,810人	13,830人	13,880人	13,900人	13,950人

資料：県生涯学習・文化財室調べ

【具体的な取組】

(2) 魅力あふれる地域づくり	
① 地域の魅力を保全・活用した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色や強みを活かしながら、持続可能で活力あるまちづくりを進める市町村や地域住民等が連携した取組を支援します。 ・里山林の維持管理を一層推進するため、地域住民と「森づくりサポーター」との協働による森づくり活動を支援するとともに、里山地区の活性化と自立を支援します。 ・地域ぐるみによる水路・農道等などの農村環境の保全活動を支援します。 ・棚田や散居村など、農村の豊かな景観や環境を次世代に残すための地域づくり協定に基づく保全管理活動を支援します。 ・小学生等を対象に、農山村の地域資源を活用した体験学習を推進します。 ・市町等と連携した広域的な不法投棄のパトロールの取組を推進します。
② 伝統芸能等の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統文化・伝統芸能や行事に用いる、祭礼具の修理や復元新調などの保存・継承に向けた取組を支援します。 ・伝統芸能等の魅力を県内外に情報発信するとともに、観光資源として

	<p>磨き上げる取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能等を次世代へ継承するため、演者等の後継者育成の取組を支援します。
③ 空き家の適切な管理と利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家発生の未然防止に関する普及啓発を図るためのセミナーや相談会等の開催を支援します。 ・地域が主体となっていく空き家の課題解決を目的とした取組を支援します。 ・老朽化により地域の生活に影響を与える危険な空き家の除却等を支援します。 ・多世代同居を促進する空き家の取得やリフォーム等を支援します。 ・空き家バンク等により移住者・U I J ターン希望者などに空き家情報を提供するとともに、空き家物件のマッチングを支援します。 ・県外からの移住者が行う個人の空き家改修に対して支援します。 ・中山間地域の恵まれた居住環境を活かした空き家の新たな利活用を支援します。

(3) 新たな人の流れの創出



【現状と課題】

本県では、これまでも県外からの移住・U I J ターンの促進に取り組んできました。特に移住者は、20～40 代の子育て世代が多くを占めていることから、本県の強みである就労環境や子育て環境の良さを強くアピールするため、①市町村や企業が参加する「とやま移住・転職フェア」の開催、②首都圏などの子育て世帯を対象とした「とやま子育て移住体感ツアー」の実施、③移住・U I J ターンの相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」の体制強化などに取り組んできました。国も地域おこし協力隊制度を設けており、本県では 2019 年 3 月末までに任期終了した地域おこし協力隊員の約 63%がその後も県内に居住しており、地域を支える人材として期待されています。

さらに 2019 年度は新たに、①東京 23 区から地方への移住を支援する国の「移住支援金制度」の実施、②移住や就職の情報など移住・U I J ターンに関する情報を総合的に提供するポータルサイトの構築などに取り組んだところであり、引き続き、移住・U I J ターンの促進に取り組む必要があります。

また、都市部の住民が特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口として地方とつながりをつくることは、地域の活性化や将来的な移住にもつながると期待されることから、関係人口の創出・拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

【具体的な取組】

(3) 新たな人の流れの創出	
① 移住・U I Jターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSでの情報発信、移住セミナーの開催などを通じ、本県の強みである就労環境や子育て環境などの生活環境の魅力を大都市圏をはじめ全国に発信し、「くらしたい国、富山」のイメージの定着を図ります。 ・国が創設した「移住支援金」、「起業支援金」の制度を最大限に活用し、東京23区等からの移住・U I Jターンを促進します。 ・学生や社会人のU I Jターン就職を促進するため、「富山くらし・しごと支援センター」における相談体制の充実や、大学との就職支援協定の締結など県外大学との連携を強化します。 ・市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会・移住セミナーの開催、就職セミナーや合同企業説明会を開催し、富山への移住・U I Jターンを促進します。 ・「富山くらし・しごと支援センター」富山オフィスと「富山県人材活躍推進センター」が連携し、ワンストップで移住・U I Jターン希望者等の相談を受けるほか、SNSを活用した情報発信を強化します。 ・県内大学生の県内定着を「Tターン」と名付け、県内企業の訪問や県内企業で働くOB・OGとの交流会、保護者向けセミナーの開催、ウェブサイト等による県内企業の魅力発信等により、Tターンを促進します。 ・「移住者受入モデル地域」の拡大、移住者相互のネットワークづくりなど移住者の受入体制を強化します。 ・地域の賑わい創出に向けて移住者による起業などを支援する中間支援組織（受け皿組織）がある地域をモデル的に支援します。 ・地域おこし協力隊員の相談体制の充実など、地域おこし協力隊員の定住率向上に向けた取組を推進します。
② 関係人口の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の大学生・大学院生が中山間地域などの地域に入り、住民との交流などを通じて生み出したアイデアを政策提言として発表するプログラムの実施、本県への移住や二地域居住、副業・兼業を希望する社会人を対象としたフィールドワークの実施など、関係人口の創出に向けた取組を進めます。 ・県内での大学等の合宿誘致を促進します。 ・都市住民と農村住民が共同で行う集落活動のボランティア参加を推進し、中山間地域の農業・農村サポート体制の充実を図ります。

・廃校や空き家などの遊休施設等を活用し、本県の魅力や暮らしを満喫できる中山間地域へのサテライトオフィスの誘致を促進します。

(4) 災害に強い地域づくり



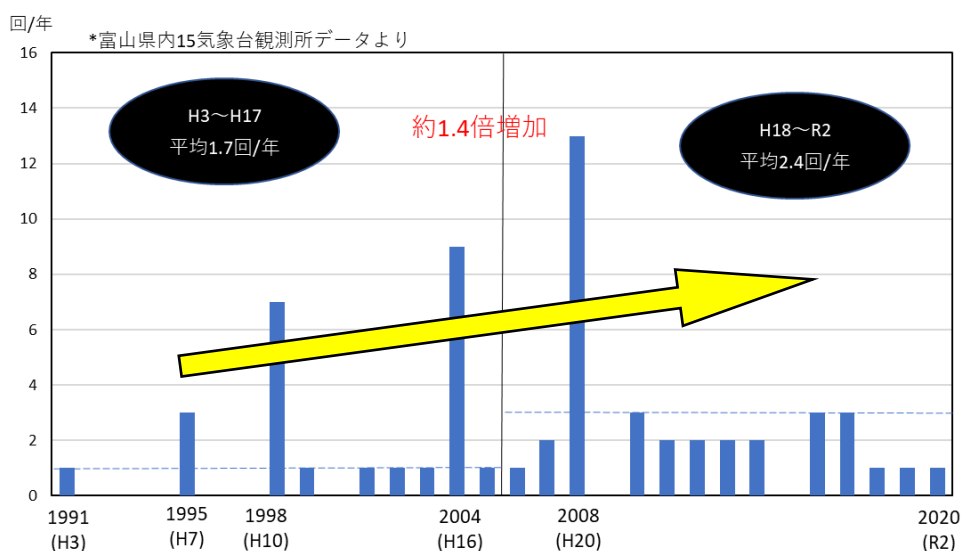
【現状と課題】

本県は、急峻な山々を抱え、これまで幾度となく河川の氾濫、土石流、地すべり、山腹崩壊などの大きな災害に見舞われてきました。全国的にも、2018（平成30）年7月の西日本豪雨災害や同年9月の北海道胆振東部地震などに象徴されるように多様な災害が頻発、激甚化しており、県民の生命・財産を守る災害対策が求められています。しかし、災害への備えを行っている県民の割合がまだ低い状況にあり、地域の防災の要として期待される自主防災組織の組織率は大きく向上しているものの、全国平均を下回っています。また、消防団員数は減少傾向ですが、今後、高齢化等による更なる減少が懸念されています。

このため、自主防災組織の組織化・活性化を推進するとともに、若者等の消防団への加入促進に向けて、関係機関との連携強化に取り組んでいく必要があります。

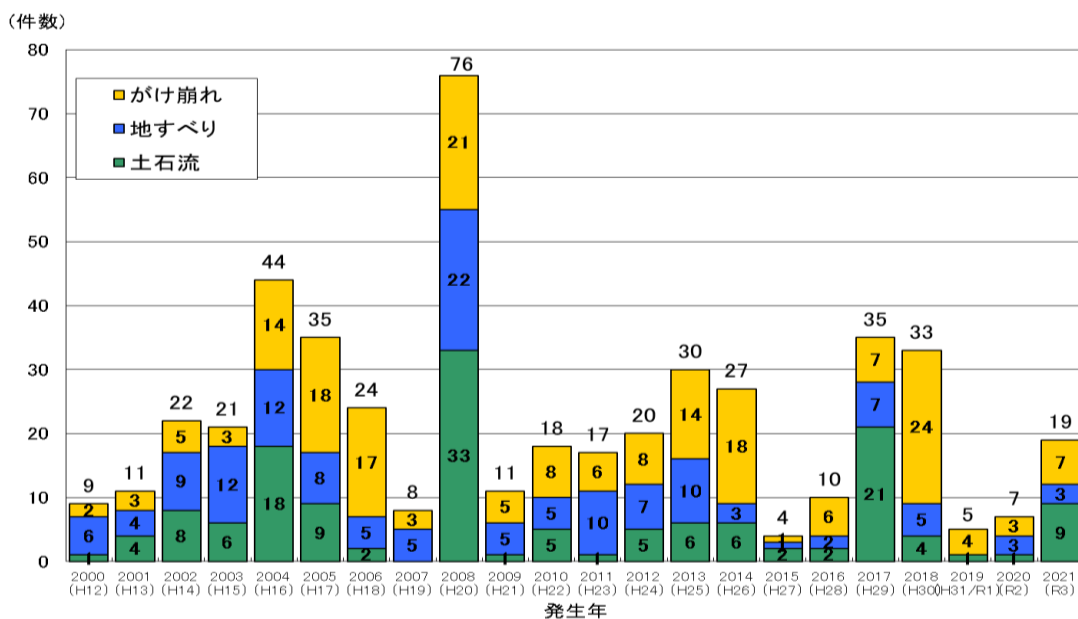
さらに、今後も災害から県民の生命・財産を守るため、治山・治水・土砂災害対策の施設整備、農業水利施設の整備、森林・農地の保全及び防災・減災の効果を高めるためのソフト対策を推進していくことが重要です。

■ 県内の時間雨量 50mm 以上の降雨の観測回数



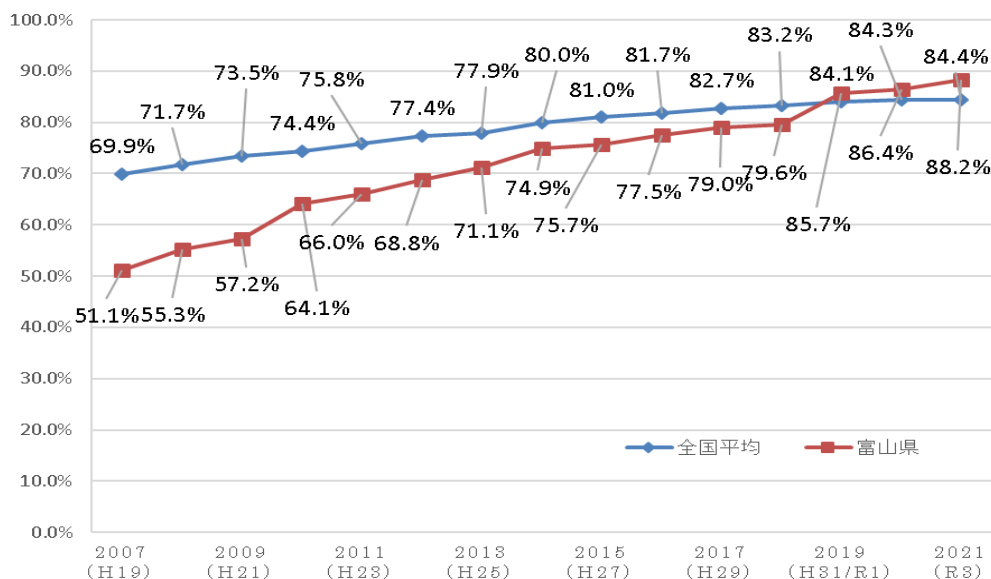
資料：県河川課調べ

■県内の土砂災害の発生件数（2021年12月末時点）



資料：県砂防課調べ

■本県の自主防災組織率の推移



資料：消防白書、県防災・危機管理課調べ

【具体的な取組】

(4) 災害に強い地域づくり	
① 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の未結成地区における組織化の推進やリーダー育成研修を実施します。 ・地域防災力の引き上げのため、地域においてリーダーとなり得る人材として、防災士を育成します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への消防団活動の周知支援や消防団活動等に協力的な事業所の表彰など、若者や女性、被用者等の消防団への入団を促進します。 ・消防職団員等の専門分野の人材育成や児童生徒への実践的な防災教育を推進します。 ・地域や事業所において幅広い年代の人々が参加する防火訓練や防火講習会、救急講習会の開催を促進します。
<p>② 治山・治水・土砂災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の建設や川幅の拡幅など河川の整備や、荒廃河川における砂防堰堤整備を推進します。 ・利賀ダムの建設や、既存ダムの管理施設等の改良を促進します。 ・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備、社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設等に対する土砂災害対策を充実します。 ・山林・河川・ダムの管理者など関係機関との連携により、流木対策を推進します。 ・地域の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」(※²⁴)を推進します。 ・溪流の連続性を確保する透過型砂防堰堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備を推進します。 ・下流人家等への甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池(※²⁵)等の決壊による被害を未然に防止するため、計画的な耐震・豪雨対策を実施します。 ・防災重点農業用ため池については、ハザードマップ等を作成・周知し、日頃から地域住民の防災意識の醸成を図ります。 ・豪雨等の自然災害により被害を受けた公共土木施設、農地・農業用施設について迅速な効用回復を図るため災害復旧事業(※²⁶)を実施します。 ・災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備を行

(※²⁴) 多自然川づくり

水辺は様々な生命を育む貴重な空間であることから、人々が身近に触れ合うことができる水辺空間について、瀬や淵の創出、植生の保全・復元など、河川の持つ多様性を重視して川づくりを行うこと。

(※²⁵) 防災重点農業用ため池

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(※²⁶) 災害復旧事業

公共土木施設、農地・農業用施設等が豪雨等の異常な天然現象により被災し、一定の要件(日雨量80mm以上等)を満たす場合に復旧ができる国庫補助事業

	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林（※²⁷）の指定など伐採等の規制による森林の保全を行うとともに、治山施設の整備と併せた森林整備を推進します。 ・飛砂・潮風・強風・高潮被害地における海岸保安林の造成・整備や、雪崩防止機能を有する森林（なだれ防止保安林）の維持・造成を推進します。 ・防災関連事業等の計画的な推進、災害復旧の迅速化を図るため、土地の所有者や境界を明確にする地籍調査の実施について、市町村を支援していきます。
--	--

【参考指標】

項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
県による話し合い支援地区数（累計）	—	50 地区	年間 8 地区程度の支援を目指す。
地域運営組織数（累計）	15 組織	60 組織	一層の地域運営組織の形成を目指す。
地域づくりサポート人材育成数（累計延べ人数）（*）	57 名	550 名	年間延べ 80 名程度の地域サポート人材研修への参加を目指す。
子どもの地域活動体験率（*）	(2019 実績) 小学校(小 6) 83.0% 中学校(中 3) 62.1%	小学校(小 6) 85%以上を維持 中学校(中 3) 60%以上を維持	今後さらに体験率が高まるよう働きかけることにより、現状水準以上となることを目指す。
里山林の整備面積（累計）	2,699ha	3,600ha	今後、優先的に整備が必要な森林について、幅広い県民の参加による整備を目指す。
農村環境保全活動の取組面積（累計）	19,889ha	20,700ha	農村環境保全に取り組む集落を拡大し、取組面積の着実な増加を目指す。

（※²⁷）保安林

水源涵養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。制限林のひとつ

項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
地域文化に関するボランティア活動者数(*)	13,830人	14,090人	年30～45人程度の増加を目指す。
空き家バンクの年間登録件数(*)	283件	300件	年300件程度の登録件数を目指す。
県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数(学生Uターンを除く)(*)	726人	1,000人	年50人程度の増加を目指す。
自主防災組織の組織率(*)	79.6%	89%	自主防災組織の結成を促進することで、現況より10ポイント程度の増加を目指す。
土砂災害危険箇所の整備箇所数(累計)(*)	623箇所	660箇所	脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。
地籍調査事業の進捗率(*)	28.8%	30.4%	年0.3ポイント程度の上昇を目指す。

(*)は県全体での指標

観点 2：地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大

地域で安心して生活するためには、地域において生活の糧となる仕事を確保することも大切になります。地域内でお金を循環させ、地域経済を活性化し、若者等の所得増大の取組を進めます。

(1) 中山間地農業の活性化

【現状と課題】



中山間地域の農地は、平地と比べて小区画で不整形のほ場や畦畔法面が大きいなど、地形条件が不利であることから、平地のように大区画化や農地集積によるスケールメリットが享受しにくい環境にあるとともに、水管理や除草作業に多くの労力を要し、危険を伴うことも多くなっています。また、中山間地域では農業の担い手不足や高齢化が進んでおり、実態調査でも「中山間地域の農業の維持・管理に必要なもの」として「農業の担い手の育成・確保」(72.7%)との回答が最も多くなっています。このため、限られた人数で安全に作業できるよう ICT やロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業を推進するとともに、くすりの富山の基盤を活かした本県での栽培適性のあるシャクヤクや自然環境と調和した有機農産物など、中山間地域の地理的・自然的条件を活かした競争力のある農産物生産により、所得向上を進めていく必要があります。

また、中山間地域で多く営まれる畜産は、高齢化等により離農が進む一方で、意欲ある担い手による規模拡大を目指す気運も生まれ「なんとポーク」や「氷見牛」などの地域銘柄化が進んでいます。その他、県内農場での CSF (豚コレラ) や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を防止するため、国が定める「飼養衛生管理基準」に基づく畜産農家の防疫体制の強化等に取り組んでいます。

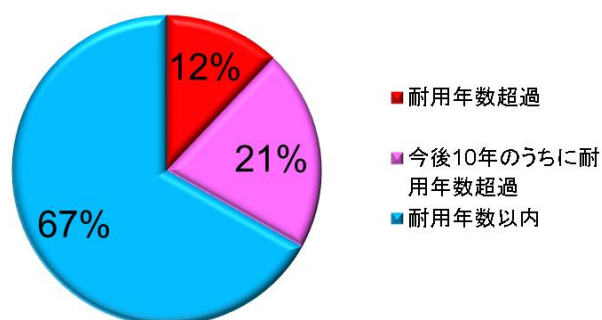
さらに、昭和 30～50 年代に整備された農業水利施設は、整備後 40～60 年経過し、施設機能の低下が著しく、用水の安定供給に支障を来しています。

■本県の新規就農者数の推移

	2008 (H20)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
新規就農者数(人)	27	60	88	69	63	63	80	61

資料：県農業経営課調べ

■農業水利施設の耐用年数（2017年度）



資料：県農村整備課調べ

■シャクヤクの栽培面積・出荷量の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)
栽培面積 (ha)	3.0	4.0	4.9	5.6	6.2	5.8	5.2	5.9
生根出荷量 (t)	3.0	8.3	10.7	6.0	8.4	16.7	13.4	9.3

資料：県農産食品課調べ

【具体的な取組】

(1) 中山間地農業の活性化	
① 担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の農業者だけでなく、U I J ターンによる県外も含めて地域外の人材など多様な担い手の確保を推進するとともに、「とやま農業未来カレッジ」を核とする研修等により、担い手の育成に取り組めます。 ・新規就農希望者と農業法人等とのマッチングや、産地等が行う就農促進に向けた取組を支援し、地域農業の次世代を担う人材の確保・育成を図るとともに、円滑な経営継承を支援します。 ・N P O、企業、学生などの多様な人材の地域活動への参画を進めることで中山間地域へのサポート体制の構築を進めます。
② 生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作条件が不利な農地での農作業の大幅な省力化等を図るため、拠点施設の整備など、ロボット技術や ICT などの先端技術を活用したスマート農業を推進します。 ・中山間地域での農用地や農道などの保全管理に要する時間の削減に向け、自走式草刈機等の導入と実証の取組を支援します。 ・中山間地域の特性に応じた農地の汎用化等整備とほ場における水利用の効率化・水管理の ICT 化など省力化技術導入のための柔軟な基盤整備を支援します。 ・用水を安定的に供給するため、老朽化が進行する農業水利施設について、地域が求めるきめ細やかな整備を推進します。

<p>③ 競争力のあ る農産物や 薬用作物等 の生産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間農地の特性を踏まえ、農業所得の向上を目指すモデル農業者の取組に対して支援します。 ・ 高収益作物の導入による中山間地域での新たな産地づくりを支援するための栽培実証や販路開拓を支援します。 ・ 薬用作物については、産官学連携による「薬用作物実用化研究会幹事会」において、シャクヤクを中心に実証ほ設置による栽培技術の課題解決(省力機械化や農薬の適用拡大に関する実証試験など)や、生産・販路の拡大に資するとともに、栽培面での単収向上や省力機械化に取り組みます。また生産拡大に必要となる優良な苗を安定的に供給する体制を構築します。 ・ 中山間地域の自然と調和した環境にやさしい農業を推進するため、持続性の高い農業生産に取り組むエコファーマーの認定や有機 JAS 認証の取得を支援します。 ・ 生産者や関係機関で構成する「とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会」を中心に、有機農業など環境にやさしい農業の取組拡大に向けた研修会の開催や、イベント等での有機農産物の PR 等による消費者への理解増進を図ります。 ・ 草地等の畜産生産基盤の整備支援や遊休地への畜産企業の受入れなどにより、高品質、安全な畜産物の安定供給を推進します。 ・ 畜産経営に大きな影響を及ぼす CSF (豚コレラ) など家畜伝染病の発生及びまん延を防止し、安全で良質な畜産物の安定供給など本県の畜産業の振興を図るため、防疫体制の強化や野生イノシシの有害捕獲の強化、経口ワクチンの散布等を推進します。
--	--

(2) 鳥獣被害の防止等

【現状と課題】

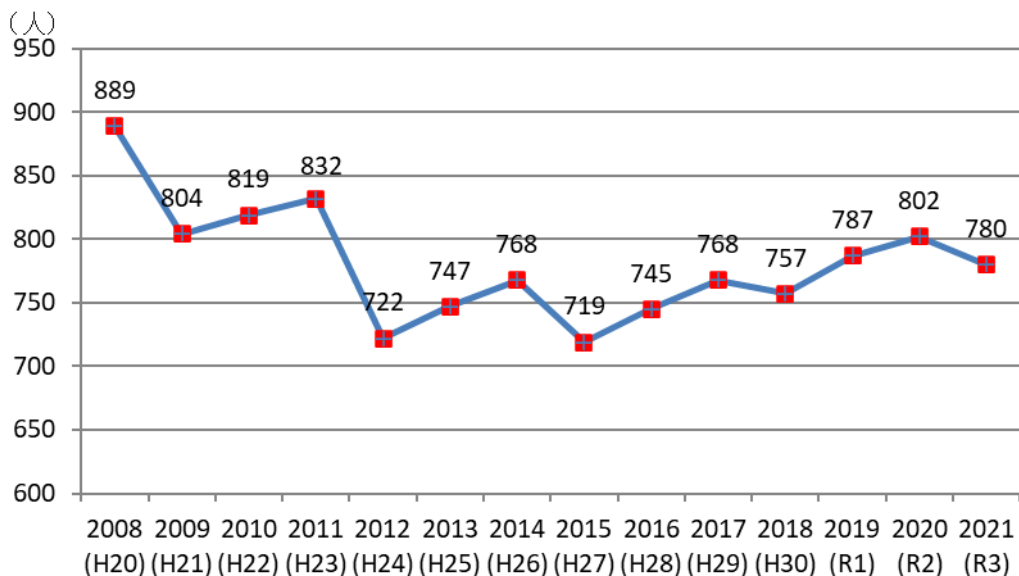


近年、人身被害や高山帯などの自然環境被害、農作物被害を発生させるツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣の生息数が増大し生息域も拡大しています。しかし、銃猟者の減少や高齢化が進んでおり、野生鳥獣の生息数などの管理に係る担い手の育成・確保が必要となっています。

また、2020 年度の本県における鳥獣被害は、6,524 万円と依然として高い水準にあり、その内訳をみると約 5 割の 3,229 万円がイノシシによる被害となっています。このため、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく①集落環境管理、②侵入防止対策、③捕獲対策の 3 つの対策からなる総合的な取組を地域ぐるみで進めることが大切になります。

さらに、イノシシの捕獲頭数が増加している中、捕獲されたイノシシ肉のジビエ(※²⁸) 利用を進めるため、供給体制の整備と需要の拡大を推進する必要があります。

■県内の第1種銃猟免許所持者数



資料：県自然保護課調べ

■県内ジビエ利活用（イノシシ）の状況

区分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
獣肉処理施設数	2	3	4	5	7	8	9	9
獣肉処理頭数	74	26	58	107	146	312	0(※)	125
捕獲頭数	1,158	2,090	3,427	4,132	4,982	7,558	3,048	3,045

資料：県農村振興課調べ

※豚熱の影響による

【具体的な取組】

(2) 鳥獣被害の防止等	
① 野生鳥獣の適正な保護と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ等の野生鳥獣のモニタリング調査や、保護管理計画の策定を行います。 ・自然環境被害や農作物被害などを引き起こすイノシシ、ニホンジカ等の個体数を適正に管理するため、捕獲の強化を図ります。 ・野生鳥獣の保護管理を担う人材や専門的な集団の育成・確保に努めます。

(※²⁸) ジビエ

狩猟により捕獲された野生鳥獣の肉のこと。ヨーロッパでは高級食材として扱われている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの平野部での出没に伴う人身被害の未然防止のための取組や人身被害防除のための捕獲を支援します。
② 被害防止策の地域ぐるみでの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・集落環境管理や侵入防止対策を正しく理解した地域でイノシシ被害防止対策を牽引する「地域実践リーダー」を育成します。 ・関係機関と連携して「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づき、①集落環境管理、②侵入防止対策、③捕獲対策の3つの対策を地域に合った形で実践し、被害ゼロを目指すモデル集落を育成します。 ・ICTや5Gの活用などによる効果的な侵入防止対策や捕獲強化策について、情報収集に努め、具体的な方策について研究を進めます。
③ ジビエの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県ジビエ研究会で定めた基本方針に沿って、安全で良質な「とやまジビエ」の供給体制の整備や、消費者等へのPRによる需要の拡大を推進します。 ・捕獲したイノシシ等の野生獣肉を食用として利用するための解体処理施設の整備を支援します。 ・ジビエの需要拡大を図るため、研修会や調理講習会、イベントでのPR等を実施します。

(3) 林業及び木材産業の活性化



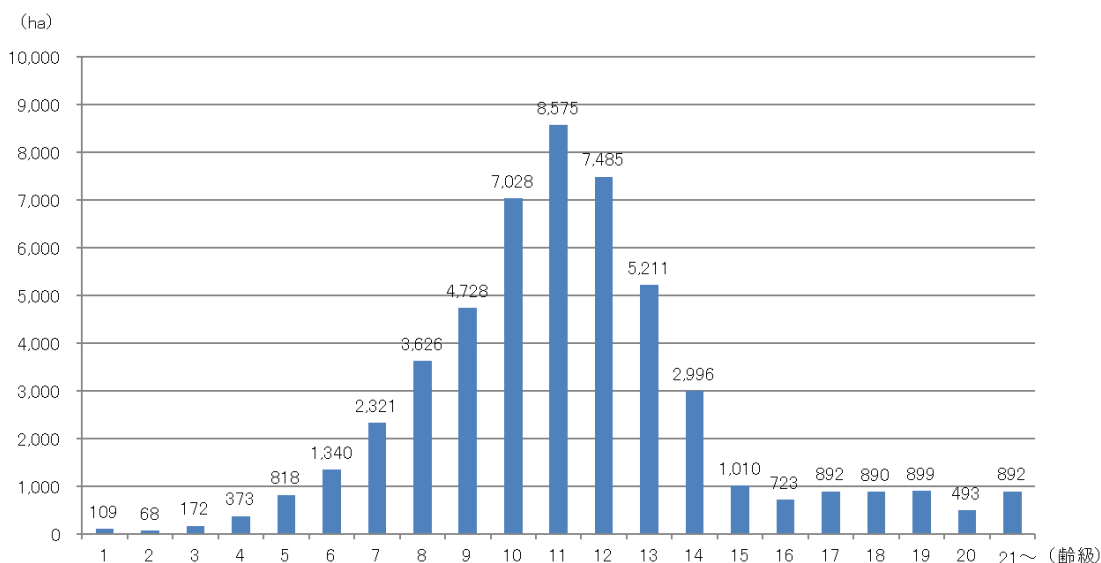
【現状と課題】

県内の民有林人工林は、建築用材に適した40年生以上が約8割を占めるなど成熟期にあり、間伐等の森林整備や計画的な主伐・再造林による森林資源の循環利用を進める必要があります。

県内の製材工場等では北洋材から国産材への原料転換が進むなど、県産材製品の生産体制は整いつつあり、県産材の素材生産量が増加するとともに、県産材を使用した住宅建設への助成や公共建築物の木造化への支援のほか、CLT（直交集成板）等新たな県産材製品の普及などに取り組んできた結果、県産材の利用量も増加しています。

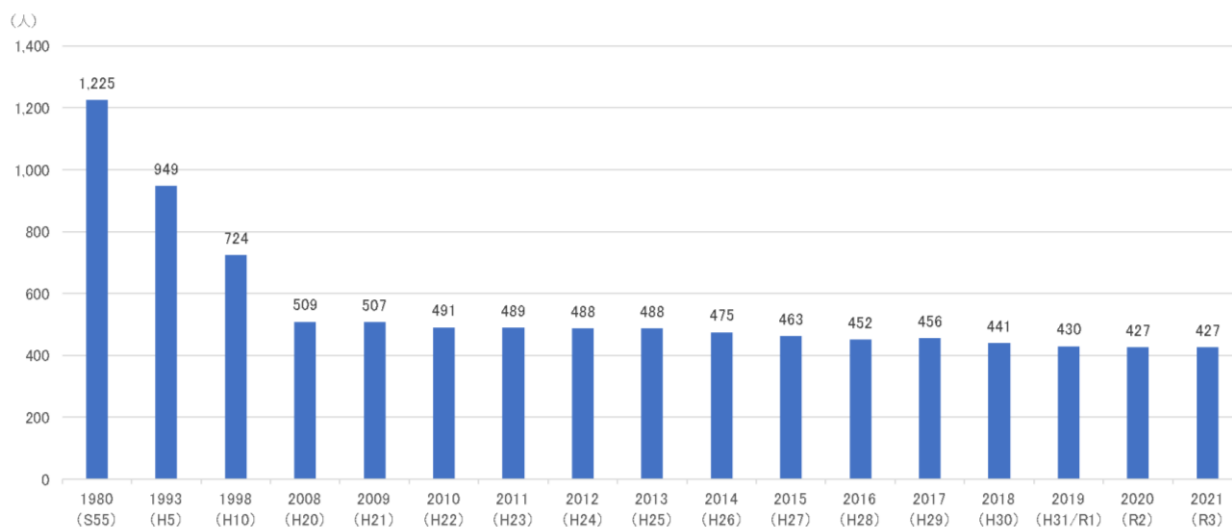
一方で、林業の採算性は厳しい状況にあることから、ICT等の活用により低コストな木材生産を推進するとともに、県産材の安定供給体制の整備と幅広い分野での県産材の利用促進を一層推進していく必要があります。また、林業の担い手の若返りは進んでいますが、定着率が他産業に比べて低く、近年は林業就業者数が減少傾向にあるため、林業の魅力向上と持続的な林業経営による林業の担い手を育成・確保する必要があります。

■県内民有林人工林の齢級（※²⁹）別面積



資料：県森林政策課調べ

■本県の林業就職者数の推移



資料：県森林政策課調べ

【具体的な取組】

(3) 林業及び木材産業の活性化	
① 担い手の確保・育成	・林業担い手センターにより、林業就業者の確保に向け、ハローワークと共同での就業相談会や、林業就業に関する情報発信サ

(※²⁹)齢級

林齢を5年の幅でくくったもの。林齢が1～5年生の場合は1齢級

	<p>イトの開設、高校生等を対象とした体験林業などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県林業カレッジにおいて、経験や役割に応じた技術研修や技能訓練を段階的に実施し、生産性と安全性を確保しつつ素材生産等を行うことのできる現場技術者の育成を図ります。 ・主伐等の事業地を確保するとともに、冬期林業の普及により、林業事業者間での労働力の融通を通じて、通年雇用を促進し林業就業者の所得向上につなげます。
② 森林資源の循環利用と生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の森林整備の推進により、健全な人工林を育成します。 ・計画的な主伐と優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林を推進します。 ・林道や作業道の開設と原木のストックヤードなどの林業生産基盤を整備します。 ・低コスト生産を促進するための高性能林業機械の導入を支援します。 ・森林整備に必要な森林資源情報を航空レーザ計測により整備するなど、ICT等を活用したスマート林業を推進します。 ・森林経営管理支援センターにより、市町村の行う「新たな森林管理システム」の実施を支援します。
③ 県産材の安定供給体制の整備と木材需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・需給情報の共有化など需給マッチングの円滑化により、県産材の安定供給体制を整備します。 ・木材加工流通施設整備への支援により、需要者ニーズに対応した県産材製品の供給体制を整備します。 ・県産材を使用する住宅建設や公共施設の木造化・内装木質化に加え、民間施設でのモデル的な県産材利用の取組みを支援します。 ・CLTなど新たな木製品の普及による県産材の需要創出を図ります。

(4) 地域の特性を活かした事業の振興や就労機会の創出

【現状と課題】

中山間地域は、地域の強みや魅力となりうる豊富な土地、特産物など、資源の宝庫であり、高収益作物の生産や農産物の加工、人を地域に呼び込むための体験農園など、新事業が多様化していることから、地域の実態に応じた対応が求められるとともに、これら資源を活かした新事業創出を推進していくことが大切になります。このため、県では、新たな事業にチャレンジする起業家が生まれて成長できる環境の整備を進めるとともに、商工関係団体、JA等と連携し農商工連携による新事業の創出や6次産業化、既存資源のブラッシュアップの取組について、相談体制の整備、フォーラムの

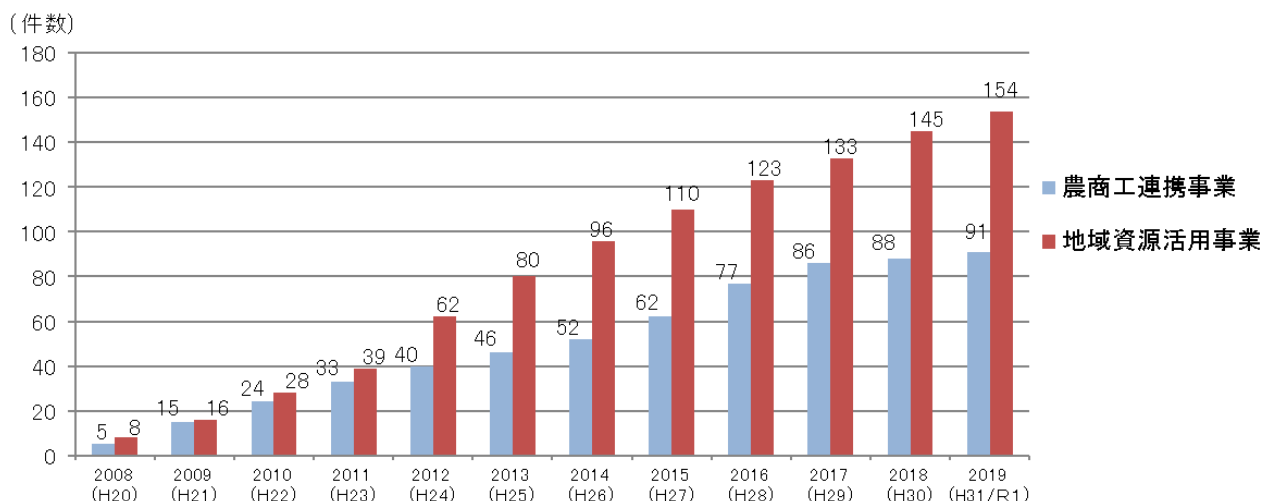


開催等により支援しています。

また、本県の包蔵水力や地熱資源量が共に全国2位であるなどの地域特性を活かし、中小河川や農業用用水路等における小水力発電の導入促進や地熱発電に向けた調査を行っているほか、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所等で利用する県産間伐材の利用促進などに取り組んでいます。今後も、地球温暖化など環境に配慮し、本県の地域特性を活かした小水力発電など低炭素の国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入を一層推進していくとともに、再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくり、人材育成の取組を促進していく必要があります。

さらに、近年、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースも増えており、北陸新幹線の開業など魅力的な立地環境を積極的にPRしたサテライトオフィスなどの企業誘致を進めていく必要があります。

■農商工連携事業、地域資源活用事業の助成件数（累計）



資料：県地域産業支援課調べ

【具体的な取組】

(4) 地域の特性を活かした事業の振興や就労機会の創出	
① 新たなビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業塾の開校等により起業・新分野への進出を支援します。 ・ 創業予定者、創業後間もない中小企業者が取り組む新規性、独自性のある事業や地域活性化に貢献する事業、若者・女性・シニアによるアイデア等を活かした事業へ助成します。 ・ 地域資源活用、農商工連携による新事業に対して、中小企業チャレンジファンドにより助成します。 ・ 県制度融資の「創業支援資金」、「新事業展開支援資金」により施設整備や経営安定に向けて支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「後継者人材バンク」を活用した起業を希望する者と後継者不在の中小企業とのマッチングを支援します。 ・中小企業者が生産した新製品等を県が認定し率先して購入するトライアル発注により支援します。 ・高校生、大学生等に対するベンチャー企業経営者の講演等を実施します。 ・起業支援金等を活用して県外からの移住者による新たなビジネスチャレンジを支援します。 ・複数の事業を兼業することにより生計を立てる手法について、事例を紹介します。
<p>②農林水産物のブランド力強化、高付加価値化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「食のとやまブランドマーケティング戦略」に基づく消費者や実需者のニーズを捉えたマーケットイン型の販売戦略を、市町村やJAなど関係機関・団体と連携した「オールとやま」の総合力を活かし、県内外に展開します。 ・首都圏等の飲食店等と連携し、季節ごとに旬の食材の普及を図り、県産農林水産物等の周年供給を推進するとともに、食のイベント等による県産農林水産物等のPRを行います。 ・6次産業化に向けて、事業計画の策定や販路開拓等を支援します。 ・農産物の評価向上や農業者の経営安定及び産地の育成強化に向けた第三者認証GAP(※³⁰)の取得を推進します。 ・キラリと光る中山間地域の宝を発掘し、加工支援や首都圏での販売を支援します。
<p>③再生可能エネルギー源の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電の導入推進やさらなる適地の発掘を促進します。 ・木質バイオマス発電所や木質バイオマス利用施設における県産間伐材等の利用を促進します。 ・地域に密着した再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの導入を促進します。 ・再生可能エネルギーの導入を通じた観光振興や地域づくり、人材育成の取組を促進します。
<p>④人材・サテライトオフィス等の誘致</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の魅力的な立地環境をアピールし、優れた技術を持った成長性の高い企業（医薬品関連企業、電子デバイス関連企業、高度技術・新素材技術を活用したものづくり企業など）を重点としたト

(※³⁰) 第三者認証 GAP

取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や持続可能性の取組を、第三者（機関）が審査して証明すること。JGAPやGLOBALG.A.P.など

推進	<p>ップセールスによる企業立地を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方拠点強化税制」(※³¹)を活用した東京圏等からの人の還流、若者や女性の雇用につながる本社機能・研究開発拠点等の誘致を進めます。 ・企業の立地意思の決定から操業開始までニーズに応じたきめ細かなサービスをワンストップで提供するオーダーメイド型企业誘致の展開や、既に立地した企業へのフォローアップによる長期的なパートナーとしての企業の成長と地域の活性化を推進します。 ・県内へのサテライトオフィス等の進出に向けて、市町村と連携して廃校や空き家などへの誘致を促進します。
-----------	--

(5) 交流による地域活性化



【現状と課題】

中山間地域には、四季折々の美しい自然景観、海の幸・山の幸や郷土料理などの豊かな食文化、地域の暮らしに根差して育まれてきた伝統文化・祭りや産業、趣あるまちなみや田園風景など、それぞれの地域ならではの魅力ある地域資源が豊富に存在しています。

こうした地域資源を発掘し磨き上げ、豊かな自然や食、文化等を楽しむことができる魅力ある観光地域づくりを進めるとともに、その情報を国内外に広く発信していくことで、中山間地域の活性化や交流の促進につながることを期待されます。

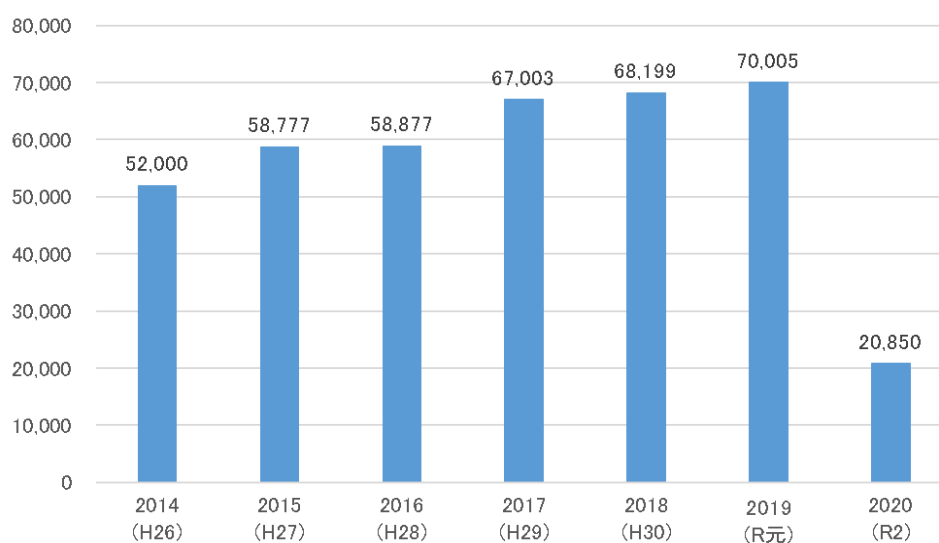
また、都市部の若年層を中心に、農山村の持つ「いやし」や「やすらぎ」を求める、いわゆる“田園回帰”の潮流が高まっており、移住を希望したり、都市で生活しつつ農山村へ訪問・滞在する暮らしを求めたりする都市住民も多くなっています。

こうした動きも捉え、農山村の豊かな地域資源を活用した田舎暮らし体験の提供等を通じて都市農村交流人口の拡大に取り組み、地域の活性化に結び付けていくことが重要になります。都市住民がこうした体験を通じて農山村に魅力や価値を見出し、地域がそれに応えることで互いの信頼関係が生まれ、移住につながる例もあることから、地域住民自らが創意工夫しながら都市農村交流に取り組むことが求められます。

(※³¹)地方拠点強化税制

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指すもの。地方において本社機能等を拡充する場合の「拡充型」と東京 23 区から地方に本社機能等を移転する場合の「移転型」とがある。国の基本方針に基づき、都道府県・市町村が地域再生計画を作成し、地方活力向上地域において本社機能等を有する施設を整備する事業者が策定する特定業務施設整備計画を都道府県が認定する。都道府県知事の認定を得た特定業務施設整備計画を実施する企業は、課税の特例等の優遇措置を活用することができる。

■県内の農林漁業等体験者数(延べ人数)



資料：県農村振興課まとめ

【具体的な取組】

(5) 交流による地域活性化	
① 魅力ある地域資源の磨き上げ、観光を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま観光推進機構と連携し、魅力ある地域資源の発掘や磨き上げに取り組む市町村や事業者等を支援します。 ・「とやま観光塾」において、質の高い観光ガイドの養成や、魅力ある観光地域づくりをリードする人材、地域資源を活かした着地型ツアーを企画・実施できる人材の育成に努めます。 ・観光客の滞在時間の延伸、観光消費額の増加に資する新商品・新サービスの開発や提供等に係る事業を支援します。
② 多様な交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・田舎暮らし体験講座を開催することにより、参加者に県内の農山漁村の魅力を体感してもらい、交流人口の拡大による地域の活性化や移住を促進します。また、講座開催を通じてノウハウを蓄積することで、地域自らが交流人口拡大に向けた事業展開ができるよう促します。 ・都市部の学生や若者を県内の農山漁村地域で一定期間受入れ、広く“地域づくり活動”等に取り組むなかで、外部の若者ならではの視点から地域振興策について考えてもらう取組を支援します。 ・県外大学等の県内合宿への支援や「とやま夏期大学(※³²)」での質の高い学びと楽しみの場の提供による交流を促進します。

(※³²) とやま夏期大学

富山県の雄大で美しい自然の中で、著名な講師による講義やツアーなど、質の高い学びと楽しみの場を提供することにより、参加者が本県の多彩な魅力を知るきっかけとなるよう、2006(平成18)年度から開講しているもの

【参考指標】

項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
新規就農者数(*) (45歳未満)	62人	60人以上	本県農業の持続的な発展に向け、45歳未満の新規就農者を年60人以上確保することを目指す。
有機・特別栽培農産物の栽培面積(*)	1,083ha	1,160ha	自然環境と調和した持続性の高い農業の取組拡大を目指す。
普及に移した開発技術数(直近5か年平均)(*)	29件	30件以上	試験研究の充実による開発技術数の増加を見込み、目標値として30件以上を目指す。
スマート農業の取組協定数	—	2協定	スマート農業の実証を進め、年2協定の締結を目指す。
イノシシによる農作物被害額(*)	5,332万円	1,400万円以下	イノシシ対策モデル地域の横展開を進めることで、被害額の大幅な削減を目指す。
イノシシ推定個体数(*)	19,100頭程度	2,600頭程度	イノシシの捕獲を強化することで、個体数の大幅な削減を目指す。
林業就業者数(*)	441人	450人	生産性の向上や作業の効率化・省力化を進め、今後の素材生産量の拡大や再造林等の事業量に見合った就業者数の確保を図る。
県産材素材生産量(*)	9万7千m ³	13万5千m ³	間伐等の森林整備や計画的な主伐・再造林による森林資源の循環利用を進めることにより約4割の増加を目指す。
主伐面積「人工林」(*)	36ha	92ha	成熟期を迎えている森林資源の循環利用を推進するため、スマート林業の導入などにより約2.5倍の増加を目指す。

項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
農林漁業者による加工・直売などの6次産業化の販売金額(*)	120億円	150億円	農林水産物の加工・直売などによる高付加価値化の推進により、年約5億円の増額を目指す。
農産物を活用した新商品開発件数(国県事業ベース)	7事業者	7事業者	年7事業者程度の新商品開発を目指す。
GAPの認証取得経営体数(*)	39経営体	65経営体	農産物の評価向上や農業者の経営安定に向けた第三者認証GAPの取組拡大を目指す。
直売所及びインショップ(※ ³³)における農林水産物等販売金額(*)	35.6億円	49億円	農産物の安定供給と品質向上や農産加工品の開発・販売を強化し、直売やインショップ活動の拡大と充実に努めることで、年2億円の販売金額増加を目指す。
小水力発電所整備箇所数(累計)	32箇所	39箇所	適地調査の結果等を踏まえ、整備見込みがある小水力発電候補地を確実に整備することを目指す。
企業立地件数(*)	70件	68件	迅速かつ幅広い情報収集と継続的な働きかけや企業ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供により、現状水準の維持を目指す。
農林漁業等体験者数(延べ人数)(*)	68,199人	72,200人	農山漁村地域への関心の高まりを捉え、着実な増加を目指す。

実績は、2020(令和2)年11月時点の中山間地域としての数値

(*)は県全体での指標

(※³³)インショップ

食品スーパー等小売店内に設置された常設コーナーで、生産者が価格、品目、規格を決定した青果物を販売する形態

観点3：生活に必要不可欠なサービスの確保

地域で安心して暮らすため、日常生活に欠かせない地域交通や買い物、医療・福祉などの生活サービスの確保を進めます。

(1) 交通手段の安定的な確保



【現状と課題】

道路は本県の産業経済活動を支えるとともに、県民の日常生活を支える重要な社会資本であることから、県では、県内道路ネットワークの骨格を形成する幹線道路から通学路等の生活に密着した道路に至るまでの体系的な道路整備を進めています。また、併せて、高度経済成長期を中心に整備され老朽化が進む橋梁等の長寿命化対策を推進するとともに、橋梁の耐震化や落石・崩壊等に対する防災施設の整備など地震や豪雨・豪雪等の災害に強い道路の整備も進めています。

人口減少や高齢化が顕著な中山間地域では、自家用車を運転しない高齢者の生活の足の確保が課題となっており、地域の実情やニーズに対応した、地域公共交通サービスの展開も求められています。実際に、中山間地域では、民営バスやコミュニティバスの代替として、需要に応じて運行するデマンド型交通（バス、タクシー）の運行実績が増加しつつあります。地域の実情やニーズに応じた交通サービスの展開には、関係者が連携協議し、地域交通サービスを充実させる方策について検討することが大切です。県には、引き続き市町村や事業者への支援のほか、NPOや住民などの共助による移動手段確保の活動への支援など、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組への支援が求められています。

■ 県バス運行補助対象公営バスの地域別状況（2018年）

区分	過疎地等(※1)	その他地域	全体
系統数	93系統(59%)	65系統(41%)	158系統(100%)
利用者数(人)	237,972(34%)	463,007(66%)	700,979(100%)
収支率(※2)	11.90%	19.50%	15.70%

※1 過疎地域、振興山村地域、半島振興対策実施地域

※2 経常収益/経常費用

資料：県広域交通・新幹線政策課調べ

【具体的な取組】

(1) 交通手段の安定的な確保	
① 生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住や交流を推進する地域における道路整備を促進します。 ・ 中山間地域でも安心して人が住み、生活するために必要な道路整備を促進します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・集落間ネットワークの維持のために必要な道路整備を促進します。 ・既存道路施設における、予防保全的な維持管理による橋梁の長寿命化や、橋梁の耐震化、落石・崩壊等に対する防災施設の充実等による災害に強い道路整備を推進します。
②総合的な地域公共交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な地域公共交通体系の構築に向けた「富山県地域交通活性化推進会議」などによる関係者の幅広い協議を推進します。 ・交通機関相互の接続利便性の向上等に向けた交通事業者間の連携協力を推進します。 ・地域公共交通に関する先進的なシステムや取組の情報収集と関係者間での情報共有の推進、本県での導入可能性の研究を推進します。
③地域公共交通ネットワークの維持活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者等が行う鉄軌道の安全性向上への取組や、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行などへ支援します。 ・持続可能な地域交通サービスのため、利用実態を踏まえた地域公共交通網の見直しのほか、バスの運行支援や交通網再編の実証実験などへの支援に努めます。 ・バス交通情報のオープンデータ化やとやまロケーションシステムによる交通情報の提供、交通ICカードの導入促進など、地域公共交通の利便性を向上します。 ・JR城端線・氷見線・高山本線やあいの風とやま鉄道、富山地方鉄道などの活性化策へ支援します。
④地域ニーズに対応した公共交通サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・低床車両の導入支援や駅舎など交通結節点のバリアフリー化の推進など、利用者にやさしい交通環境を整備します。 ・バス路線の再編や、コミュニティバスからデマンド型交通への転換等の支援など、地域の実情とニーズに対応した公共交通サービスを支援します。 ・地域のNPOが運行するバスへの支援に加え、住民主体の共助による新たな移動手段確保に向けた活動などを支援します。

(2) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進

【現状と課題】

少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、人口減少や商店主の高齢化等による小売店の閉店などにより、日常生活において身近な買い物に不便を感じる「買い物弱者」が増加しており、地域で長く安心して生活するためには、各地域のニーズに応じた買

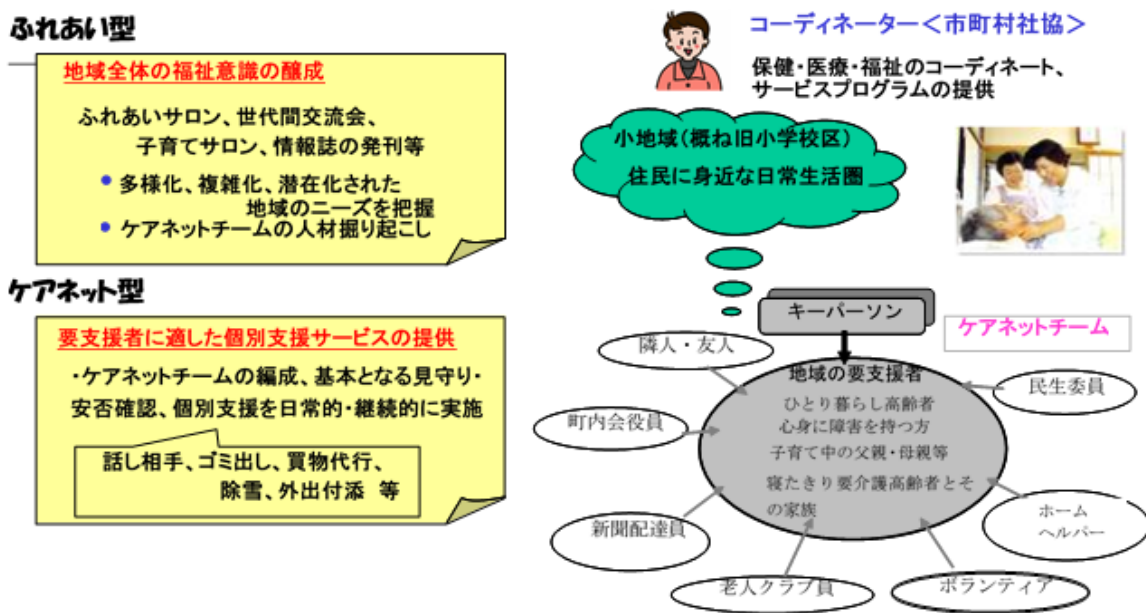


い物支援サービスの構築が重要になります。このため、県内では、住民が徒歩で買い物に行くことに困難を感じる地域において、民間事業者等が、移動販売や宅配等のサービスを提供する取組が始まっており、県では、市町村と連携し、その活動を支援しています。

また、近年、暖冬・少雪の傾向がありますが、年によっては短期的・局地的に大雪となり、車道や歩道の交通障害や交通機関の運休などが発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしており、中山間地域等では雪崩等による集落の被災や孤立も懸念されています。こうしたことから、降雪時における道路の除排雪体制の充実、雪崩等から道路や集落を守る施設整備の推進及び道路状況等の情報を提供する取組の充実を図るとともに、高齢者世帯等への除排雪支援など地域ぐるみでの雪対策の仕組みづくりや雪処理の担い手の確保が重要になってきます。

県では、買い物支援や除雪など地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活動（※³⁴）も推進しています。

■ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業のイメージ



(※³⁴)ケアネット活動

一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動

【具体的な取組】

(2) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	
① 買い物支援サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物支援サービスを提供する事業の実施を推進するため、移動販売車の購入、ミニスーパーの設置等、事業の実施や拡大するにあたっての初期費用を支援します。 ・ 安定的な事業運営に向けて、多様な事業主体の連携による運営コストの削減や、他の収益事業と合わせた運営等、事業運営の工夫の参考となる取組事例についての情報提供や経営相談窓口の紹介などに努めます。 ・ ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などの支援を要する人一人ひとりに、見守り、話し相手、買い物代行、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動を推進します。
② 除排雪の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要路線における除雪レベルの向上など、車道除排雪を強化します。 ・ 幅員の狭い道路における堆雪帯（※³⁵）の設置や消雪施設の更新等を推進します。 ・ HP、メールサービスなどによる道路状況等の情報を提供する取組を充実します。 ・ スノーシェッドや雪崩防止柵等の整備を推進します。 ・ 市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備を支援します。 ・ 高齢者世帯等への除雪活動を行う NPO 等に対して市町村と連携して支援します。

(3) 医療・福祉サービスの確保



【現状と課題】

県内では、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、家族で担われてきた介護や子育ての機能が低化してきていますが、地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活動の充実などが図られています。

また、「地域共生社会」の実現に向け、富山型デイサービス(※³⁶) をモデルの一つとして、

(※³⁵)堆雪帯

機械除雪の排雪先となる幅広い路肩

(※³⁶)富山型デイサービス

年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかなケアが受けられる小規模なデイサービス

高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス(※³⁷)」が法律上位置付けられ、2018(平成 30)年4月から開始されました。高齢者、障害者、子ども等を家庭的な雰囲気ケアする富山型デイサービス(共生型サービス)には、中山間地域において誰もが近隣でサービスを利用できることも期待されています。

このようなケアネット活動や富山型デイサービス(共生型サービス)などの充実により、支援を要する高齢者や障害者、子ども等を地域ぐるみで支え合うとともに、住民の様々な生活課題(育児・介護・障害等)に対応し包括的な支援を行う「地域共生社会」の形成が重要となっています。

また、2025 年に向けて、高齢化が一層進展することが見込まれており、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療サービス、介護サービス、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

県内の市町村では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域を目指して、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。中山間地域では、地域包括ケアシステムを高齢者への対応だけでなく、地域機能の維持の観点からも推進する必要があるなど、地域包括ケアシステムが様々なリスクへの対応手段として求められています。

さらに、高齢化の進展に伴い、医療、介護、福祉のニーズが高まっており、これらのサービスを担う人材の確保が課題となっています。そのため、県では、大学や公的病院、医師会、看護協会など関係機関と連携しながら総合的な医師・看護職員確保対策を進めるとともに、介護に対する若い頃からの理解促進や中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス(※³⁸)の整備等による魅力ある職場環境を整備し、質の高い介護・福祉サービスの提供に向けた人材の質の向上に努めています。

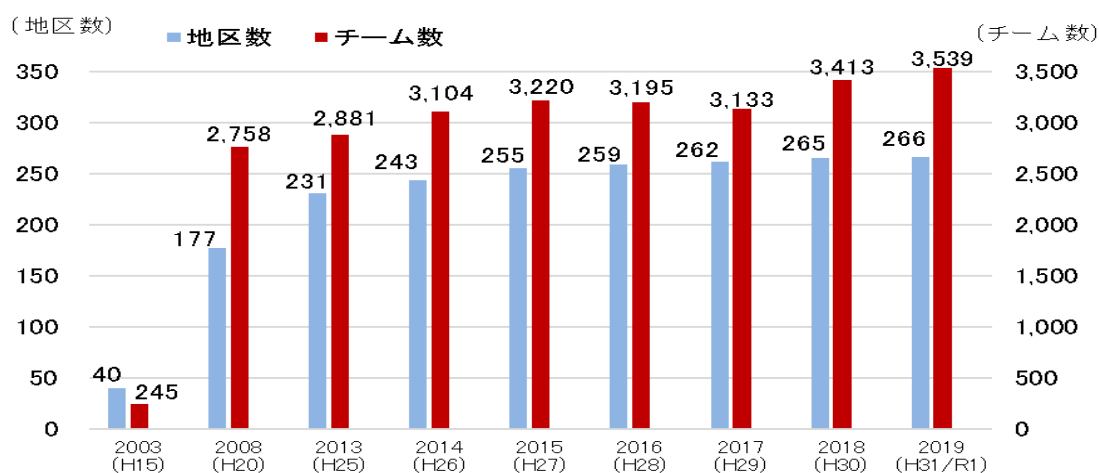
(※³⁷)共生型サービス

介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくするもの(富山型デイサービスがモデルの一つ)

(※³⁸)キャリアパス

職員のキャリア形成の道筋や基準・条件を明確化し、能力・資格・経験等に応じ、給与体系や人事制度等において適切な処遇を図るとともに、人材の育成を図る制度

■ケアネット実施地区数・チーム数の推移（県全体）



資料：県厚生企画課調べ

【具体的な取組】

(3) 医療・福祉サービスの確保	
① 福祉意識の高揚・地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学生と高齢者等のふれあい交流会や一般向け介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動を推進します。 学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育の充実に取り組みます。 地域住民に最も身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員（※³⁹）の資質向上及びその活動への支援を行います。 ケアネット活動の地域リーダー、市町村社会福祉協議会職員など地域における福祉活動の担い手となる人材の育成を支援します。 民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携したケアネット活動等による地域福祉活動を推進します。 富山型デイサービス（共生型サービス）の充実・発展とこれを支える人材の育成を支援します。 地域包括支援センター（※⁴⁰）など地域における包括的な相談支

（※³⁹）民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。

（※⁴⁰）地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設。①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関

	<p>援体制の充実へ支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支え合い体制を推進する生活支援コーディネーター（※⁴¹）やコミュニティ・ソーシャルワーカー（※⁴²）などの育成を支援します。 ・地域住民が主体となり、要支援者一人ひとりにあった個別支援を提供するケアネット活動について、対象が広がり、内容が充実したものとなるよう支援を行い、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進します。
②地域包括ケアシステムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の促進を支援します。 ・市町村の生活支援・介護予防の充実や高齢者の社会参加の取組の促進を支援します。 ・認知症を理解するための普及啓発や認知症の予防、早期発見・早期対応、医療・介護体制の整備と地域連携などの促進に市町村と連携して取り組みます。
③医療・福祉を支える専門人材の確保	<p>(医師確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療の継続に向けた支援として、病院の実情・要望等をよく聞いた上で、へき地医療拠点病院に自治医科大学卒業の医師を派遣します。 ・安定した医療提供に向けた医師確保支援として、修学資金や臨床研修病院連絡協議会事業等を通じて、臨床研修医の確保に努めます。 ・へき地医療拠点病院に対して、特別枠や地域枠の卒業生の増加により、さらなる確保が見込まれる臨床研修医の確保を働きかけていきます。 <p>(看護師確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護学生修学資金の貸与や看護師等養成所に対する運営費補助を実施し、県内における看護職員の確保に努めます。 ・職場定着支援として、育児しながら働き続けることができるよう、病院内保育所の整備・運営に対して支援します。

(※⁴¹)生活支援コーディネーター

地域で生活するうえで支援が必要な高齢者に対して、生活支援の担い手の発掘や、不足する地域資源の開発、関係者間のネットワークなどを構築する者

(※⁴²)コミュニティ・ソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する知識を有した専門職

	<ul style="list-style-type: none"> ・再就業支援として、看護師等免許保持者届出制度の周知やナースセンター（サテライトを含む。）等で復職に関する相談・助言を行います。 （介護・福祉サービス従業者確保） ・若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進に努めます。 ・介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成を推進します。 ・県健康・福祉人材センターへの専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会等の開催による就業・相談支援を行います。 ・キャリアパス整備の支援や介護ロボット・ICT等の導入支援など、処遇・職場環境の改善等により、職場への定着を支援します。
--	--

【参考指標】




項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
改良済みの道路延長(累計)(*)	2,213.7km	2,217.9km	身近な生活道路等の既存道路について、歩行者や自動車等が安全で使いやすい道路となるよう道路の改良などを推進することにより、改良済みの道路延長を2,217.9kmとすることを目指す。
バスの利用回数(県民1人当たり)(*)	9.3回	9.7回	人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通利用者の減少が見込まれるが、利用促進の取組等により利用者数を維持し、県民一人当たりの年間利用回数の維持・向上を目指す。
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数(*)	315地区	340地区	年4地区程度の増加を目指す。
ケアネット活動の取組地区数(累計)	115地区	129地区	概ね全ての地区での実施を目指す。
訪問看護ステーション設置数(人口10万人当たり)(*)	6.7事業所	7.9事業所	将来の在宅医療見込み(2025年の新たな在宅医療患者数約1800人の増加)に対応できることを目指す。

項目	参考指標の動向		考え方
	2018年(度)実績	2024年(度)目標	
看護職員数(人口10万人当たり)(*)	1,609.5人	1,770人以上	高齢化の進展等を踏まえ、県内の病院等が必要とする人員を充足することを目指す。
介護職員数(*)	17,858人	21,400人	本県の今後の介護需要に対応できるよう、多様な介護人材の掘り起こしや教育・養成、職場定着支援等により、必要となると見込まれる介護職員の確保を目指す。

(*) は県全体での指標

3 県内における先進的な取組(策定時点)


■「まちづくり計画」策定に向けた地域の話し合いと計画の実現に向けた取り組み①

実施主体	片貝地域振興会	キーワード	地域運営組織、交流拠点施設、移住者受入
推進体制	「片貝地域振興会」は、7部会(「企画総務部会」、「安全安心部会」、「環境福祉部会」、「農山漁村まちづくり部会」、「生涯学習部会」、「スポーツ推進部会」、「移住・定住推進部会」)からなる地域運営組織。各部会が連携しながら地域課題の解決に向けた活動を展開。	活動地域	魚津市片貝地域
		活用した行政等の支援策	中山間地域「話し合い」促進事業(県)、移住者受入地域トータルサポート事業(県)、中山間地域チャレンジ支援事業(県)
取組内容	<p>片貝地域の住民が参加して地域の将来像について話し合う「かたかい未来会議」の開催を経て、まちづくり計画を策定。3つの基本目標(「住民が集い、住民同士のつながりを深めよう」、「ディズニーランドより楽しい片貝にし、世界に向けて発信しよう」、「安心・安全で住みよい“かたかい”にしよう」)をもとに、計画の実現に向けた住民主体の活動を続けている。</p> <p>■「かたかい未来会議」の概要 令和元年8月から2年3月にかけて4回開催。グループごとのワークショップやまちあるきの実施により、地域として今後実施すべき事業を話し合い、まちづくり計画としてとりまとめ。</p> <p>■コミュニティセンターを拠点とした地域内外の交流促進 ・宿泊機能を備えたコミュニティセンターとして再整備された「片貝コミュニティセンター(旧片貝小学校、愛称:毛勝の郷“シェルピース”」を、地域内外の交流拠点として積極的に活用。 ・スポーツ合宿や企業研修など地域外からの宿泊者を受け入れ、地場産食材を活用した料理メニューの提供や自然を活かした体験イベントの開催など、地域住民と地域外の方が楽しみながら交流できる様々な企画を実行している。</p> <p>■移住体験施設の整備・運営 移住希望者に、片貝川や周囲の山々など豊かな自然に囲まれた生活を体験してもらうため、地域内の空き家を改修し移住体験施設(愛称:片貝来られハウス)として再整備、片貝地域振興会で管理・運営を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="379 1272 687 1451">  <p>地域の話し合い「かたかい未来会議」の様子(R1)</p> </div> <div data-bbox="711 1272 1027 1451">  <p>「毛勝の郷シェルピース」での地元スポーツ少年団の宿泊受け入れ</p> </div> <div data-bbox="1050 1272 1370 1451">  <p>移住体験施設「片貝来られハウス」</p> </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】 まちづくり計画を具現化していくために、地域の老若男女18名を構成メンバーとした「“かたかい”川の駅プロジェクト」を立ち上げた。</p>		<p>【反省点】 平成31年4月にオープンした「片貝こられハウス」については、1年目は県外から8組33名の利用があったが、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、現時点では移住者の定着には至っていない。</p>
取組の成果	<p>・「毛勝の郷“シェルピース”」を拠点とした様々なイベントを通じて、地域住民の交流だけでなく地域外の方との交流も活発になった。 ・片貝地域の取り組みがマスコミに取り上げられたことにより、地元の女性グループが自主的に地場産料理の開発にチャレンジするなど、地域住民の地元への愛着と誇りが高まるともに、住民主体で地域を盛り上げていく機運が醸成された。</p>		
今後の課題	<p>「毛勝の郷“シェルピース”」については、新型コロナウイルスの感染拡大により宿泊者が減少しているため、今後、地域の魅力やイベントなどの情報発信を強化し、片貝地域への来訪者を増やすことで、宿泊利用の拡大につなげていく必要がある。</p>		
参考ポイント	<p>・地域課題を住民自ら解決し、地域に合ったまちづくりを実現するために設立された地域運営組織の活動。 ・交流・関係人口の拡大に向けて、地域運営組織が自ら宿泊施設や移住体験施設を運営。</p>		

■「まちづくり計画」策定に向けた地域の話し合いと計画の実現に向けた取り組み②

実施主体	砺波市梅檀野自治振興会 (せんだんの活性化協議会)	キーワード	小さな拠点、交流拠点施設、 コミュニティビジネス
推進体制	・「梅檀野自治振興会」が、閉園となった旧幼稚園舎を地域の交流拠点施設として再整備。 ・「せんだんの活性化協議会」は、まちづくり計画の実現に向けた実働組織として、交流拠点施設を活用した様々な活動を展開。	活動地域	砺波市梅檀野地域
		活用した行政等の支援策	中山間地域「話し合い」促進事業(県)、中山間地域チャレンジ支援事業(県)
取組内容	<p>梅檀野地域の住民が地域の将来像について話し合う「せんだんの未来会議」の開催を経て、まちづくり計画を策定。3つの基本理念(「安全・安心で住みやすく、帰ってきたい&離れたくない“せんだんの”」、「地場産業や地域資源を活かしてイベントや祭りで賑わう魅力あふれる“せんだんの”」、「子どもから高齢者、女性が元気でイキイキ暮らし、交流が盛んな“せんだんの”」)をもとに、計画の実現に向けた住民主体の活動を続けている。</p> <p>■「せんだんの未来会議」の概要 令和元年8月から12月にかけて4回開催(5回目は新型コロナウイルスの感染拡大により中止)。グループごとのワークショップやまちあるきの実施により、地域として今後実施すべき事業を話し合い、まちづくり計画としてとりまとめ。</p> <p>■旧幼稚園舎を譲り受け、地域の交流拠点施設として再整備 砺波市より認可地縁団体の認可を受けた梅檀野自治振興会が、閉園となった幼稚園舎を譲り受け、地域の交流拠点施設(愛称:せんだんのHILL)として再整備。交流施設内にはカフェスペースや地元の史跡を紹介するコーナーを設置するなど、住民が気軽に利用でき、地域への愛着を高める施設となるよう工夫している。</p> <p>■持続的な施設運営に向けた取り組み ・「せんだんのHILL」の施設の一部を、親子連れを対象とした自然保育のスペースやレンタルスペースとして貸し出し、その使用料収入で施設運営費の一部を賄っている。 ・今後は地域食堂や高齢者の送迎サービスなど、運営費を自ら確保しながら地域課題の解決に必要な事業を継続的に実施していくこととしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="373 1283 692 1464">  <p>地域の話し合い「せんだんの未来会議」の様子(R1)</p> </div> <div data-bbox="722 1283 1042 1464">  <p>旧幼稚園舎を改装し再整備した交流拠点施設「せんだんのHILL」</p> </div> <div data-bbox="1056 1283 1375 1464">  <p>交流拠点施設内に設置されたカフェスペース</p> </div> </div> <p>【工夫した点・苦労した点】 人口減少地域において、閉園となった旧幼稚園舎を引き取ることに、住民の合意形成に苦労した。</p> <p>【反省点】 旧幼稚園舎の維持管理を含む運営収支計画が十分に検討されていなかった部分もあり、収益の確保に苦労している。</p>		
取組の成果	「せんだんの活性化協議会」のメンバーとして新たに若者が参画し、「せんだんのHILL」を活用した新たなイベントが生まれるなど、住民自ら地域づくりに参加し、地域を盛り上げようとする機運が醸成された。(「せんだんの未来会議」は今後も地域独自で開催を継続する)		
今後の課題	施設を継続して運営していくために、現在、ボランティアで参加しているスタッフに十分な賃金の支払いができるよう、収支計画の見直しが必要となっている。		
参考ポイント	廃止された公共施設を地域が引き取り、交流拠点施設として再整備。地域づくりに必要な様々な事業を展開。		

■「北蟹谷地域活性化協議会」による「村の駅 きたかんだの郷」の運営

<p>実施主体</p>	<p>きたかんだ 北蟹谷地域活性化協議会</p>	<p>キーワード</p>	<p>地域運営組織、小さな拠点、コミュニティビジネス、交流拠点、直売所、居酒屋</p>
<p>推進体制</p>	<p>・北蟹谷地域活性化協議会は、自治振興会や公民館、営農組合等の地域の各種団体で構成 ・協議会には、4委員会（「総務委員会」、「産業振興委員会」、「地域コミュニティ再生委員会」、「交流移住促進委員会」）があり、委員会ごとに地域活性化に向けた各種事業を実施</p>	<p>活動地域</p>	<p>小矢部市北蟹谷地区</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（国）</p>
<p>取組内容</p>	<p>地域運営組織「北蟹谷地域活性化協議会」が中心となり、住民が生き活きと安心して住み続けるための各種の地域活性化事業に取り組む</p> <p>■地域住民のコミュニティ拠点「村の駅きたかんだの郷」の整備 2009（平成21）年に閉鎖したJAのガソリンスタンドを直売所として活用していた「村の駅きたかんだの郷」について、2015（平成27）年に、地域内外の人の交流拠点となる「カフェ」や「居酒屋」がある直売所として再整備するとともに、北蟹谷の魅力を活かした体験農園やフットパス等の交流人口拡大・移住促進の様々な事業を展開している。</p> <p>■ポータルサイト「北蟹谷だより」の運営 地域情報を発信するためのポータルサイト「北蟹谷だより」を運営し、地域の魅力を全国に発信している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="320 1014 786 1279">  </div> <div data-bbox="807 999 1251 1263">  </div> <div data-bbox="1267 1014 1437 1205"> <p>(左) きたかんだの郷 (営業は金・土・日)</p> <p>(右) ビアガーデン (2018)</p> </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者等にも明確な役割を与えることで、多様な地域人材を活用することができた。 ・広く住民の理解を得ること。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業が一部委員会に偏っており、負担感が生じていることから、他の委員会との連携・協力により、概ね等しく活動に参加する体制が必要 	
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「村の駅きたかんだの郷」を拠点とした各種活動を通じて地域内の交流が活発になった。 ・新聞やテレビに取り上げられることにより、住民の地域への愛着と誇りが強くなった。 ・地域外からの移住者が増え、さらに空き家を購入して店を開くなど、空き家活用とともに、「よそ者」による元気が地域にもたらされつつある(移住者:H28:2世帯5名、H30:2世帯5名)。 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンネリ化防止のための新たな事業、冬期間の売り上げ減少対策が必要 ・直売所出荷者が高齢化しつつあることから、商品の安定確保のための後継者対策が必要 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化が進む中、住民が将来にわたり安心して暮らし続けられる元気なふるさつをつくるため、自治会や各種団体が連携する協議会（地域運営組織）を設立。住民による様々な取組が地域内交流の活発化などに結びついている。 		

■「下向田里山を守る会」による里山林の整備

<p>実施主体</p>	<p>しもむくた 下向田里山を守る会</p>	<p>キーワード</p>	<p>里山林の整備、地域住民活動</p>
<p>推進体制</p>	<p>地域の裏山の荒廃した状況を改善したいとの地域の共通の思いから、2009（平成 21）年度に自治会長を代表として地域住民により設立。現在は地域住民 43 名で構成。（2019 年 4 月時点）</p>	<p>活動地域</p>	<p>高岡市福岡町下向田</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>水と緑の森づくり事業 [里山再生整備事業] (県（事業主体：市町村）)</p>
<p>取組内容</p>	<p>当地区の裏山は竹が密生し林内への入込みが困難になっているとともに、景観が悪化し、一部の住民から荒廃の進行が懸念されていた。このため、2009(平成 21)年度より、水と緑の森づくり税を活用した、里山再生整備事業の導入により竹林の伐採や広葉樹林の整備を実施したが、これを契機に地域住民が自主的に里山の保全に取り組む機運が生まれ当会を設立した。</p> <p>当会では、里山を維持・保全する取組として、再生竹の伐採及びチップー機による伐採竹の粉碎処理、広葉樹林の除伐などを実施。また、地域住民の交流イベントとして、タケノコ掘りや伐採木を活用したキノコづくりを企画するほか、遊歩道の整備を行うなど、里山の利活用も積極的に進めている。</p>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業は危険を伴うため、とやまの森づくりサポートセンターの安全講習を受け実施 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員の高齢化が懸念されており、世代交代を見据えた後継者の確保・育成を図る必要がある。 	
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2009（平成 21）年度に、とやまの森づくりサポートセンターに登録。これまで延べ 400 名以上が里山林の整備に参加 当地区の里山林 7 ha を対象に、竹林の整備等を行い景観を保全 これらの活動により、地域コミュニティの生活環境の保全や地域住民活動の活性化に寄与 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会員の高齢化（平均年齢 70 歳）が進んでおり、後継者の確保・育成が必要 空き家等の屋敷林が荒れているため、里山林の整備で培った技術を活用しての整備 イノシシ等の野生動物による農作物被害の抑制に向けた、里山林整備の継続 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の水と緑の森づくり事業（里山再生整備事業）を活用し、高岡市が竹林の伐採及び広葉樹林の整備を実施 この取組により、地域住民による里山保全活動につながり、地域コミュニティの活性化に寄与 		


■「城端曳山祭保存会」のよる城端神明宮祭の曳山行事の運営

<p>実施主体</p>	<p>城端曳山祭保存会</p>	<p>キーワード</p>	<p>伝統芸能の保存活用</p>
<p>推進体制</p>	<p>城端曳山祭保存会は、曳山等を曳き廻す9町内で構成された城端曳山連合会や、囃子方の城端庵唄保存会などの祭行事に関係する全ての団体の代表で構成</p>	<p>活動地域</p>	<p>南砺市城端地区</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・民俗文化財伝承・活用等事業(国) ・南砺市庵唄担い手ネットワーク形成事業(南砺市)</p>
<p>取組内容</p>	<p>城端曳山祭保存会は、城端に古くから伝わる曳山の保存伝承を目的に1990(平成2)年に設立した。同保存会では、町衆文化を象徴する美術・工芸の粋を集めた曳山の保存や、祭礼を特徴付ける庵唄等の後継者育成に努めるなど無形民俗文化財の保護に尽力してきた。この活動が実を結び、祭礼が2002(平成14)年に国の重要無形民俗文化財に指定され、さらに2016(平成28)年には高岡御車山祭・魚津たてもん祭など全国33の祭礼と共にユネスコ無形文化遺産に登録された。</p> <p>■ 曳山や祭礼用具等の修理 城端神明宮祭の曳山行事で毎年使用される曳山・庵屋台は、経年劣化と巡行時の影響で車輪等の破損や神像等の装束に損傷が発生することから、日本を代表する文化資産を適切に末永く保存・継承していくために国・県・市の補助を受け、毎年計画的に修理を行っている。</p> <p>■ 庵唄等諸囃子の保存・伝承 曳山巡行に合わせて若連中により披露される庵唄は、江戸端唄の流れを汲み城端曳山祭を特徴づけている。この庵唄を末永く保存・伝承するため著名な外部指導者を定期的に招聘している。2019年度からは国の補助を受け、新人加入者への基本的な練習を実施。また、定期的に県外公演を開催し、演者の技量向上、祭礼のPRに努めている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="323 1458 839 1576"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに三味線を始める方を集めるのに苦労し、城端地区以外からも募集した。 </div> <div data-bbox="855 1458 1297 1576"> <p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし </div> </div>		
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・曳山など祭礼用具を計画的に修理することで末永く保存・継承 ・庵唄などの保存・伝承に一定の目途 ・定期的に外部講師の指導を受けることで庵唄の経年変化を防ぎ演者の技量向上 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・祭礼参加者の少子高齢化に伴う人口減少と高齢化 ・長期的に見た庵唄等演者や曳山等の曳手の確保 ・祭礼の運営資金確保 ・祭礼の魅力を県内外に発信し観光資源として磨き上げる仕組みの構築 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体が連携した祭礼組織の運営 ・域外から人材を募集するなど後継者等の確保、外部講師活用による演目の伝承保存 		

■クラウドファンディングを活用した伝統行事の復活

実施主体	井波日本遺産推進協議会	キーワード	伝統芸能の保存活用、クラウドファンディング型ふるさと納税
推進体制	自治振興会連絡協議会、商工会、観光協会、市などで「井波日本遺産推進協議会」を構成	活動地域	南砺市井波地域
		活用した行政等の支援策	クラウドファンディング活用 発展型継業・起業支援事業(県)
取組内容	<p>2018（平成30）年5月に日本遺産に認定された南砺市井波地域では、神輿や屋体の行列が街中を練り歩く井波を代表する伝統的行事である「井波八幡宮春季祭礼」において、女の子が屋体の上で踊り舞う「踊り屋体」が練り歩いていたが、引き手や踊り子の不足のため、10年前に廃止された。</p> <p>この「踊り屋体」をまちのシンボルとして復活させるため、2018（平成30）年度に県で実施した「クラウドファンディング型ふるさと納税」（クラウドファンディング活用 発展型継業・起業支援事業）を活用し、踊り手の育成や屋体の再生を行うための資金を県内外から広く集め、2019年5月の祭礼において踊り屋体を復活させることができた。</p> <p>（クラウドファンディングサイトでの寄附金募集の結果、当初目標額の100万円を超える寄附があり、この寄附金をもとに、県から協議会へ奨励金を支給）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="437 913 762 1077"> <p>クラウドファンディングサイトによる寄附金募集</p> </div> <div data-bbox="1066 875 1337 1128"> <p>復活した「踊り屋体」</p> </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> もともとは小さな町内での屋体であり、地域ごととして位置づけて理解してもらうことに苦労した。 サイトだけの周知には限界があり、実際に足を運び、声掛けを行い協力を求めた。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に高齢者の方は、寄附をしたい気持ちがあってもサイトを使った寄附ができないということで断念された方が何人もおられた。多様な方法で寄附できる方法があれば、より協力が得られたと考える。 実際の復活には、寄附を募った以上の経費を必要としたので、寄附設定金額などの工夫が必要であった。 	
取組の成果	・クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達により、廃止されていた「踊り屋体」を復活		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に踊り屋体の運用をしていくための資金計画(特に踊り子の育成と当日の着物等にかかる費用の捻出)。一度祭りの行事として途切れているため祝儀をもらう仕組みも途切れてしまい、これからの新しい祝儀の集め方、継続的な個人、企業からの協賛金の集め方が課題 人に関係をもってもらうための仕組みづくり(人との交流を促進するための取組の企画運営) 例:観光客に着物や屋体を体験してもらう。また運営を移住者や地域外の方に手伝ってもらうなど		
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 担い手不足のため、廃止された伝統文化を多様な資金調達方法を活用して復活 伝統文化を保存活用した地域活性化 		

■笹川地区自治振興会（指定管理）による「さゝ郷ほたる交流館」の運営

<p>実施主体</p>	<p>朝日町笹川地区自治振興会</p>	<p>キーワード</p>	<p>空き家の適正管理、有効活用</p>
<p>推進体制</p>	<p>施設整備の事業主体：朝日町 施設運営：朝日町より指定管理者として運営委託を受け、笹川地区自治振興会が実施</p>	<p>活動地域</p>	<p>朝日町笹川地区</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・空き家再生等推進事業（国） ・移住者受入れモデル地域（県）</p>
<p>取組内容</p>	<p>■空き家の有効活用</p> <p>ほたる交流館は、北陸新幹線開業を見据え、交流人口、定住人口の拡大に向け「町外からの集客力や受入体制の強化」、「新たな観光商品の造成」、「滞在型観光の推進」を図るため、空き家再生等推進事業を活用し、笹川地区にある空き家（古民家：1943（昭和18）年築 2階建 延床面積 300.41㎡）の台所、浴室、トイレ、宿泊室等を整備改修し、人や産業、自然と文化といった地域資源を活用しながら、地域に根差した文化・風習が体感できる交流体験拠点施設として整備され、2015（平成27）年度から笹川地区が指定管理者として運営している。</p> <p>2018（平成30）年度延べ利用者数 1525人（宿泊 605人、会議 500人、見学 420人） 2017（平成29）年度延べ利用者数 1557人（宿泊 349人、会議 599人、見学 609人）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="483 1070 863 1323">  <p style="text-align: center;">施設外観</p> </div> <div data-bbox="911 1070 1249 1323">  <p style="text-align: center;">利用風景</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="323 1406 831 1563"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <p>・土地・建物や施設の運営に関する地元との調整に苦労した。</p> </div> <div data-bbox="847 1406 1441 1563"> <p>【反省点】</p> <p>・地元との調整は、時間をかけてもっと密に実施したかった。</p> </div> </div>		
<p>取組の成果</p>	<p>・ほたる交流館は、移住体験ツアー参加者や県内外からの体験学習の団体等の利用も多く、里山地域の自然と文化の中での生活体験を通して、多くの方々に「朝日町」を見て、知っていただく機会の増加につながっている。</p>		
<p>今後の課題</p>	<p>・空き家の登録や移住体験ツアー希望者が増加しているため、移住定住相談員の増員</p>		
<p>参考ポイント</p>	<p>・地域の既存資源、観光資源を有効利用した交流体験拠点施設の整備により、まちの魅力を知ってもらう機会の増加につながっている。</p>		



■「氷見市速川地域」における移住者受入・農業の活性化

<p>実施主体</p>	<p>速川地区定住促進委員会</p>	<p>キーワード</p>	<p>移住者の受入、NPO法人、特産品加工</p>
<p>推進体制</p>	<p>NPO法人速川活性化協議会や速川地区自治振興会会員などで「速川地区定住促進委員会」を構成</p>	<p>活動地域</p>	<p>氷見市速川地域</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>移住者受入モデル地域(県)など</p>
<p>取組内容</p>	<p>速川地区自治振興会やNPO法人速川活性化協議会を中心に、下記の取組を柱として、移住定住の促進などに取り組んでいる。</p> <p>① 良好な環境づくり 観光資源（歴史の道百選に選定された「臼が峰往来」、古代寺院の痕跡を残した「小窪廃寺」）や民俗文化資源（獅子舞、虫送り、竹・わら細工）の活用</p> <p>② 移住者受入体制の構築 移住体験交流施設の開設、農業・加工体験等の体験ツアー、地域おこし協力隊やインターンシップ学生を受入、地域住民との交流の機会の増加等</p> <p>③ 暮らしやすさのアピール フェイスブックやホームページの活用、速川地区の案内マップの作成</p> <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの作成 ・江戸時代のおもてなし料理（速川流饗応料理）の復元 ・地域紹介パンフレットの作成 ・移住体験交流施設の整備（速川移住交流センター「ソライロ」） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <p>はやかわエンジョイマップ</p>  <p>速川移住交流センター「ソライロ」</p> </div> <p>※NPO法人速川活性化協議会では、地元産のさつまいもを活用した芋焼酎の販売や特産品の生産・加工・販売事業に取り組んでいる。</p>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダーの存在とそれを支える住民との結束力 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内活動団体が多く、団体間の協力体制がまだ完全ではない。 	
<p>取組の成果</p>	<p>・移住体験交流施設「ソライロ」を中心に、耕作放棄地を活用した地域の特産品であるサツマイモの6次産業化や地域伝統文化の継承など、地域の魅力向上につながっている。</p>		
<p>今後の課題</p>	<p>・次世代のリーダーの育成、移住者向けの仕事づくり</p>		
<p>参考ポイント</p>	<p>・地域住民による地域資源を活用した移住促進や6次産業化などの取組が、地域の魅力を向上</p>		

■南砺市での干柿農家

<p>実施主体</p>	<p>富山干柿生産振興検討会</p>	<p>キーワード</p>	<p>地域における話し合い、中山間地農業活性化、起業、移住者受入</p>
<p>推進体制</p>	<p>・当検討会は、地域農業者、農事組合法人富山干柿出荷組合連合会、福光農業協同組合、なんと農業協同組合、県砺波農林振興センター、南砺市（農林課・農業委員会・南砺で暮らしません課）で構成 ・就農希望者の各種相談（技術指導、営農資金、農地確保、農業機械・施設整備、移住・住宅など）に対応する受入体制を整備</p>	<p>活動地域</p>	<p>南砺市福光・城端地域</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・とやま農業経営継承事業（県） ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）（国）</p>
<p>取組内容</p>	<p>■背景 生産者の高齢化・後継者不足から生産者数は年々減少し、未収穫や耕作放棄の園地や廃園が増加し、産地の維持が難しくなっている。また、加工作業では高度な乾燥技術の習得状況や個別施設の老朽化などにより生産者間の品質格差が大きい。</p> <p>■当検討会の目的 検討会は、福光・城端地域における①干柿生産の担い手の確保・育成と経営の継承、②商品の品質均一性を保つことにより園地の活性化と産地の維持・拡大を目的に活動を行い、本県のブランド産品としてさらなる生産拡大を目指す。</p> <p>■取組内容 検討会では、就農希望者への支援体制や求める人材像、年間作業スケジュールや経営試算の目安などを検討し、その内容を「産地提案書」としてまとめ、HP等で全国に向けて情報発信している。</p> <p>また、農業体験会の開催や、研修生用の農業機械を整備するとともに、離農予定農家を把握し、その園地や農業機械などの経営資産を就農希望者に継承する支援を実施している。これにより、就農希望者を確保し、地域内での就農を促し、産地が維持・発展するような取組を積極的に展開している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 干柿の農作業体験の様子（2018(平成30)年11月開催 南砺市高宮）</p>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】 ・地域内農家の危機感の共有、取組への理解</p>		<p>【反省点】 ・なし</p>
<p>取組の成果</p>	<p>・「産地提案書」により、全国の就農希望者からの問い合わせが増加 ・県外を含め地域外からの就農希望者の受入れが進み、4名（県外3名、県内1名）が就農に向けて研修開始</p>		
<p>今後の課題</p>	<p>・就農希望者受入活動の継続 ・研修者の生活資金の支援（農業次世代人材投資事業の活用） ・あんぽ柿の品質均一化に向けた共同乾燥調製加工施設の整備</p>		
<p>参考ポイント</p>	<p>・産地の維持・発展のため、産地が就農希望者に求める条件を検討して提示 ・就農希望者に対する「地域農業者等の支援体制」や「求める人材像」を「産地提案書」に明記して情報を発信することで、就農希望者の不安を緩和 ・産地が主体となり、関係機関とともに積極的に活動を展開</p>		




■小菅沼・ヤギの杜における農業活性化

実施主体	小菅沼・ヤギの杜	キーワード	中山間地農業活性化、都市との交流
推進体制	2008（平成20）年、鳥獣被害対策・耕作放棄地の解消・地域の活性化・歴史遺産の保護を目指し地区住民及び活動をサポートする「コーリャク隊」により結成	活動地域	魚津市小菅沼地区
		活用した行政等の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま農業・農村サポーター(県) ・中山間地域チャレンジ支援事業(県)
取組内容	<p>棚田の法面や耕作放棄地でのヤギによる舌刈除草、野生動物の侵入を防ぐ里山林の整備や獣害防護柵の設置等鳥獣被害対策、耕作放棄地の解消、地域の活性化、歴史遺産の保護に取り組んでいる。</p> <p>高齢のため耕作を断念した農地を地域で借り受け、ヤギの絵の稲作アートに取り組み、2011（平成23）年からは市街地の小学生の農業体験学習会の場に活用されるなど、世代間交流や食育の推進に貢献している。再生農地でのニンニクやラッキョウといった鳥獣被害の少ない作物の栽培や農村ボランティアの受入れによる都市住民との交流（コト消費）など、高齢化が進む中山間地農業の活性化を図っている。</p> <p>また、棚田で生産する米を「小菅沼・ヤギの杜の棚田米」ブランドとして販路開拓に取り組むとともに、地域特産物をジャムや漬物に加工する6次産業化に取り組むなど、所得の向上につなげている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="497 1111 820 1312" style="text-align: center;">  <p>ヤギの絵の稲作アート</p> </div> <div data-bbox="959 1111 1281 1312" style="text-align: center;">  <p>小菅沼・ヤギの杜の農産物</p> </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加したボランティアの満足度を高めるため、農業体験後の季節の旬の食材による試食体験会やお土産等の特典を付けることで、参加者の増加につながった。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時のスタッフや試食体験会に使用する野菜の確保等 	
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成30）年からは魚津市観光協会、魚津漁業協同組合と連携して田植え体験の参加者を募り、市内外からの多くの参加者と地域との交流を深めている。 ・県内学生と共同でハーブ園の造成や商品開発に取り組むなど、学生へ農作業体験を指導し世代間交流を図っている。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の魅力を発信するイベントの企画、里山の景観形成管理（棚田等の草刈）、収穫した農産物の販路開拓、ヤギの適正放牧 		
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の有効活用、6次産業化の取組 ・ヤギと共に急斜な棚田での作物栽培の試みによる都市交流 		

■ 「とやま型スマート農業」の面的普及に向けたモデル実証（中山間地域振興型）

<p>実施主体</p>	<p>とやま型スマート農業推進コンソーシアム</p>	<p>キーワード</p>	<p>スマート農業、自動給水栓、省力化</p>
<p>推進体制</p>	<p>・2018(平成30)年に県、農業団体、民間企業等からなる「とやま型スマート農業推進コンソーシアム」を立ち上げ、指導人材の育成、新たな機械の情報収集、開発メーカーへの現場ニーズの提供等を実施 ・コンソーシアムを中心として、富山市八尾町において、自動給水栓などの導入によるスマート農業の「中山間地域振興型」を実証</p>	<p>活動地域</p>	<p>富山市八尾町黒瀬谷地区</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>とやま型スマート農業推進事業（県）</p>
<p>取組内容</p>	<p>■目的 中山間地域にある集落営農合併型の農業法人において、管理するほ場の筆数が多いことや畦畔法面が大きいことなどにより、水管理や除草作業がきつく危険を伴うなどの課題を解決するため、遠隔で水調整ができる「自動給水栓」(H30)、水田管理作業の省力化が期待できる「農業用ドローン」や「除草ロボット」(R1)を活用した「中山間地域振興モデル」を検討している。</p> <p>■実証内容</p> <p>(1) 自動給水栓（平成30年度～令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム給水による水管理作業時間の省力効果 ・生育・収量・品質調査 <p>(2) 農業用ドローン・除草ロボット（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力散布機での作業時間の比較 ・慣行除草との作業時間の比較 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>自動給水栓</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>農業用ドローン</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>除草ロボット</p>  </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーに対して本県の中山間地域に適した水管理プログラムへの変更を依頼 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給水栓のバルブにゴミが詰まり、不具合が発生することがあった。 	
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動給水栓を活用することにより、慣行の1/3の作業時間に短縮（2018（平成30）年度） ・この実証を機に、2018(平成30)年度に土地改良事業の採択を受け、2020年度末から自動給水栓の導入が始まる予定 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動給水栓のバルブの詰まりが起こりにくいような設備の改良 ・自動水管理の実行プログラムが、異常気象になった場合、手動操作が必要 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、土地改良事業を契機とした自動給水栓の整備により、中山間地域におけるほ場の筆数が多いことにより手間のかかる水管理の省力化 		

■ワイナリー事業

<p>実施主体</p>	<p>株式会社T-MARKS(セイブ ファーム)</p>	<p>キーワード</p>	<p>6次産業化、耕作放棄地の解消、農家レストラン</p>
<p>推進体制</p>	<p>(株) T-MARKS (2007(H19). 7. 25 設立、資本金 500 万円) が、農園やワイナリー、レストランを運営するとともに、(株)釣屋魚問屋と連携して、魅力ある食材を提供</p>	<p>活動地域</p>	<p>氷見市余川北山地区</p>
<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・農山漁村6次産業化対策事業(国) ・6次産業化モデル育成事業(県) ・富山の園芸ブランド産地強化事業(県)</p>		
<p>取組内容</p>	<p>■取組の経過と内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株) T-MARKS 設立。氷見市余川の遊休農地を開墾し、農園を整備 (H19) ・ブドウ 5,500 本を植栽 (H20) ・ワインブドウ初収穫 (醸造は外部委託) (H21) ・ワイナリー完成。自社ワイナリーでワインの醸造開始 (H23) ・自社醸造ワインの販売開始(H24) ・6次産業化総合化事業計画認定、ワイン・シードル醸造施設設備(H25) ・「オジコシャルドネ」が日本ワインコンクール(欧州系品種白部門)金賞受賞 (H29) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">      </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>果樹園</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>カフェ・ショップ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ブドウ栽培</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>排水対策工事</p> </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水性の悪い土壌地帯でのブドウ栽培技術の確立に苦労した(土壌調査、暗渠、畝立の設置等) 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫までに時間を要することから、農地の取得は計画的に行う必要がある。 	
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地を活用したワイン用ブドウの栽培面積は 6.8ha まで拡大し、日本ワインコンクールで受賞するなどブランドの確立が進んでいる。 ・こうしたブランドを背景に雇用創出に繋がったほか、カフェ・レストランへの訪問客も増え、地域の魅力発信に貢献している。 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイン用ブドウの安定した供給を行うために、農地や新たな生産者の確保が必要 ・労働力不足 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産に始まり、農産物の高付加価値化を目指したワイン製造からレストランの展開など、6次産業化のモデルとなる取組 		



■自家製のフルーツ、野菜を活かした農園カフェ・レストラン

実施主体	稲泉農園	キーワード	農園カフェ・レストラン、地産地消		
推進体制	ご夫婦でエコファーマーの認定を受け、稲泉農園を設立し、農園カフェ・レストランも運営	活動地域	氷見市上田地域		
		活用した行政等の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・農村女性起業チャレンジ事業（県） ・6次産業化とやまの魅力発信事業（県） 		
取組内容	<p>当農園は、エコファーマーの認定を受け、ブルーベリーをはじめ、30種類、約400本の果樹の栽培を主体に、農産加工、農園カフェ・レストランを運営している。</p> <p>農産加工では、食に高いこだわりを持つ消費者をターゲットとする新たな商品開発(山ぶどうジュースやジャム、フルーツゼリー)や高級志向に統一したブランドイメージでデザイン等を一新し、商品容器も消費者の使い勝手に配慮するなど様々な工夫を行っている。</p> <p>農園カフェ・レストランは、「そのときの一番美味しいものを、一番美味しい食べた方で召し上がっていただきたい」との思いから開始しており、自家農園で賄いきれない農産物は、市内産や県内産を購入し、地産地消を実施している。季節の果実をふんだんに使ったメニューで、食事の後は農園散策も可能となっている。</p> <p>また、年に数回、里山の豊かな自然と食を音楽とともに楽しむ「里山の音楽会」を開催し、音楽を聴きながらの食事、そして農園内散策など里山でのゆったりとしたひとときを提供している。（果樹や野菜の比較的少ない冬場（1月頃～2月頃）は、休業）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="355 1111 842 1424">  <p>〈野菜ご膳〉</p> </div> <div data-bbox="874 1111 1321 1424">  <p>〈ジャムとパート・ド・フレイユ〉</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機肥料、減農薬で果樹、野菜を栽培 ・犬と一緒に過ごせる部屋を用意 ・農園の年間の果樹栽培が一覧できるパンフレットを作成 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを上手く使いこなせず、発信したいことが沢山あるが、十分に発信できないこと。 </td> </tr> </table>			<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機肥料、減農薬で果樹、野菜を栽培 ・犬と一緒に過ごせる部屋を用意 ・農園の年間の果樹栽培が一覧できるパンフレットを作成 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを上手く使いこなせず、発信したいことが沢山あるが、十分に発信できないこと。
<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機肥料、減農薬で果樹、野菜を栽培 ・犬と一緒に過ごせる部屋を用意 ・農園の年間の果樹栽培が一覧できるパンフレットを作成 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを上手く使いこなせず、発信したいことが沢山あるが、十分に発信できないこと。 				
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・門納屋やアズマダチの母屋を改修したカフェ・レストランは、テレビでも取り上げられ、市内外から、氷見に訪れるリピーターも多い。 				
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による後継者問題 				
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・実家の田や山にフルーツの木を植え、実家を改装したカフェ・レストランで、自家製の野菜、果物を利用した料理を提供し、様々な方法でブランド力アップを行っている事例 				



■生息環境管理・侵入防止対策・捕獲対策による総合的なイノシシ対策

実施主体	氷見市鳥獣被害防止対策協議会		キーワード	鳥獣被害対策
推進体制	農業協同組合、森林組合、猟友会(鳥獣被害対策実施隊)、農業共済センター、県、市で構成される氷見市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって被害防止対策を実施		活動地域	氷見市全域
			活用した行政等の支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金(国) ・鳥獣被害防止対策推進事業(県)
取組内容	<p>■取組経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で初めてイノシシによる農作物被害が発生(H21) ・氷見市鳥獣被害防止対策協議会を設立(H22) ・氷見市鳥獣被害対策実施隊を設置し、協議会と連携した対策を実施(H25) ・市では「いのしし等対策課」を新設し、専従職員を2名配置するとともに、協議会では専門家2名を雇用し「いのししパトロール隊」を結成するなど組織体制を強化(H26～) ・市全域の地域住民を対象に専門家による研修会を開催し、イノシシ被害対策の正しい知識を普及・啓発(H26～) ・正しい知識を周知するため、市広報に連載記事を掲載(H28) ・平成28年度鳥獣被害対策優良活動表彰(農林水産省主催)で農村振興局長賞を受賞 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>座学研修</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>実地研修</p> </div> </div>			
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策の正しい知識を効果的に普及・啓発するため、子どもや女性農業者を対象に勉強会を開催している。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氷見市内の集落間でも被害対策の取組に温度差があり、一貫した取組の継続が必要 		
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの有害捕獲頭数の増加(H24:26頭→H30:2,125頭) ・イノシシによる農作物被害額の減少(H24:998万円→H30:268万円) 			
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等により、集落における被害対策実践者のマンパワー不足 ・総合的な取組の継続実施 			
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・集落環境管理を基本とし、イノシシの侵入防止柵の設置や捕獲を組み合わせた総合的な被害対策で効果を上げたモデル事例 			

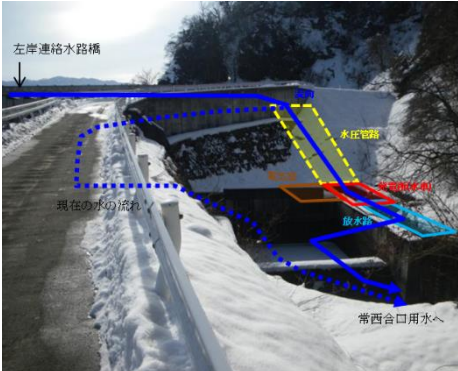
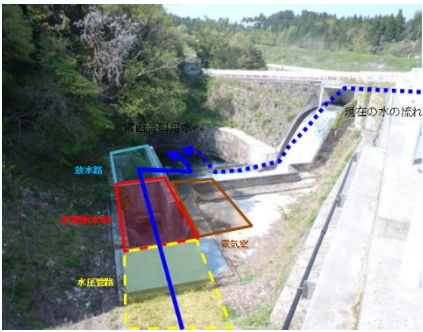
■「富山地区林業協業体」による森林整備の推進

<p>実施主体</p>	<p>富山地区林業協業体</p>	<p>キーワード</p>	<p>環境教育、循環型林業、無花粉スギ、GPS</p>
<p>推進体制</p>	<p>・富山地区林業協業体は、「所有森林を自ら整備し管理」するため、旧大沢野町・細入村の森林所有者を構成員として、2001(平成13)年に設立 ・2006(平成18)年には活動エリアを旧婦中町にも拡大し、2支部体制となり、現在の構成員は31名である。(2019年4月時点)</p>	<p>活動地域</p>	<p>富山市大沢野・細入・婦中地区の全域</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・県単独森林整備事業(県) ・水と緑の森づくり事業(県)</p>
<p>取組内容</p>	<p>森林所有者相互で助け合う「富山地区林業協業体」として、構成員が所有する森林の集約化と共同自主整備(管理)に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 間伐を中心とした森林整備で地域林業の振興と災害に強い山づくりに貢献 「自分たちの山を自分たちの手できれいにしよう」をスローガンに、間伐・枝打ち等を実施し、森林における立木の経済的価値や公益的機能および景観の向上を図っている。 ■ 無花粉スギの植栽による「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実践 構成員が所有する主伐跡地にて、県が推奨する無花粉スギを率先して植栽し、協業体事業として保育作業(雪起し・下刈り)を行い、森林を育てている。 ■ 森林環境教育の実施と都市・中山間地交流および世代間交流の実施 小学生を対象とした森林教室・林業体験教室などで、技術指導を行っている。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="316 1279 826 1469"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理を徹底するため、年1回の安全講習会を開催している。 ・所有森林の境界管理に、GPS端末の活用を試みている。 </div> <div data-bbox="831 1279 1428 1469"> <p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の高齢化が進んでいるが、後継者育成が進んでいない。現場作業ができる子息の取り込みや、若い世代の新規会員募集が急務となっている。 </div> </div>		
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設立以来約160haを間伐するなど、地域の森林整備の模範となっている。 ・森林整備にあたっては、境界確定や測量及び図面作成も行っており、次世代への森林経営の継承が図られている。 ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽など、新たな事業にも積極的に取り組んでいる。 ・林業教室の開催等により、地元小学生の郷土の山に対する愛着を高めている。 ・これらの取組は、森林所有者の森林に対する関心の高まりや、地域交流の活性化につながっている。 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の高齢化に対応した、新規構成員の取り込み ・主伐・再生林に向けた取組の強化 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの山を自分たちで整備するため、国庫補助を受けることのできる団体(森林法施行令第11条第8号)として森林所有者が設立 ・協業体は、森林整備のほかに、林業教室等も開催し、地域活性化にも貢献 		

■消滅可能性都市で始まった起業家育成

実施主体	一般社団法人みらいまちLABO	キーワード	住民主体の地域づくり、新たなビジネスの創出
推進体制	地域住民が首都圏在住のプロの投資家とともに、朝日町発の起業家の育成や交流人口の拡大など地域活性化を目指す「みらいまちLABO」を2019年5月に設立	活動地域	主に朝日町、富山全域、東京都
		活用した行政等の支援策	—
取組内容	<p>地域住民からの働きかけにより、首都圏在住のプロの投資家が、朝日町の古民家（空き家）を改修。そこを交流拠点として、朝日町、そして富山県、ひいては日本を元気にしたいとの思いから、全国各地で新ビジネスの立ち上げに成功している方を招き、起業のヒントとなる講座や交流会の開催など様々な取組を実施している。朝日町に興味がない人にも共感してもらえるような講座とすることで、多くの人が集ってネットワークが形成され、ここに来れば何かわくわくすることがあると思ってもらい、リピーターになることで朝日町の魅力を知ってもらおうとともに、参加した人々が自分の地域に戻り、学んだことを活動につなげてもらうことを目指している。</p> <p>■定例勉強会（3か月に1回）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国の好事例を富山に 全国レベルで活躍されている経営者、コンサルタント、アーティスト、街づくりの専門家などを講師に招き、議論して、相互に学びあう。 2 富山の好事例を全国に 富山で活躍している、若しくはチャレンジしようとしている起業家などに発表の機会を与えて、成長の促進と相互に学びあう。 3 終了後の懇親会 富山の海の幸・山の幸を楽しんでもらい、富山のファンを全国に増やし、仲間同士の交流を図る。 4 ふるさと交流イベント・アート（文化・音楽）の発信 地元の人と県外の人との交流 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: right;">左：交流会 右：交流拠点施設</p>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や町、富山の企業に賛同を得ることを最初に行い、協力していただける方を増やした上で、運営した。 ・最初に町民に知っていただくために、町主催で講演会を企画してもらい、プレゼンテーションを実施した。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出てくるたびに改善に努めています。 	
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーでは、県内外から多くの人が集まって議論がされ、富山の海の幸・山の幸を楽しみながら大いに盛り上がることができ、地元朝日町の方々も「自分もやれそう」という前向きな気持ちになることができた。 ・朝日町の交流人口、応援（関係）人口の増加、朝日町に拠点を構えたいという企業の相談が増えている。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これからたくさんの方が来ていただける中で、地域の受入姿勢や仕組みを今以上に高めていく必要がある。 		
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・単独地域の地方創生ではなく、多くの人に共感を持ってもらえるような勉強会の開催などを通じ全国各地に新たな活動の輪を広げる地方から全国に向けて展開する地方創生の取組 ・空き家を地域資源として有効活用 		

■土地改良区の運営基盤を強化する小水力発電整備

<p>実施主体</p>	<p>常願寺川沿岸用水土地改良区連合</p>	<p>キーワード</p>	<p>再生可能エネルギー源の活用</p>								
<p>推進体制</p>	<p>常願寺川沿岸用水土地改良区連合は、1960（昭和35）年10月3日に設立され、受益地は富山市、立山町、舟橋村（受益面積6,890ha）</p>	<p>活動地域</p>	<p>富山市中滝地区</p>								
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>農山漁村地域整備交付金（国）</p>								
<p>取組内容</p>	<p>農業用排水路（土地改良施設：横江頭首工）等の維持管理に係る農家負担の軽減と地球環境保全を図ることを目的として、農業用水を利用した小水力発電施設の整備を行うもの</p> <p>■事業概要 事業箇所：富山市上滝 総事業費：651百万円 工期：H26～H30</p> <p>■発電計画</p> <table border="1" data-bbox="379 891 847 1106"> <tr> <td>最大使用水量</td> <td>5.5m³/s</td> </tr> <tr> <td>最大有効落差</td> <td>11.1m</td> </tr> <tr> <td>最大出力</td> <td>470Kw</td> </tr> <tr> <td>年間有効発電量</td> <td>220MWh[※]</td> </tr> </table> <p>※一般家庭524軒相当の発電量（年間電力使用量0.42MWh/軒として試算）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			最大使用水量	5.5m ³ /s	最大有効落差	11.1m	最大出力	470Kw	年間有効発電量	220MWh [※]
最大使用水量	5.5m ³ /s										
最大有効落差	11.1m										
最大出力	470Kw										
年間有効発電量	220MWh [※]										
<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設を活用し、効率的な発電が行えるよう、設置箇所を選定 		<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし 									
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常願寺川沿岸用水土地改良区連合の土地改良施設の維持管理費の負担軽減が図られる。 										
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 										
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設を整備し、土地改良区の維持管理費の負担軽減に資する事例 										

■南砺市菅沼地区における「帰農塾」

<p>実施主体</p>	<p>NPO法人 雪峯倶楽部</p>	<p>キーワード</p>	<p>都市農村交流</p>
<p>推進体制</p>	<p>NPO法人雪峯倶楽部代表を中心とした帰農塾担当者</p>	<p>活動地域</p>	<p>南砺市菅沼地区</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>とやま帰農塾（県）</p>
<p>取組内容</p>	<p>県事業として2005(平成17)年度にスタートした「とやま帰農塾」は、田舎暮らし体験を通じた農山漁村の魅力発信、都市農村交流の推進により、交流人口の拡大、応援(関係)人口の構築、さらには移住の促進を図るもので、2019年度は8市町9地区において開催している。</p> <p>2007(平成19)年度から南砺市五箇山で開催している「五箇山なぎ畑塾」は、塾長の雪峯倶楽部代表が中心となって運営。“なぎ畑”とは、乾燥させた草木を畑で燃やし土壌消毒を行った後、種を植え付ける伝統的な農法で、塾長は、この農法により在来品種(赤カブ)を保全していきたいとの思いのもと、帰農塾参加者のマンパワーにも期待している。</p> <p>なぎ畑のほか、世界遺産の合掌造り集落巡りや、伝統楽器の「ささら」作り体験、日本最古の民謡とされる「こきりこ節」にのせた踊りの講習会、五箇山豆腐作りなど、山間に伝わる素朴な文化を満喫できるプログラムが提供されている。また、交流会等を通じ、参加者たちはビジネスライクではない地元の人々との触れ合いに大きな満足感を得ている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>なぎ畑体験</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>民謡体験</p>  </div> </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会に移住者が参加することにより、当事者の生の声で魅力を発信できた。 		<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リピーターよりも新規参加者をしっかり獲得すること。
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の若者等が参加することにより、過疎の村に活気が生まれるとともに、外部からの移住者を迎え入れる機運の醸成につながっている。 ・参加者の多くが、地元住民と深く交流できたことに満足しており、こうした人々が“応援(関係)人口”として継続的に地域に関わることが期待できる。 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元が交流疲れを感じずに、楽しみながら継続する方法の模索 ・移住につながるような“仕事”と“住居”の確保 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・古来の手法で在来品種を守り伝える農業体験や素朴な伝統文化の体験など、山間の生活が凝縮されたプログラムを提供し、コンスタントな人気を保持する田舎暮らし体験プログラム ・域外の人材を活用した在来品種の保全 		

■八尾町の魅力を活かした回遊性向上による観光まちづくり

実施主体	富山市八尾山田商工会 株式会社オズリンクス (富山市)	キーワード	交流による地域活性化、 ゲストハウス
推進体制	富山市八尾山田商工会が八尾地域の歴史的・文化的な地域資源の有機的な連携により回遊性を向上させる取組を実施し、(株)オズリンクス(地域外の住民が新たに起業)がその中で核となる体験型宿泊施設を運営	活動地域	富山市八尾地域
		活用した行政等の支援策	歴史と文化が薫るまちづくり事業(県)
取組内容	<p>八尾地域の美しい地形と独自の歴史や文化、風情あるまちなみといった貴重な地域資源を有機的に連動させることで、「おわら風の盆」の季節以外でも通年で楽しめる地域を目指して、歴史的な価値の高い古民家を改修して体験型宿泊施設として活用し、そこを観光拠点として各スポットを巡ってもらい新たな賑わいの創出を図っている。</p> <p>町全体をひとつのホテルに見立てて、ホテル機能を町の各地に点在させている。整備した宿泊施設は客室、食事場所は町の食事処を利用することで、町での回遊性を高め町全体にお金が落ちる仕組みとしている。また、宿泊施設としての利用だけでなく、レンタルスペースとしても活用され、ジャズライブや茶会、三味線体験プログラムなど様々なイベントを開催するとともに、カフェも併設し地元住民と観光客が気軽に交流できる仕組みも取り入れている。</p> <p>また、(株)オズリンクスでは、地元住民を雇用した着物のアップサイクル事業にも取り組み、様々な観点から地域活性化に取り組んでいる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>宿泊施設外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>三味線体験</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="316 1534 938 1677"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者と複数年にわたり活用手段を検討 ・新たな担い手の発掘 </div> <div data-bbox="938 1534 1430 1677"> <p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし </div> </div>		
取組の成果	<p>・古民家を改修した体験型宿泊施設は、マスコミからの注目も高く、八尾の新たな観光拠点として知名度が高まっており、新たな交流につながっている。</p>		
今後の課題	<p>・既存事業者だけではなく、新規プレーヤーが参戦する機会の創出</p> <p>・おわらだけではなく、飲食店やクラフトショップなど、通年でのコンテンツの充実が必要</p>		
参考ポイント	<p>・町全体をホテルに見立てて、客室、食事を別々の場所とすることで訪問者がまち歩きを通じて、地域に触れ合うとともに、地域全体にお金が落ちる仕組みを構築</p> <p>・空き家を地域資源として有効活用</p>		


■地域の自主運行バスの運行

<p>実施主体</p>	<p>特定非営利活動法人上庄谷地域協議会</p>	<p>キーワード</p>	<p>コミュニティバス</p>
<p>推進体制</p>	<p>地域協議会が、地域内住民の年会費、利用者の対価や自治体からの補助金等を原資に、NPO 法人による自家用有償旅客運送によるバスを運行</p>	<p>活動地域</p>	<p>氷見市上庄谷地域</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p>・氷見市 NPO 公共交通空白地バス路線支援事業費補助金(氷見市) ・NPO 交通空白地バス路線支援事業費補助金(県)</p>
<p>取組内容</p>	<p>2016（平成 28）年の民営バス路線の撤退を契機に、バス運行のあり方について地域と市が協議を行い、同年 10 月に NPO 法人久目地域協議会を設立、道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送として「くめバス」の運行を開始した。</p> <p>2018（平成 30）年 10 月には、NPO 法人上庄谷地域協議会に名称変更し、廃止となった民営バス路線の代替移動手段として、新たに「はやかわバス」、「くまなしバス」の運行を開始している。</p> <p>■運行体制</p> <p>対象エリア：上庄谷地域⇄氷見駅前・氷見高校</p> <p>運行回数：平日 4 回、土曜日 2 回</p> <p>車両：トヨタ「ハイエース通勤用」(14 人乗り)</p> <p>運賃：法人会費（世帯毎）、運送の対価（住所地別定期券）・回数券併用制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内全世帯から法人会費を徴収 ・運行エリアの拡大とバス停の増設 ・運賃は年間定期券・回数券併用制とし利用者の選択の幅を確保 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し時間をかけて住民説明会ができれば良かった。 	
<p>取組の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出機会の創出及び運転者・利用者同士による見守り機能・走る公民館 ・高校生の通学利用による域内のコミュニケーションの拡大 		
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の外出支援サービス等とのすみ分け ・ドライバーの確保や利用促進等、路線の持続可能性の維持に向けた取組 		
<p>参考ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地における地域ニーズに応じた生活の足の確保として、地域、行政が連携してバス路線を企画、運行 ・利用しない人も含め地域全体で、バスの運行を支える法人会費制度、住所地に応じた対価設定、法人寄附募集による自主財源の確保及び年間定期券による利用促進 		

■移動スーパー「とくし丸」

<p>実施主体</p>	<p>・株式会社丸圓商店 ・株式会社マルワフード</p>	<p>キーワード</p>	<p>移動販売、見守り</p>
<p>推進体制</p>	<p>(株)丸圓商店及び(株)マルワフード(商品供給担当)が、①(株)とくし丸(ブランド・ノウハウ・情報提供担当)及び②個人事業主(販売担当)と契約を結び、事業を実施</p>	<p>活動地域</p>	<p><(株)丸圓商店> 砺波市全域、南砺市全域、高岡市一部、小矢部市全域、富山市(旧大山町)、射水市(旧新湊市を除く地域) <(株)マルワフード> 氷見市一部</p>
		<p>活用した行政等の支援策</p>	<p><(株)丸圓商店> 富山市大山地域中山間地移動販売支援試行事業補助金(富山市) <(株)マルワフード> 買い物サービス支援事業費補助金(県)</p>
<p>取組内容</p>	<p>・高齢化社会の進展等により、買い物弱者が増加していることから、事業を実施</p> <p>・利用者の要望に応じ、訪問日によって品揃えを変更 〔販売品目：約400品目～500品目(生鮮食品、日用品等)〕 〔巡回頻度：週1～2回〕</p> <p>・高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く安心して暮らすことができるよう、移動販売に併せて、困り事などの「御用聞き」を実施</p> <p>・活動地域の自治体と「見守り協定」を締結し、移動販売の際に高齢者の異変に気付いた場合、自治体に通報する体制を整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		
	<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <p>・買い物に困っている方がおられる地域等の把握</p> <p>・巡回を重ねることにより、利用者の信頼を獲得しニーズを把握</p>	<p>【反省点】</p> <p>・当初、要望のあった場所を中心に販売ルートを決めたため、効率が悪く、販売ルートの検討が必要になった。</p>	
<p>取組の成果</p>	<p>・販売時に周辺住民が「とくし丸」周辺に集まることによる、地域コミュニティの活性化</p>		
<p>今後の課題</p>	<p>・団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達し、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される「2025年問題」に向けての対応</p> <p>・事業を維持するため、販売額の増加</p>		
<p>参考ポイント</p>	<p>・事業の運営にあたっての地元事業者の連携</p> <p>・高齢者のニーズを把握している社会福祉協議会との情報共有などにより、品揃えの充実やきめ細やかなサービスの提供を行うとともに、販売額の増加を目指す取組</p>		

■南砺市における地域包括ケアシステム構築

実施主体	南砺市	キーワード	地域包括ケアシステム		
推進体制	決定会議:地域包括ケア推進本部 ↑ (市長、副市長、市民病院長、地域包括医療ケア部長等) 部門会議:地域ケア推進会議 ↑ (地域包括ケア課、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、各サービス事業所など) 個別会議:地域ケア個別会議	活動地域	南砺市		
		活用した行政等の支援策	地域支援事業 (介護保険制度)		
取組内容	<p>■互助を進めるための人材育成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009(平成21)年10月～ 地域医療・地域活性化マイスター養成講座 ・2010(平成22)年 2月～ 地域包括医療・ケアを守り育てる会 ・2011(平成23)年10月～ なんと住民マイスターの会 ・2019年5月～ コミュニティ・メディカルデザイナー養成講座 (小規模多機能自治におけるリーダーの養成) <p>■在宅医療と介護の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南砺市医師会地域医療連携部会(毎月第3水曜日に開催) 目標:困難事例検討を通し、各専門職の機能と知恵を共有し解決能力向上 自助・互助育成と適切な共助・互助を組み合わせ、在宅生活の限界点を改善 参加者:開業医、病院勤務医、歯科医、薬剤師、訪問看護師、リハビリ職、歯科衛生士、介護支援専門員、地域包括支援センター、市社会福祉協議会 など <p>■介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のミニデイサービス(通所型サービスB): 地域の住民の力で介護予防を推進 ・活動拠点施設改修及び備品等整備事業: 住民主体サービスB型の準備への支援 200万円/地区(2019年まで) ・インセンティブ表彰事業: 通所型サービスB利用者が「要介護・要支援」から「自立」となった場合に表彰 <div data-bbox="1187 1189 1410 1361" style="float: right; text-align: center;">  </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識の高揚を図るため、良悪ともに適切な情報の提供と共有に努めた。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体で行う事業への支援を手厚くしたため、行政への財政依存度が高くなっている。 </td> </tr> </table>			<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識の高揚を図るため、良悪ともに適切な情報の提供と共有に努めた。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体で行う事業への支援を手厚くしたため、行政への財政依存度が高くなっている。
<p>【工夫した点・苦労した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意識の高揚を図るため、良悪ともに適切な情報の提供と共有に努めた。 	<p>【反省点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体で行う事業への支援を手厚くしたため、行政への財政依存度が高くなっている。 				
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の間に介護予防に対する意識が高まった。 ・要介護認定率の伸びが計画値より緩やかになった。 				
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における介護予防事業を担っていける人材の育成など持続可能な仕組みづくり ・事業継続に必要な予算の確保 				
参考ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率 37.44%と他の市町村と比較して高齢化が大幅に早く進行 ・住民と行政が介護予防の必要性への認識を共有しつつ地域包括ケアシステムを構築 				

第6章 総合戦略の推進

1 多様な主体の連携による推進

中山間地域の活性化に向けた取組を進めるにあたっては、それぞれの地域で自らの発意による活動を基本に、これを支援するNPOや企業等の組織、市町村、県、県民が連携することが大切です。

(1) 地域集落

地域づくりには、地域住民自らの発意による地域の課題解決に向けた主体的な意欲や努力が不可欠であり、その中で地域のめざす方向を真摯に議論し、地域住民の総意として地域活性化に取り組むことが重要です。

(2) NPO・企業等

NPOやボランティア団体等は、自らの理念に基づき様々な地域で活動できることから、地域横断的に地域づくりに関わりとともに、関係する各種団体等とも連携して地域活性化に取り組むことが可能です。

また、企業・NPO等は、その事業ノウハウや経営資源等を活かしながら、地域・集落との結び付きをより一層強め、事業展開や社会貢献、職員厚生活動の一環として、責任ある地域の担い手となりうる活動への参画が重要です。

(3) 市町村の役割

市町村は、県民に最も身近な行政主体として、これまで果たしてきたファシリテーター（※⁴³）としての役割を強化するとともに、集落の実態やニーズを把握し、集落が主体的に取り組めるよう多様な主体と連携して集落を支援することが重要です。

また、山村振興計画など中山間地域の活性化に関する市町村計画の策定にあたっては、総合戦略との整合性に配慮するとともに、他の市町村と連携した広域的な取組も大切になります。

(4) 県の役割

県は、総合戦略に基づき中山間地域の振興施策の総合的かつ計画的な実施を通じて、地域の課題解決に向けた取組などを支援するとともに、市町村の広域的な連携を図る生産基盤・生活環境施設の整備や先導的・モデル的な取組の実践を支援していきます。

また、中山間地域の存在意義や課題等について、広く県民に情報提供し意識改革を図る中で、県民の主体的な活動が行われるよう支援するとともに、中山間地域において、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保に努めます。

(※⁴³)ファシリテーター

中立的立場で、参加者の意見を引き出し、結論を導き出す促進者

さらに、全国一律ではなく各々の地域がその実情にあった施策が展開できるよう、規制緩和や地方財源拡充の必要性など地域の実情を国に伝えるとともに、様々な関連団体とも連携しながら国に対して中山間地域の活性化に必要な法整備や地域の実情を踏まえた提言・要望等を積極的に行います。

(5) 県民への期待

県民は、中山間地域が有する多面的機能など中山間地域の存在意義や中山間地域施策の重要性について理解を深め、共に中山間地域を支えるという意識のもとで、消費や中山間地域との交流、ボランティア等の活動を通じて、中山間地域の活性化に取り組むことが期待されます。

2 推進体制と進捗管理

(1) 推進体制

県は、外部有識者等からなる検討会において、総合戦略の実施状況について進行管理を行うとともに、庁内の関係室課で構成したワーキンググループにおいて、総合戦略の実行について総合調整を図ります。さらに、市町村との意見交換場の場の設定や連携した施策の実施など市町村との緊密な連携・協力体制の構築に努めます。

また、中山間地域対策を持続的かつ継続的に実施するため、中山間地域の総合窓口である「中山間地域サポートセンター」を充実させ、センターに寄せられた様々な相談などについて、市町村や関係機関と情報を共有して対応します。

(2) 総合戦略の実効性の確保

総合戦略の実効性を確保するため、総合戦略に掲げる事業を中心に参考指標を設定し、PDCA サイクルによるマネジメントシステムを確立し、総合戦略の効果を最大限に高めます。また、社会情勢の変化を踏まえるとともに、定期的な調査等により中山間地域のニーズ・実態を把握し、必要に応じて総合戦略の内容の見直しを行い、持続可能な地域社会を実現していきます。

【参考資料】

1 富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

本県において、中山間地域は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担い、県民生活及び本県経済の安定に寄与しており、中山間地域の維持は、全ての県民に関わる課題である。

しかしながら、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえもが危ぶまれている。

長期的な人口の減少及び高齢化はもはや避けがたく、構造的な変化への本質的な対応に迫られており、県が主導的な役割を果たし、あらゆる政策手段を有効に組み合わせ、総合的な対策を講ずることが求められている。

ここに、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協働して、中山間地域に、人口減少社会、長寿社会にふさわしい「持続可能な新たな地域社会」を形成するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域において、人口の著しい減少、急速な高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策（以下「中山間地域施策」という。）の推進に関し、その基本方針、県が講ずべき中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（第6条において「中山間地域創生総合戦略」という。）の策定その他の事項を定めることにより、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (2) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

(基本方針)

第3条 県の中山間地域施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、効果的にこれを行うものとする。

- (1) 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- (2) 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- (3) それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (4) 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- (5) 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- (6) 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、第1条に規定する目的を達成するため、中山間地域施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、広報活動、教育活動等を通じて、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性に関し、県民及び事業者の関心及び理解が深まるよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第5条 県民及び事業者は、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性について関心及び理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する中山間地域施策に協力するよう努めるものとする。

(中山間地域創生総合戦略)

第6条 知事は、第3条に規定する基本方針を踏まえ、中山間地域創生総合戦略を定めるものとする。

2 中山間地域創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るための次に掲げる施策に関する事項
 - ア 住民が主体となった地域の将来像の合意形成を促進すること。
 - イ 住民の生活を総合的に支える地域運営の仕組みを整備すること。
 - ウ 基幹集落に複数の生活サービス及び地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結んだ拠点を形成すること。

- エ 中山間地域への移住等を促進すること。
- オ 伝統芸能その他の文化的所産の継承及び活用を図ること。
- カ 空家等の適切な管理及び活用を図ること。
- キ 災害に強い地域づくりを推進すること。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るために必要な施策に関する事項

(2) 地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るための次に掲げる施策に関する事項

- ア 再生可能エネルギー源の活用を推進すること。
- イ 都市と農山漁村との交流による農山漁村地域の活性化を図ること。
- ウ 農林漁業及び製造業、小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進すること。
- エ ロボット及び情報通信技術を活用した農作業の省力化及び生産技術の高度化、生産条件の整備等により、中山間地農業の活性化を図ること。
- オ 鳥獣による被害の防止及び捕獲等をした鳥獣の利用を図ること。
- カ 県産材の利用の促進等により、林業及び木材産業の活性化を図ること。
- キ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した就労の機会の確保及び起業の促進を図ること。
- ク 地域の課題の解決を目的として、収益性のある事業を継続的に実施するコミュニティビジネスの創出及び展開を促進すること。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るために必要な施策に関する事項

(3) 住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するための次に掲げる施策に関する事項

- ア 地域包括ケアシステムを構築すること。
- イ 医師、看護師その他の医療従事者を確保すること。
- ウ 介護サービスの提供に係る人材を確保すること。
- エ 交通手段を安定的に確保すること。
- オ 生活必需物資を供給するサービスを確保すること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するために必要な施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めるに当たっては、市町村、県民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、中山間地域創生総合戦略を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による中山間地域創生総合戦略の変更について準用する。

(市町村等に対する支援)

第7条 県は、市町村が実施する中山間地域施策を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、中山間地域の住民をはじめとする県民、事業者、特定非営利活動法人、大学等の多様な主体が連携し、及び協働して中山間地域の課題の解決に取り組むことを支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第8条 県は、中山間地域の地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成及び確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(実態調査及び調査研究)

第9条 県は、中山間地域の実態の定期的な調査及び中山間地域施策に関する調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、中山間地域施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、中山間地域施策を推進するため、市町村との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 県は、中山間地域施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第47号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 富山県中山間地域創生総合戦略検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略、任期：令和1年6月21日から令和4年3月31日)

氏名	所属等	備考
稲垣 晴彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役会長 一般社団法人 富山県西部観光社 代表理事	
江尻 美佐子	一般社団法人モリビオ 森の暮らし研究所 代表理事	
稲垣 文彦	認定NPO法人ふるさと回帰支援センター 副事務局長	R3.4.1～嵩和雄 委員から変更
河上 めぐみ	有限会社土遊野 代表取締役	
九里 徳泰	相模女子大学 教授	
小島 尚子	富山県いきいき物産株式会社 営業部 バイヤー	
酒井 富夫	富山大学 教授	
西村 幸夫	國學院大學 教授	座長
林 尚史	株式会社ディスカバー・ジャパン 取締役	
原井 紗友里	株式会社オズリンクス 代表取締役	
古澤 孝之	アルビス株式会社 移動販売事業部長	
榊田 隆一郎	株式会社榊田酒造店 代表取締役社長	
麦野 英順	富山経済同友会代表幹事	
弓野 良子	富山県地域活性化グループ協議会 会長	

(計14名)

(五十音順、敬称略、任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日)

氏名	所属等	備考
稲垣 文彦	認定NPO法人ふるさと回帰支援センター 副事務局長	
金子 洋二	大正大学准教授、NPO法人まちづくり学校理事	
小泉 謙二	富山県生活協同組合連合会会長理事	
佐藤 みどり	NPO法人立山クラフト舎理事	
品川 祐一郎	トヨタモビリティ富山株式会社代表取締役社長	
島田 優平	一般社団法人ジソウラボ代表理事、株式会社島田木材代表取締役	
宅見 公志	一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会ICT利活用検討委員会副委員長	
西村 幸夫	國學院大學 教授	座長
前田 大介	前田薬品工業株式会社代表取締役社長	
宮田 香代子	有限会社小原営農センター代表取締役、JAあおば理事	
弓野 良子	富山県地域活性化グループ協議会会長	

(計11名)

3 策定の経緯

日 程	内 容
令和元年 8月22日	第1回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・本県の中山間地域の現状 ・富山県中山間地域創生総合戦略について
8月26日	県政ふれあいトーク・中山間地域未来創生ミーティング（於：魚津市）
9月3日	富山県中山間地域創生総合戦略説明会（市町村説明会）
10月8日	県政ふれあいトーク・中山間地域未来創生ミーティング（於：氷見市）
12月26日	第2回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略（素案） ほか
令和2年 2月～3月	パブリックコメントの実施
2月19日	富山県中山間地域創生総合戦略説明会（市町村説明会）
3月2日	第3回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略（案） ほか
3月	富山県中山間地域創生総合戦略策定
11月4日	第4回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
12月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂
令和3年 11月22日	第5回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
令和4年 1月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂
令和4年 11月21日	第5回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
令和5年 1月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂



氷見市胡桃地区の棚田から富山湾・立山連峰を望む

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL076-444-9605 FAX076-444-4561

